

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6 月29日
【計算期間】	第10期（自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日）
【ファンド名】	プラチナ・トラスト - 最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型） （Platinum Trust - Best Performance Reference Fund 0809E（USD Principal Protected））
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス（注） （BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT France） （注）トラストの管理会社は、2017年11月 1 日付で、THEAMからビー・エヌ・ピー・パ リバ アセットマネジメント・フランスに変更になった。
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 ファブリス・シルベザン（Fabrice Silbezan）
【本店の所在の場所】	フランス共和国、パリ市 9 区、オスマン通り 1 番 （1, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 同 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注 1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算額は、便宜上、2018年 4 月27日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル＝109.35円）による。以下同じ。

（注 2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記
載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、
円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。し
たがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注 4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは 1 月 1 日に始まり12月31日に終わる 1 年を指す。ただ
し、第 1 会計年度は2008年10月 2 日に始まり2008年12月31日に終了した。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるプラチナ・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

トラストは、2018年5月末日現在、ファンドを含め2本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。追加のサブ・ファンドは、BNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッド（以下「受託会社」という。）とビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント・フランス（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT France）^{（注）}（以下「管理会社」といい、場合により「新管理会社」ということがある。）との間の信託証書の補遺により設定することができる。

（注）トラストの管理会社は、2017年11月1日付で、THEAM（以下「前管理会社」という。）から新管理会社に変更になった。

ファンドの投資目的は、最終買戻日および償還日における米ドル建ての投資元本を確保しつつ、調整後農業関連指数および調整後再生可能エネルギー関連指数から成る2つの調整後指数の最高実績額を参照して決定される最終買戻価格と早期償還事由の発生から利益を享受する機会を投資家に提供することである（かかる最高を参照する特徴を「最高実績参照型」という。）。

ファンドにおける信託金の限度額は、1億米ドルである。

b．ファンドの特色

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社および／または管理会社から任命されたいかなる者も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有する。

ファンドの各受益者（以下「受益者」という。）は、買戻請求期限までに日本における販売会社に申し込むことにより、管理会社に対し、買戻価格によるその受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、関連する買戻日の受益証券一口当たり純資産価格として管理事務代行会社によって計算される。

（２）【ファンドの沿革】

1980年7月28日	新管理会社の設立
1999年9月28日	パルカディア・アセット・マネジメント・エス・エイ（Parcadia Asset Management S.A.）（以下「旧管理会社」という。）の設立
1999年12月27日	前管理会社の設立
2005年3月30日	基本信託証書締結
2008年8月1日	ファンド設定のための信託証書補遺締結
2008年10月2日	ファンドの運用開始
2013年6月10日	管理会社変更のための退任および任命証書締結
2013年6月14日	旧管理会社から前管理会社への変更
2015年7月10日	信託証書補遺締結
2017年11月1日	前管理会社から新管理会社への変更

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT France)	管理会社	2005年3月30日付で基本信託証書（2008年8月1日付信託証書補遺、2013年6月10日付退任および任命証書ならびに2015年7月10日付信託証書補遺により改訂済）（以下「信託証書」という。）を前管理会社により受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻しならびにトラストおよびファンドの終了について規定している。
BNPパリバ・ バンク・アンド・トラスト・ ケイマン・リミテッド (BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited)	受託会社	信託証書を前管理会社と締結。上記に加え、トラストおよびファンドの資産の受託業務、保管等について規定している。
BNPパリバ・セキュリティーズ・ サービズ、ルクセンブルグ支店 (BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)	管理事務代行 会社 保管会社 登録・名義 書換事務代行 会社	管理事務代行契約（2013年6月14日付で効力発生）（注1）を管理会社および受託会社と締結。管理事務代行業務の条件について規定している。 保管契約（2013年6月14日付で効力発生）（注2）を管理会社および受託会社と締結。保管会社の責任について規定している。 登録・名義書換事務代行契約（2013年6月14日付で効力発生）（注3）を管理会社および受託会社と締結。登録・名義書換事務代行業務の条件について規定している。
BNPパリバ証券会社	代行協会員	2008年8月6日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）（更改済）を締結。代行協会員業務について規定している。
株式会社S M B C信託銀行	日本における 販売会社	2008年8月6日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）（更改済）を締結。販売業務の提供について規定している。
BNPパリバ銀行 (BNP Paribas)	元本確保提供 会社	2008年8月6日付で元本確保契約（注6）を受託会社と締結。最終買戻日および償還日における受益証券の米ドル建て投資元本の確保について規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに対し管理事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、管理会社および受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）登録・名義書換事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された登録・名義書換事務代行会社が、ファンドに対し登録・名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

- （注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券一口当たり純資産価格の公表ならびにファンドに関する目論見書、決算報告書、その他の書類の日本における販売会社に対する交付等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- （注５）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令、規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。
- （注６）元本確保契約とは、受益者のために受託会社と元本確保提供会社との間で締結された、最終買戻日または償還日に買い戻される受益証券についての投資元本確保のためのプット契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、フランスの法律に基づき設立された。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、フランス国内および国外において、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびオルタナティブ投資ファンド（AIF）の運用または外国法に基づいて設立されたその他の主体の運営、第三者のためのポートフォリオ運用、投資顧問業務、ポートフォリオ運用会社として行為する資格の範囲内でのその他の投資サービス、債券構築および選定顧問業務ならびに債務証券、ファンドまたは投資家のための貸付供与、あらゆる種類のファンドまたはより一般的に法人または第三者により運用および／または組成された商品の市場調査、販売または販売促進を包括する業務に関する委託運用を含むあらゆる資産運用委託業務、その他の運用、顧問、分析、調査業務もしくは金融商品または指数の評価、管理、会計または運用業務または会社の目的に直接的または間接的に関係する情報技術、電子またはデジタル業務の提供を含むその他のサービスを行うことである。

（ハ）資本金の額

管理会社の2018年４月末日現在の資本金は、120,340,176ユーロ（約159億円）である。

（注）ユーロの円換算額は、2018年４月27日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝132.39円）による。以下同じ。

（ニ）沿革

1980年７月28日設立

（ホ）大株主の状況

（2018年４月末日現在）

名称	所在地	所有株式数	比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・ ホールディング （BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding）	フランス共和国、パリ市９区、オスマン通り１番	7,521,260株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および同法に基づく本規則（以下に定義される。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としてない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

（ハ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改訂）（改正済）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改訂）（以下「本規則」という。）は、日本において公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めている。

本規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

本規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、その証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更に係る条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

本規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはブライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維

持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。すべての規制投資信託は、投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないこと、または履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2018年改訂）
 - マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）
 - 認可条件

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島（PricewaterhouseCoopers Cayman Islands）である。

ファンドは毎年6月30日までには前年の12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立

文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（い）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（あ）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（ば）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （あ）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （ば）投資者により保有されている各受益証券の純資産価額
- （び）前報告期間からの純資産価額および各受益証券の変動率
- （ひ）純資産価額
- （へ）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （ほ）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （こ）報告期間末における発行済受益証券総数

受託会社は、（あ）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ば）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。監査済み財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計方針に従って作成され（設立費用・経費はファンドの最初の12か月間にわたり償却されうる。）、可能な限り速やかに、かついかなる場合にも各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査の半期財務書類は、可能な限り速やかに、かついかなる場合にも毎年6月末日から2か月以内に受益者に送付される。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者

から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、トラストの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるBNPパリバ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

いずれの情報開示の請求に関しても、管理会社、保管会社、登録・名義書換事務代行会社および管理事務代行会社は、ルクセンブルグの銀行業務秘密保持規定を遵守する義務を負っている。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基準通貨

ファンドは米ドル建てである。

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、最終買戻日および償還日における米ドル建ての投資元本を確保しつつ、調整後農業関連指数および調整後再生可能エネルギー関連指数から成る２つの調整後指数の最高実績額を参照して決定される最終買戻価格と早期償還事由の発生から利益を享受する機会を投資家に提供することである（かかる最高を参照する特徴を「最高実績参照型」という。）。

調整後農業関連指数は、100%の一定配分によりBNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15（米ドル建て）で構成される。調整後再生可能エネルギー関連指数は、100%の一定配分によりBNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15（米ドル建て）指数で構成される。各調整後指数は1か月米ドルLiborの想定手数料を支払う。

最終買戻日は、当初、2018年10月20日（または、当該日が営業日でない場合には、当該日の直後の営業日）に予定されており、償還日は、当初、2018年10月25日（または、当該日が営業日でない場合には、当該日の直後の営業日）に予定されている。2018年の参照日を除いて、参照日に関して（ ）連動率と（ ）当該参照日における２つの調整後指数のうちの最高価格が100%を超える超過分（プラスの場合）との積（以下、当該積を「収益対象額」という。）が50%以上になる場合（以下、当該場合を「早期償還事由」という。）、最終買戻日は、当該参照日の直後の10月20日となり、償還日は、当該参照日の直後の10月25日（ただし、当該日が営業日でない場合には、当該日の直後の営業日）になる。参照日の調整後指数の価額を計算するために、かかる参照日で終了する（当該日を含む。）連続5指数営業日現在の指数値の単純平均が使用される。

最終買戻日に、当該日現在発行済みのすべての受益証券は、受益者が自己の保有分を買い戻さないという書面による指図を最終買戻日の2営業日前までに日本における販売会社を通じて管理会社に提出した場合を除き、最終買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格（以下「最終買戻価格」という。）で管理会社により自動的に買い戻される。償還日に発行済みのファンドの全受益証券は、償還日現在の受益証券一口当たり純資産価格（以下「償還価格」という。）で償還日に強制的に買い戻される。

最終買戻価格および償還価格は、（ ）投資元本と（ ）（a）100%および（b）収益対象額の合計との積として決定される予定である。ただし、最終買戻価格および償還価格は、投資元本の100%を最低価格（以下「下限」という。）とし、また投資元本の150%を最大値（以下「上限」という。）とする予定である。

ただし、かかる目的が達成される保証はない。

連動率は当該時の市況に基づいて、設定日において77%と決定された。

管理会社は、ファンドに代わって、パフォーマンス連動債への投資を通じてファンドの目的を達成することを企図する。受託会社は、ファンドの投資目的を達成するため、ファンドに代わって、元本確保契約を通じてBNPパリバ銀行（以下「元本確保提供会社」という。）による元本確保の提供を受けることを企図する。

ファンドは、（ ）いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また（ ）株式に投資する契約型投資信託の証券および会社型投資信託の株式を含む投資信託の株式または受益証券に投資を行わない。

ファンドは、申込手取金の実質的にすべてをパフォーマンス連動債発行体が発行するパフォーマンス連動債に投資している。ファンドはまた、一定の現金を保有することができる。パフォーマンス連動債の発行条件は、パフォーマンス連動債の最終要綱において定められ、管理会社の事務所で入手すること

ができる。パフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債償還日または早期償還事由が発生した場合にはパフォーマンス連動債早期償還日に償還される。パフォーマンス連動債に基づく支払は、BNPパリバ銀行により保証される。BNPパリバ銀行は、2018年4月末日現在、スタンダード・アンド・プアーズからA、およびムーディーズからAa3の信用格付を付与されている。パフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債償還日およびパフォーマンス連動債早期償還日において投資元本の100%が確保されている。パフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債発行体のワラントおよび社債プログラムの発行条件に基づいて固定金利が支払われる仮大券の形で発行される。ただし、ファンドは、パフォーマンス連動債固定金利を受け取り、後記「4 手数料等及び税金」に記載されたファンドに対する業務提供者への直接の報酬支払に充当する。したがって、受益者は、パフォーマンス連動債に基づき支払われたパフォーマンス連動債固定金利の額を反映する分配を受領することができない。

最終買戻日より前のファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、当該時点のパフォーマンス連動債の価値を通じて、米ドル金利および各調整後指数のパフォーマンス等の様々な市況の影響を受ける。

＜ファンドの特徴＞

ファンドは「農業」と「再生可能エネルギー」を投資テーマとしている。

- ・食糧不足が深刻化する中、農産物の供給量確保と価格安定のため世界的な生産力向上が急務とされ、「農業」が改めて注目されている。
- ・深刻化する石油需給の逼迫を緩和し、温室効果ガスを軽減するため、「再生可能エネルギー」の創出が世界規模で求められている。

①最終買戻価格は2つの調整後指数のうち最も高いもの（以下「調整後最高実績指数」という。）を参照して決定される^{注1、注2、注3}。

- ✓ 最終買戻価格は、関連する参照日における調整後最高実績指数が100%を越える部分（以下「調整後最高実績指数上昇率」という。）に連動率^{注4}を乗じて得た額（以下「収益対象額」という。）に100%を加えた額として決定される^{注5、6}。ただし、最終買戻価格の上限は投資元本の150%とする。



②年一回の参照日（原則毎年10月2日）の収益対象額が50%（上限）に達した場合、ファンドは当該参照日の直後の10月25日に投資元本の150%にて繰り上げて償還される。

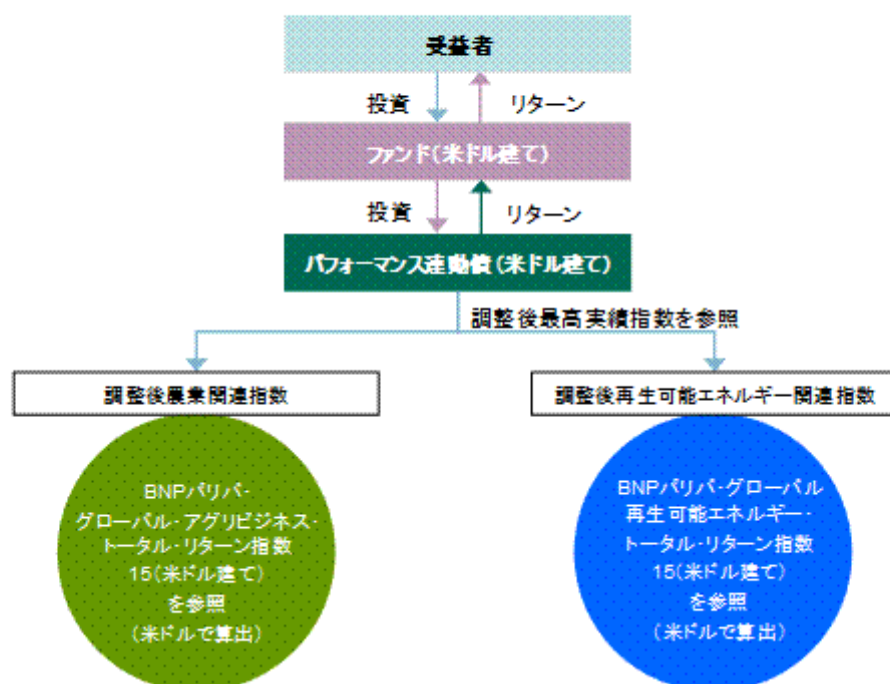
150%（上限）

③最終買戻日における米ドル建て投資元本の100%を確保することを目指す。

- ✓ ファンドは米ドル建てのため、ファンドへの投資は為替リスクを伴う。例えば1米ドル108円で取得した米ドルでファンドに投資する投資家の損益分岐点為替レートは、（イ）投資元本の100%での償還となった場合は1米ドル約111.4円、（ロ）早期償還事由となった場合は1米ドル約79.6円となることが期待されている^{注7}。

- 注1 ファンドの最終買戻価格は、パフォーマンス連動債の償還価額を通じて、調整後最高実績指数上昇率を参照して決定されるが、ファンドの資産が実際に調整後指数に投資されるわけではない。
- 注2 各指数から1か月米ドルLibor相当が控除され、各調整後指数が計算される。この1か月米ドルLiborはファンドの最終買戻価格を決定する際に参照する調整後指数から控除される名目上の費用であり、ファンドの資産が負担する費用ではない。
（注）Liborは、代表的な短期金利の指標である。ロンドンの午前11時にロンドン市場の銀行間で取引されている資金取引における資金の出し手レートの平均値で、英国銀行協会が毎日集計・公表している（1か月米ドルLiborは2008年7月31日現在2.46125%であった。）。
- 注3 調整後農業関連指数および調整後再生可能エネルギー関連指数ともに米ドルで計算される。
- 注4 設定日において、連動率は77%と決定された。
- 注5 投資元本に対する比率として表示されている。また、別途申込手数料3.15%（申込手数料については、当初申込期間当時の消費税（税率5%）込みの数値である。以下同じ。）がかかる。また円資金から投資する場合は、これに加え、為替手数料が往復2円（上限）かかる。
- 注6 参照日の調整後指数の価額を計算するために、かかる参照日で終了する（当該日を含む。）連続5指数営業日現在の指数値の単純平均が使用される。
- 注7 3.15%（税込み）の申込手数料を考慮し、償還差益に対する税率を20%であると仮定している。

＜ファンドの仕組み＞

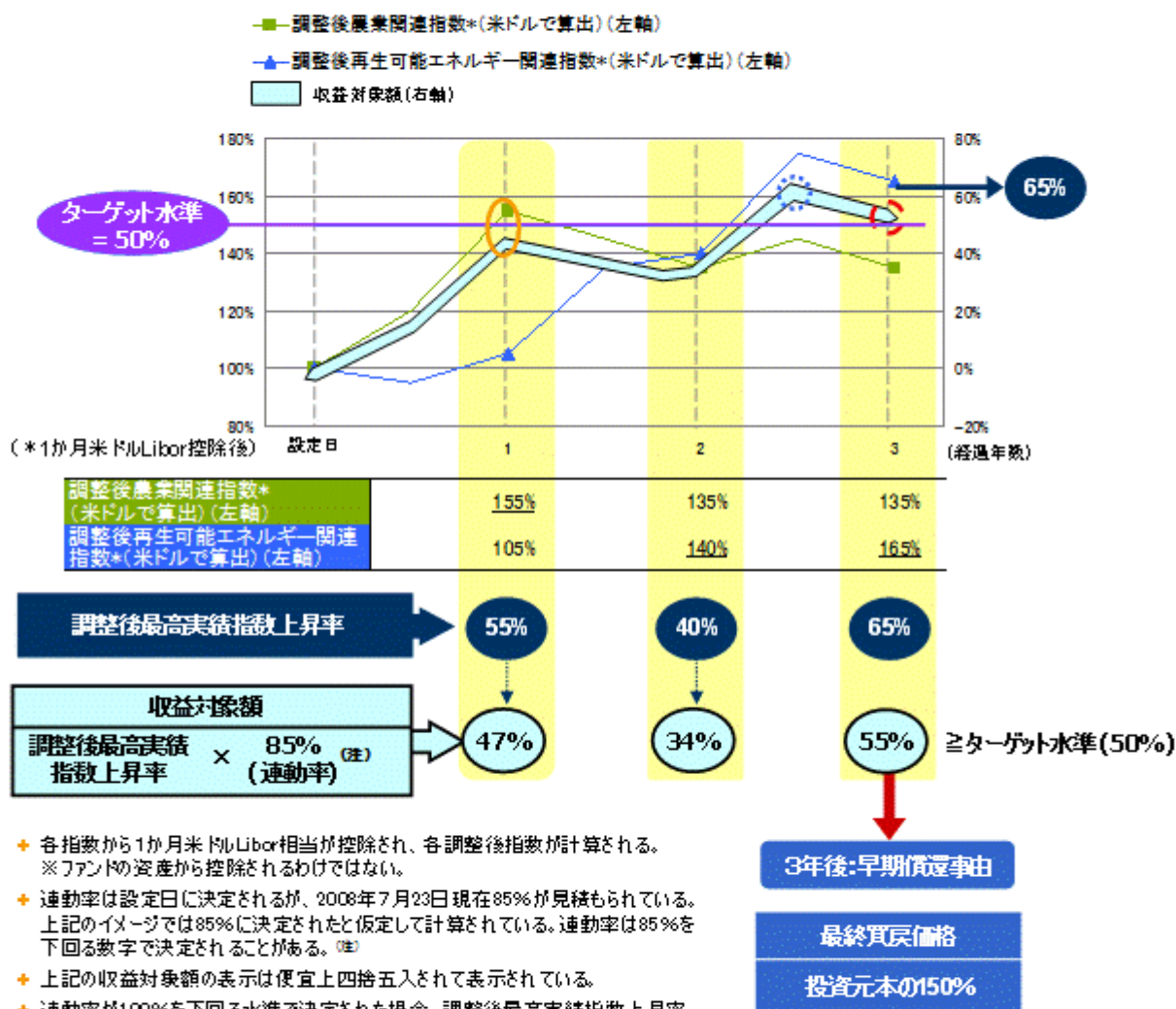


- 調整後農業関連指数はBNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15(米ドル建て)（「グローバル農業関連指数」という。）、調整後再生可能エネルギー関連指数はBNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15(米ドル建て)（「グローバル再生可能エネルギー関連指数」という。）で構成されている。それぞれの指数から1か月米ドルLiborレートが控除され、各調整後指数が計算される。
- 設定日に、管理会社はファンドの米ドル建て投資元本の大部分を米ドル建てのパフォーマンス連動債に投資する。また、受託会社は、元本確保契約を通じてBNPパリバ銀行による元本確保の提供を受け、最終買戻日および償還日における米ドル建て投資元本を確保することを企図する。
* 途中換金時に元本は確保されない。
- 最終買戻日および償還日に、パフォーマンス連動債の償還価額を通じて調整後最高実績指数上昇率に基づいてそれぞれ最終買戻価格および償還価格が計算される。

＜早期償還の判定のイメージ＞

①早期償還するケース

- 調整後最高実績指数上昇率はターゲット水準(50%)を超えているが、調整後最高実績指数上昇率に連動率を乗じて得られる収益対象額がターゲット水準を下回っているため、早期償還されない。
- 収益対象額はターゲット水準を超えているが、年一回の参照日ではないため早期償還されない。
- 参照日において収益対象額がターゲット水準を超えたため、早期償還事由となる。



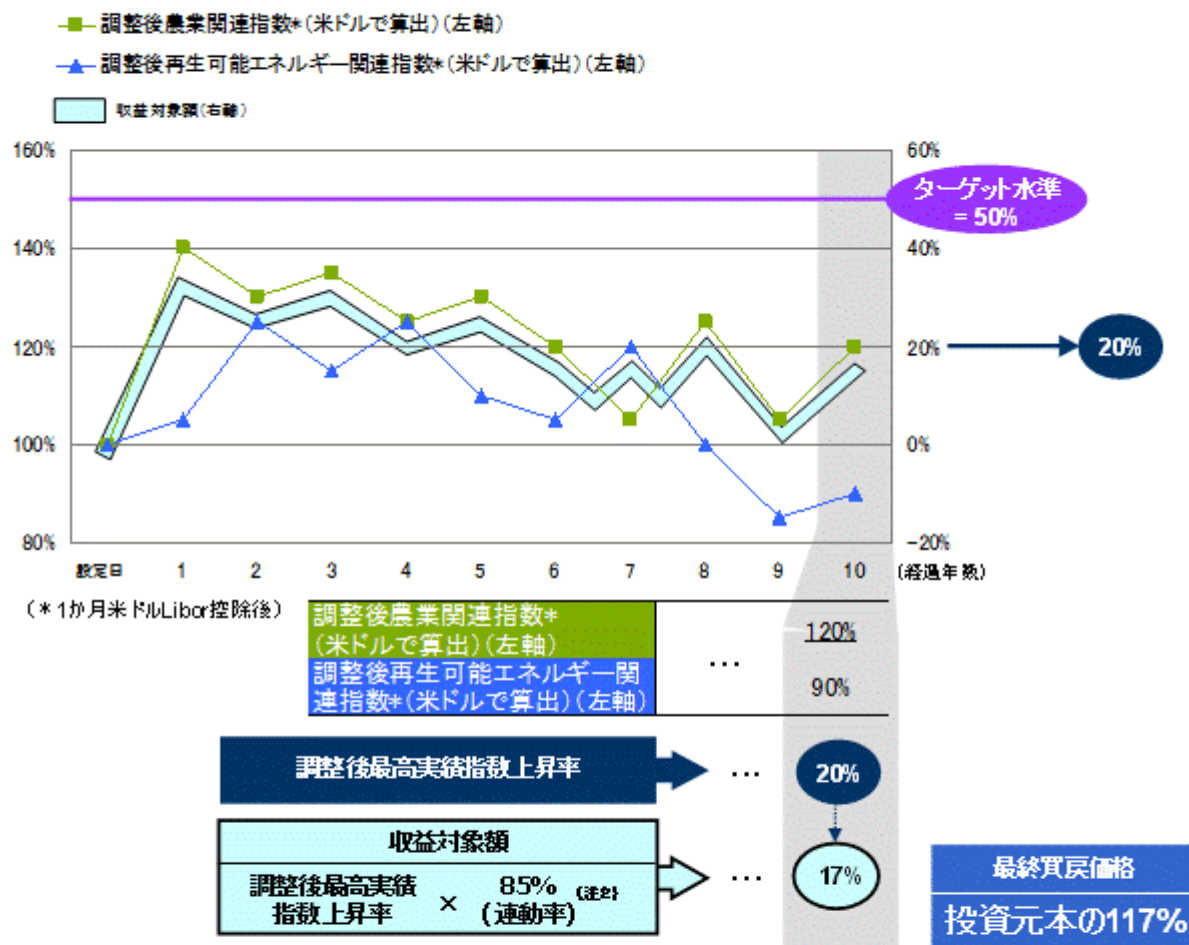
- 各指数から1か月米ドルLibor相当が控除され、各調整後指数が計算される。
※ファンドの資産から控除されるわけではない。
- 連動率は設定日に決定されるが、2008年7月23日現在85%が見積もられている。
上記のイメージでは85%に決定されたと仮定して計算されている。連動率は85%を下回る数字で決定されることがある。(注)
- 上記の収益対象額の表示は便宜上四捨五入されて表示されている。
- 連動率が100%を下回る水準で決定された場合、調整後最高実績指数上昇率がターゲット水準(50%)以上であっても、調整後最高実績指数上昇率に連動率を乗じて得られる収益対象額がターゲット水準を下回っていることにより、早期償還されない状況となることがある。
- 上記イメージは税引き前である。

申込手数料3.15%がかかる。また円資金から投資する場合は、これに加え、為替手数料が往復2円(上限)かかる。

(注) 設定日において、連動率は77%と決定された。

②早期償還しない場合

いずれの参照日においても、収益対象額が50%未満であった場合、早期償還は起こらない。この場合の最終買戻価格および償還価格は、最終参照日の収益対象額に100%を加えた額(ただし下限を100%、上限を150%とする。)となる。



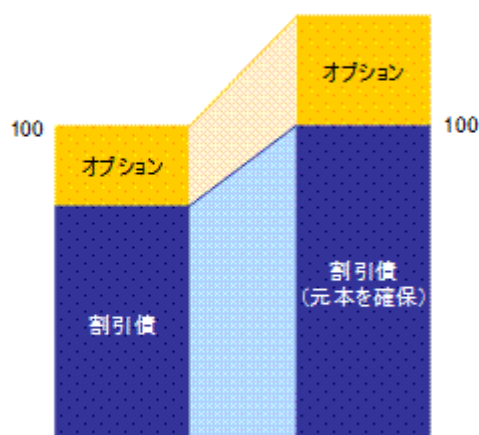
(注1) 早期償還事由が起こらず、最終参照日現在の調整後最高実績指数価格が100%以下だった場合の最終買戻価格および償還価格は投資元本の100%となる。

- ✦ 各指数から1か月米ドルLibor相当が控除され、各調整後指数が計算される。
※ファンドの資産から控除されるわけではない。
- ✦ 連動率は設定日に決定されるが、2008年7月23日現在85%が見積もられている。
上記のイメージでは85%に決定されたと仮定して計算されている。連動率は85%を下回る数字で決定されることがある。^(注2)
- ✦ 上記イメージは税引き前である。

申込手数料3.15%がかかる。また円資金から投資する場合は、これに加え、為替手数料が往復2円(上限)かかる。

(注2) 設定日において、連動率は77%と決定された。

＜連動率の決まり方＞



パフォーマンス連動債は、仕組上、①償還日で元本確保するための割引債と、②コールオプション^{注8}で構成される。別の見方をすると、割引債を購入して残る資金でオプションを購入しているともいえる。したがって、金利が高ければ高いほど割引債の価格は安くなることから、コールオプションに費やせる資金が多くなり、連動率は高くなる。また、一般に、各指数の価格変動性が高ければ連動率は低く、指数間の値動きの関連性が低ければ連動率は低くなる。ただし、連動率に影響を与える要因はこれらに限定されない。

連動率は市場環境に基づいて設定日に決定される。一度決定された連動率は変更されない。^(注)

(注) 設定日において、連動率は77%と決定された。

注8 早期償還となった場合に割引債を償還価格で売りつけるプットオプションを含む。

投資元本の確保

受託会社は、元本確保提供会社であるBNPパリバ銀行との間で、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）が公表している契約書式によりプット契約（元本確保契約）を締結する。当該契約によれば、元本確保提供会社は、ファンドに対し、（ ）最終買戻日および償還日現在の発行済受益証券の投資元本の100%から（ ）当該日現在の純資産価額を差し引いた正の差額（もしあれば）を、最終買戻日または償還日に支払うものとされる。

分配金

受託会社は、管理会社と協議の上、または管理会社の裁量により、分配を宣言することができるが、受託会社も管理会社も現在のところ、ファンドについて分配を予定していない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

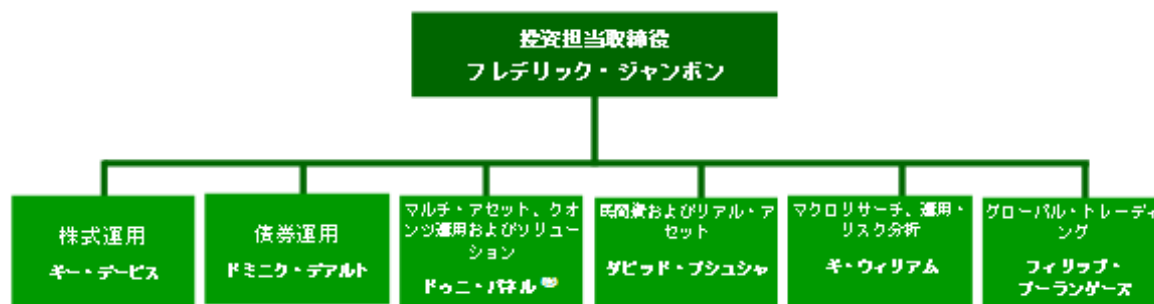
ファンドは、前記「（１）投資方針」に記載された通り、ファンドの資産の大半をパフォーマンス連動債に投資する。管理会社は、投資制限および借入制限に反してファンドの資産が使用または投資されることを回避するため合理的な措置を講じながら、規定されたファンドの投資目的を誠実に遂行する。

管理会社は、ファンドの投資管理に従事し、ファンドの資産のほぼ100%をパフォーマンス連動債に投資する。

（ ）投資管理体制

管理会社は、ファンドの投資運用の対応については、５名程度の専門家で構成されるチームに任せており、また、社内の各部門（リスク、コンプライアンス、法務等）によるサポートも受けている。

2018年4月末日現在、管理会社の組織体制は、以下のとおりである。



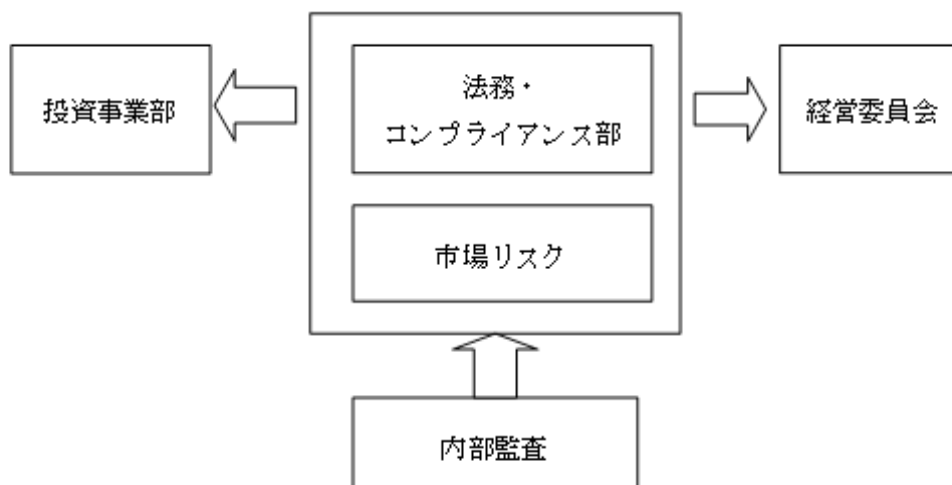
（注）民間運用の代理責任者 - フランスの民間投資銀行の各口座の運用

（ ）投資運用方針

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。

ファンドのほぼすべての資産がパフォーマンス連動債に投資される。

（ ）ファンド事業の管理



コンプライアンス

コンプライアンス部は、投資部門とは独立に、投資資産、取引規則およびファンドの投資制限の遵守状況の監視を行う。管理会社の法令遵守に関する総合的な方針と手続および適用ある法律規定に従って監視され、問題点の解決が行われる。コンプライアンス分野については経営陣に直接報告され、投資部門やその他の事業部門には報告されない。

市場リスク

管理会社は、投資部門とは独立に、リスク・ポートフォリオ分析の部門を設置した。分析部門は、リスク要因の特定、監視および評価を担当し、投資活動全般を管理する。このグループは投資運用担当者と緊密に連携しながら、独立して管理会社のCEOに報告を行う。リスク問題が発生した際に独立性のある評価を下すための組織体制が構築されている。

内部監査と外部監査

ファンドの運用を含めた管理会社の業務全般が管理会社の内部監査チームが実施する内部監査の範囲に含まれる。内部監査チームは、リスク・ベース手法に基づく幅広い監査を実施する。是正勧告はこのグループによりチェックされ、調査され、経営陣に報告が行われる。また、管理会社および管理会社の関連会社の内部統制環境も第三者の監査会社による定期的精査の対象となる。

上述のとおり、管理会社の業務（投資関連法規の遵守だけでなく、販売業務等のその他の主要分野を含む。）が管理会社の法務・コンプライアンス部による継続的監視の対象となる。

第三者による監視

前記「１ ファンドの性格 （３）ファンドの仕組み」に記載するファンドの業務提供会社（保管会社、登録・名義書換事務代行会社および管理事務代行会社）は、業務提供会社と締結した各契約に基づいて管理会社が監視する。こうした契約は一定の状況下で終了させることができる。

管理会社は、まず管理会社の業務担当者と第三者である業務提供会社との間で継続的な契約を締結し、次に提供する業務と業務のレベルに関する定期的報告を精査することにより、業務提供会社がファンドに提供する業務のレベルを監視するように努力する。

内部規則

ファンドの運用に関する意思決定を行う部署である投資運用部門においては、各セクションおよび役職の主な職務権限は内部規則に明記されており、フランス金融市場庁により承認されており、同庁の規制下にある。

（４）【分配方針】

受託会社は、管理会社と協議の上、または管理会社の裁量により、分配を宣言することができるが、受託会社も管理会社も現在のところ、ファンドについて分配を予定していない。

（５）【投資制限】

投資制限

- （ ）ファンドの投資対象は、以下の資産に限定される。
 - （ a ）パフォーマンス連動債
 - （ b ）現金
 - （ c ）元本確保契約
- （ ）ファンドは、いかなる有価証券貸付も行わない。
- （ ）ファンドは、空売り取引を行わない。
- （ ）ファンドは、受託会社の事前の書面による同意なしで、いずれかの者のいずれかの債務または負債のためにまたはこれらに関連する貸付け、引受、保証、裏書を行うことはなく、またはその他の方法により直接的または偶発的に責任を負うことはない。
- （ ）ファンドは、無限責任を負うこととなるいかなる資産も取得しない。
- （ ）ファンドは、（ a ）いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また（ b ）株式に投資する契約型投資信託の証券および会社型投資信託の株式を含む投資信託の株式または受益証券に投資を行わない。
- （ ）ファンドが私募有価証券、非上場有価証券または不動産等の流動性に欠ける資産に投資する場合、当該資産の価格の透明性を確保する方法がとられる。
- （ ）管理会社が自己または受益証券の受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくはファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者の利益と相反せずまたは利益に資する場合、受益証券を販売する国の法令を遵守するために、適宜、追加の投資制限を課することができる。

借入制限

信託証書において、一切の借入れが禁止されている。

3 【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価格が上昇または下落する可能性があることを認識すべきである。ファンドへの投資は相当のリスクを伴うものである。受託会社および管理会社は、損失の可能性を最小限にするために計画される戦略を実施することを意図しているが、かかる戦略が実施されるか、また実施された場合に成功するかについて保証はない。受益証券の流通市場が形成されることは考え難く、したがって、受益者は管理会社による買戻しまたは償還日における償還という手段によってのみ受益証券の処分を行うことができる。投資者は、ファンドへの投資の全部または大部分を喪失する可能性がある。よって、各投資者はファンドへの投資によるリスクを負うことができるか否かを慎重に考慮すべきである。

受益証券の購入予定者は、投資決定を行う際には、自己の財務状況および投資目的に照らして、本書内の全情報（特に以下のリスク要因）を他の情報と併せて慎重に検討すべきである。投資家は、一定の状況下では、自己の投資元本の全額を失うことがある。上記にかかわらず、以下の記述は、ファンドに対する投資に関わるリスクの完全な説明と考えるべきではない。

ファンドに付与される元本確保は、最終買戻日および償還日における買戻しに対してのみ有効である。したがって、受益者は、一定の状況下では、または最終買戻日より前の買戻日に関して買戻しを請求する場合には、自己の投資元本の大部分を失うことがある。ファンドへの投資によるリターンは保証されていない。

価格変動リスク

ファンドは、市場変動およびすべての投資対象に内在するリスクに服する。特に、受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドがその資産の実質的にすべてを投資するパフォーマンス連動債の償還価額を決定する調整後指数の上昇または下落に影響される。指数の価格変動および米ドルの金利の水準が、ファンドの受益証券一口当たり純資産価格に影響を及ぼすことがある。一般に、調整後指数または指数の価格の下落および／または米ドル金利の上昇は、受益証券一口当たり純資産価格にマイナスの影響を及ぼすことがある。

外国為替リスク

ファンドは、米ドル建てであり、通貨ヘッジなしで米ドル建てでパフォーマンス連動債に投資を行う。ファンドの投資元本は、最終買戻日および償還日において米ドル・ベースで確保されるが、ファンドへの投資は、米ドルと日本円（以下「円」という。）の間の外国為替レートの変動に左右される。米ドルの価値が円に対して下落すると、受益者は、ファンドへの投資元本を円ベースで失うことがある。

信用リスク

ファンドは、その資産のほとんどすべてをパフォーマンス連動債に投資する。パフォーマンス連動債の価格は、パフォーマンス連動債発行体およびパフォーマンス連動債保証会社の信用度についての投資家による一般的な評価により一部影響を受けることが予想される。かかる評価は、一般に、パフォーマンス連動債発行体、パフォーマンス連動債保証会社および／またはそれらの証券に対し格付機関により付与される格付によって影響を受ける。格付の下落は、パフォーマンス連動債の価格の低下を招来することがある。そのため、ファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、パフォーマンス連動債発行体および／またはパフォーマンス連動債保証会社の信用度により影響を受けることがある。また、元本確保提供会社が破綻した場合には、ファンドの元本確保契約が機能しなくなることがある。

パフォーマンス連動債の要項に対する調整の可能性

市場障害事由（指数の構成銘柄の相当部分の取引中止を含むがそれに限られない。）もしくは関連する取引所の営業不能が生じ、または特定の日にこれらの事由が存在する場合、結果として生じた当該日の延期またはパフォーマンス連動債に規定されている評価のための代替の規定が、パフォーマンス連動債の価格および流動性に悪影響を及ぼす場合があり、パフォーマンス連動債償還日の延期という結果を招くことがある。指数スポンサーは、パフォーマンス連動債計算代行会社が容認する承継指数スポンサーに変更されることがある。（ ）指数スポンサーが関連する指数を計算するための数式もしくはその方法の変更を行いもしくは発表し、その他の方法で当該指数に重大な変更を行い、または該当する指数を恒久的に終了し、かつ、承継指数スポンサーが存在しない場合、または（ ）参照日に関連する指数が計算されない場合、パフォーマンス連動債の要項が調整されることがある。パフォーマンス連動債の要項に対するこれらの調整が、ファンドの受益証券一口当たり純資産価格に悪影響を及ぼすことがある。

別紙F「連動債に関するその他の規定」を参照のこと。

受益証券の買戻しに関連するリスク

受益証券に流通市場が存在することは想定されていない。したがって、受益者は、認められる期間内に受益証券を買い戻す方法によってのみ自己の受益証券を処分することができる。原則として受益証券の買戻しは、クローズド期間の満了後の各買戻日について週に1度認められ、買戻請求事前通知は、当該買戻日の2営業日前までに提出されなければならない、買戻価格は、当該買戻日から3営業日後に計算される予定である。したがって、買戻請求事前通知を行う時点で受益者にとって最新の入手可能な受益証券一口当たり純資産価格に関する評価は、当該買戻しに適用ある買戻日より数週間前（またはそれより前）となることが予想される。したがって、買戻請求事前通知の発送時から買戻代金が支払われるまで通常3 - 4週間程度と予想されている。受益者から送付された買戻請求事前通知の日付から該当する買戻日までの期間中の受益証券一口当たり純資産価格の値下がりリスクは、買戻しを請求する当該受益者が負担する。管理会社は、市況に応じて、自己の裁量により、受益証券の買戻しを一時延期することがある。最終買戻日より前の買戻日における買戻しについての買戻価格は、発行価格を下回ることがある。更に、調整後指数の価値がパフォーマンス連動債の償還価格を決定するものの、最終買戻日前のパフォーマンス連動債の価格は、（パフォーマンス連動債償還日前においては、パフォーマンス連動債の価格に影響する他の要因が存在するため）調整後指数の価値と必然的な相関関係を有することはない。したがって、設定日以降調整後指数のパフォーマンスがたとえプラスであったとしても、買戻価格は発行価格を下回る可能性がある。

清算リスク

純資産価額が2,000万米ドルを下回った場合、ファンドは償還日より前に清算されることがあり、かかる場合、すべての資産は売却される。ただし、ファンドは、当該清算による受益証券一口当たりの清算額が発行価格より少なくなる場合には清算されない。

ファンドへの投資は10年物の投資とみなすべきである。

リスクに対する管理体制

前述のファンドに関連するリスクは、管理会社により監視されている。

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。ファンドは、デリバティブについて、オルタナティブ投資ファンド運用者指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

日本国内における申込手数料

当初申込期間における受益証券の買付時に、申込金額の3.15%（税抜き3.0%）の申込手数料が徴収された。

受益証券を購入するすべての日本の投資者は、受益証券の申込金額に加え適用される申込手数料を支払う必要がある。

（注１）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。かかる消費税および地方税は、当初申込期間当時の税率（５%）を記載している。以下同じ。

（注２）累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。

（注３）申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

海外における申込手数料

当初申込期間における受益証券の買付時に、申込金額の3.15%（税抜き3.0%）の申込手数料が徴収された。

（２）【買戻し手数料】

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

以下の報酬は、ファンドの投資先であるパフォーマンス連動債の固定金利からファンドによりファンドの各業務提供会社に対して支払われる。これらのすべての報酬は、パフォーマンス連動債発行日に開始される（同日を除く。）第１期間より計算され、最終期間は、早期償還事由が生じた場合にはパフォーマンス連動債早期償還日、それ以外の場合はパフォーマンス連動債償還日に終了する（同日を含む。）。以下の表において示された報酬の料率はすべて、発行済受益証券の投資元本に基づいて実日数基準で計算され、毎週発生し四半期毎の後払いまたはその他随時関連する業務提供会社と合意された方法で、ファンドの資産から支払われる。

支払先	料率	報酬の対価とする役務の内容
管理会社	年率0.12%	ファンド資産の運用管理ならびに受益証券の発行および買戻し業務
受託会社	管理会社より支払われる。	信託証書に基づく管理会社に対するファンドの受託業務
日本における販売会社	年率0.25%	受益証券の日本における販売および買戻し業務
代行協会員	年率0.03%	代行協会員業務
管理事務代行会社、保管会社、登録・名義書換事務代行会社	年率0.10% （年間下限金額35,000米ドル）	管理事務代行業務、保管業務および登録・名義書換事務代行業務

元本確保提供会社	パフォーマンス連動債の費用に含まれ、追加的報酬がファンドに課されることはない。	元本確保契約に基づく元本確保の提供業務
----------	---	---------------------

管理会社は、受領した報酬を受益証券の募集を行った日本における販売会社と配分することができる。

2017年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は2,466.97米ドル、販売報酬は5,139.65米ドル、代行協会員報酬は616.73米ドル、管理事務代行報酬は35,371.70米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

（ ）その他の報酬および費用

管理会社は、弁護士報酬、監査費用および印刷費用を含む、ファンドの当初募集、ファンドの監査および継続開示に関連するその他すべての費用・経費について、その受領した報酬の中から支払う。上記以外の追加的な報酬、経費および費用がファンドに課せられることはない。

（ ）その他の費用・経費

管理会社は、また、その受領した報酬の中から、以下の費用・経費を負担する。上記以外の追加的な報酬、経費および費用がファンドに課せられることはない。

（ａ）本書に開示されるとおり、ファンドに関して業務を提供するために選任されたすべての業務提供者の費用・経費

（ｂ）ファンドを代理して行われるすべての取引の費用・経費

（ｃ）以下の（ ）から（ ）を含む、ファンドの管理事務に関する費用・経費

（ ）法律顧問および監査人の費用・経費

（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に係りして課される発行または移転にかかる税金

（ ）副保管会社報酬および費用

（ ）政府または機関に支払われるすべての税金および会社費用

（ ）借入金の利息

（ ）投資者へのサービスにかかる通信費用およびファンドの受益者集会の費用、確認通知、財務報告書およびその他報告書、委任状、英文目論見書、有価証券届出書、目論見書ならびに類似の書類の準備、印刷、翻訳および交付にかかる全費用

（ ）訴訟および補償費用ならびに通常の営業以外から生じた特別費用

（ ）一切の法域における受益証券の募集費用（かかる募集に関連して、あらゆる規制当局に対する書類の準備および提出にかかる費用を含むがこれに限らない。）

（ ）その他すべての設立・募集費用

かかる費用・経費が特定のサブ・ファンドに直接帰属しない場合、各サブ・ファンド（ファンドを含む。）はそれぞれの純資産価額の割合に応じてかかる費用・経費を負担する。

トラストの設立に関する費用・経費（以下「設立費用」という。）は、管理会社が負担した。

継続費用等の額については、実費基準となるものを含み、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することができない。

ファンドが投資するパフォーマンス連動債は、その法的費用、監査費用、通信費用、事務管理費用、保管費用等を含む運営上の費用を実質的に負担する。これらの費用を考慮した上でパフォーマンス連動債の条件は決定される。なお、実質的に負担する上記の経費を事前に計算することができないことから、その額や計算方法は記載していない。

2017年12月31日に終了した会計年度中のその他の費用はなかった。

（５）【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨される。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。））。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （ニ）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- （ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

- （ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島総督に、トラストの設定日の日付から50年間ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに税金を課す法律はトラストには適用されない旨、および財産税または相続税の性格を有する税金は、トラストの資産もしくは所得またはかかる資産もしくは所得に係る受益者には適用されない旨の保証書を受領している。

現行のケイマン諸島の法律は、ケイマン諸島においてトラストの利益または収益に税金が課されず、トラストの分配金は、受益者に税金を控除することなく支払われる。

トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。本書の作成日の時点で、ケイマン諸島で為替管理は行われていない。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2018年 4 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	オランダ	2,296,364.65	100.08
現金・その他資産（負債控除後）		- 1,838.72	- 0.08
合計 （純資産総額）		2,294,525.93 (約251百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年 4 月末日現在)

順位	銘 柄	発行地	種類	利率 （％）	満期日	額面金額 （米ドル）	簿 価 （米ドル）	時 価 （米ドル）	投資 比率 （％）
1	BNP Paribas Issuance 0.5% 16/10/2018	オランダ	債券	0.5%	2018/10/16	1,938,433.00	1,938,433.00	2,296,364.65	100.08

(注) ファンドが投資するパフォーマンス連動債の発行体である「BNPパリバ・アービトラージ・イシュアンスB.V. (BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V.) 」は、2017年 5 月24日付で「BNPパリバ・イシュアンスB.V. (BNP Paribas Issuance B.V.) 」に社名を変更した。

【投資不動産物件】

2018年 4 月末日現在、該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

2018年 4 月末日現在、該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2018年4月末日前1年間における各月末および下記の各会計年度末の純資産の推移は、次のとおりである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (2008年12月末日)	25,175	2,753	109.14	11,934
第2会計年度末 (2009年12月末日)	19,072	2,086	110.46	12,079
第3会計年度末 (2010年12月末日)	11,597	1,268	123.45	13,499
第4会計年度末 (2011年12月末日)	8,459	925	104.77	11,457
第5会計年度末 (2012年12月末日)	9,323	1,019	120.67	13,195
第6会計年度末 (2013年12月末日)	7,613	832	117.85	12,887
第7会計年度末 (2014年12月末日)	5,537	605	115.05	12,581
第8会計年度末 (2015年12月末日)	2,374	260	109.64	11,989
第9会計年度末 (2016年12月末日)	2,235	244	107.15	11,717
第10会計年度末 (2017年12月末日)	2,410	264	122.76	13,424
2017年 5月末日	2,326	254	112.04	12,252
6月末日	2,290	250	110.58	12,092
7月末日	2,372	259	114.56	12,527
8月末日	2,332	255	112.61	12,314
9月末日	2,428	266	117.85	12,887
10月末日	2,404	263	119.10	13,024
11月末日	2,339	256	118.22	12,927
12月末日	2,410	264	122.76	13,424
2018年 1月末日	2,535	277	129.13	14,120
2月末日	2,379	260	121.14	13,247
3月末日	2,250	246	115.19	12,596
4月末日	2,295	251	118.37	12,944

【分配の推移】

2018年4月末日現在、該当事項なし。

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1会計年度 (2008年10月2日～2008年12月末日)	9.14
第2会計年度 (2009年1月1日～2009年12月末日)	1.21
第3会計年度 (2010年1月1日～2010年12月末日)	11.76
第4会計年度 (2011年1月1日～2011年12月末日)	- 15.13
第5会計年度 (2012年1月1日～2012年12月末日)	15.18
第6会計年度 (2013年1月1日～2013年12月末日)	- 2.34
第7会計年度 (2014年1月1日～2014年12月末日)	- 2.38
第8会計年度 (2015年1月1日～2015年12月末日)	- 4.70
第9会計年度 (2016年1月1日～2016年12月末日)	- 2.27
第10会計年度 (2017年1月1日～2017年12月末日)	14.57

(注) 収益率（％） $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格（当該会計期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格（分配落の額）（第1会計年度の場合、当初募集価格100米ドル）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末現在の発行済口数は、次のとおりである。

期間	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
第 1 会計年度 (2008年10月 2 日～2008年12月末日)	230,668 (230,668)	0 (0)	230,668 (230,668)
第 2 会計年度 (2009年 1 月 1 日～2009年12月末日)	0 (0)	58,013 (58,013)	172,655 (172,655)
第 3 会計年度 (2010年1月 1 日～2010年12月末日)	0 (0)	78,719 (78,719)	93,936 (93,936)
第 4 会計年度 (2011年 1 月 1 日～2011年12月末日)	0 (0)	13,190 (13,190)	80,746 (80,746)
第 5 会計年度 (2012年 1 月 1 日～2012年12月末日)	0 (0)	3,491 (3,491)	77,255 (77,255)
第 6 会計年度 (2013年 1 月 1 日～2013年12月末日)	0 (0)	12,657 (12,657)	64,598 (64,598)
第 7 会計年度 (2014年 1 月 1 日～2014年12月末日)	0 (0)	16,475 (16,475)	48,123 (48,123)
第 8 会計年度 (2015年 1 月 1 日～2015年12月末日)	0 (0)	26,466 (26,466)	21,657 (21,657)
第 9 会計年度 (2016年 1 月 1 日～2016年12月末日)	0 (0)	800 (800)	20,857 (20,857)
第10会計年度 (2017年 1 月 1 日～2017年12月末日)	0 (0)	1,222 (1,222)	19,635 (19,635)

(注 1) () 内の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注 2) 第 1 会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数が含まれる。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）日本における販売手続等

日本においては、2008年8月8日付有価証券届出書「第一部 証券情報（7）申込期間」に記載される募集期間中の各日に同書「第一部 証券情報」に従って募集の取扱いが行われた。その後、募集の取扱いは行われていない。

（2）海外における販売手続等

当初募集期間の終了後、ファンドの受益証券は発行されない。

受益証券は、記名式で発行され、券面は発行されない。申込みの受諾および清算資金による申込金の受領を確認する通知が、実務上可能な限り速やかに、申込みが成立した申込人に送付される。

管理会社および登録・名義書換事務代行会社は、受託会社と協議の上で、（特に、当該申込みがルクセンブルグのマネーロンダリング防止規則に反する場合等）受益証券の申込みの全部または一部について拒絶することができる。申込みの全部または一部が受諾されない場合、申込金または（一部のみ受諾された場合には）その差引残高が、申込人（または共同申込人の場合は筆頭人）を受取人とする銀行為替手形により米ドル建てで（利息を付さずに）払い戻されるものとし、当該手形の権利者のリスク負担により普通郵便で送付される。申込金は、受託会社の裁量により、申込人の費用負担による電信送金によっても払い戻すことができる。

マネーロンダリング防止規則

あらゆる適用法域においてマネーロンダリング防止を目的とする規則を遵守するため、管理会社は、投資を予定する者に対し、身元証明のための証拠資料の提出を要求することができる。従って、管理会社が投資を予定する者の身元を証明することが必要であるとみなす場合には、かかる情報を要求する権利を留保する。管理会社および登録・名義書換事務代行会社は、投資を予定する者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、受託会社は申込みの受理を拒否することができ、かかる場合、申込金は利息を付さずにはじめに資金が引出された口座に返金される。

ケイマン諸島においては、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2018年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

ルクセンブルグのマネーロンダリング防止規則

マネーロンダリング防止の枠組みの中で、すべての自然人は、大使館、領事館、公証人役場または警察本部長によって法的に認証された申込者のパスポートの写しを買付契約に添付しなければならない。法人の場合は、定款および会社登記簿への記載の写しを添付しなければならない。これは、以下の場合に適用される。

（ ）トラストに対する直接申込み

（ ）マネーロンダリング目的の金融システムの使用に対抗することを意図したルクセンブルグの規定を充足している確認義務を課していない国に居住する金融サービス提供者を通じた申込み

（ ）親会社に適用される法律が、その子会社および支社も法律要件を遵守することを確認することを要求しない場合において、ルクセンブルグ法の規定を充足する確認義務に従う親会社の子会社または支社を通じた申込み

さらに、受託会社は、ルクセンブルグ法の規定を充足する確認義務を負っていない金融機関からの資金の資金源を確認する義務を有する。資金源が確認されるまで、申込みは一時的に停止されることがある。

一般に、金融活動作業部会のマネーロンダリングについての報告書の結論を承認した国に住所を有する金融サービス提供者は、ルクセンブルグ法の規定を充足する確認義務を負っているものとみなされる。

2【買戻し手続等】

（１）日本における買戻し手続等

クローズド期間終了後、受益者は、毎週１回、管理会社に対して、自己の保有する受益証券の各買戻日（すべての評価日）に関する買戻しを当該買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格で請求することができる。

受益証券の買戻単位

受益者１人当たりの受益証券の買戻単位は、受益証券１口以上1,000分の１口単位とする。ただし、保有する受益証券全部の買戻口数の下限は、1,000分の１口とする。

手 続

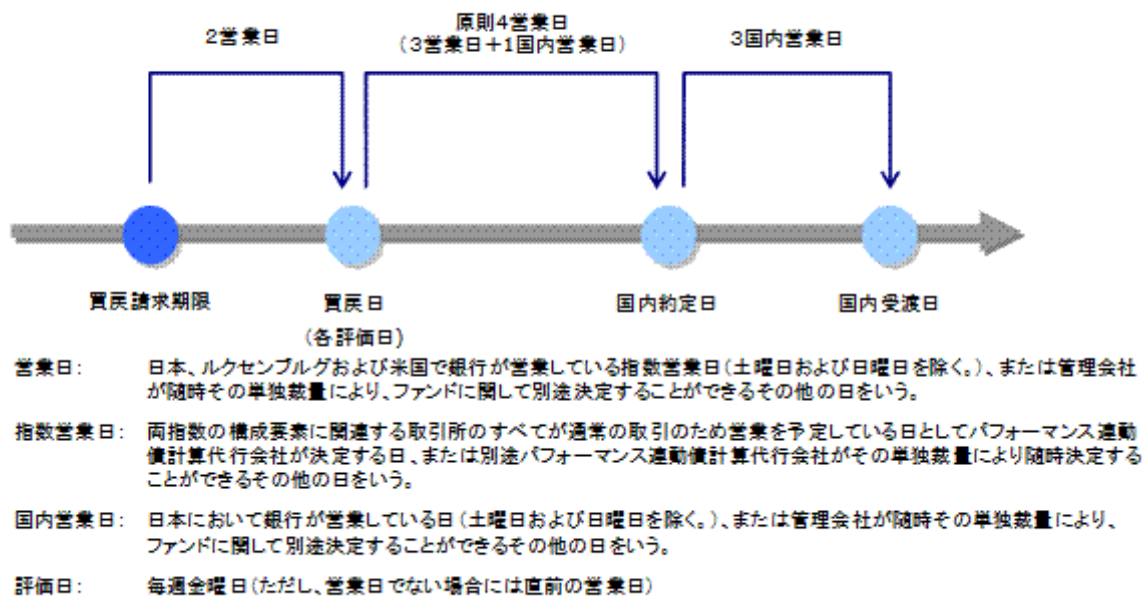
＜買戻しのスケジュール＞

各評価日（金曜日、ただし、当該日が営業日でない場合は直前の営業日）現在の受益証券一口当たり純資産価格は、評価日の2営業日後の日（計算日）に計算される。

当初約1年間のクローズド期間明け後、各評価日（買戻日）現在の受益証券一口当たり純資産価格にて換金（買戻し）することができる。その際、買戻日の2営業日前（買戻請求期限）までに、買戻請求をする必要がある。

原則として、買戻日の3営業日後の日が海外約定日、その翌国内営業日が国内約定日となる。国内約定日の3国内営業日以降の日が国内受渡日となる。

買戻しの請求から買戻代金を受領されるまでの期間は通常3-4週間程度である。



自らが保有する受益証券の買戻しを管理会社に請求する受益者は、ファンドの名称、および買い戻す受益証券の口数を指定する撤回不能の買戻請求を、日本における販売会社に対して各買戻請求期限の午後3時（東京時間）までに提供するものとする。その後、日本における販売会社は、受益者から受領したかかるすべての買戻請求をまとめた買戻請求事前通知（かかる通知を、以下「買戻請求事前通知」という。）を登録・名義書換事務代行会社に提出しなければならない。買戻請求事前通知は、関連する買戻請求期限において、日本における販売会社により登録・名義書換事務代行会社に提出された場合、撤回不能となる。市況により、当該買戻請求事前通知が受諾される場合、買戻価格は、関連する買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格として、管理事務代行会社により計算される。当該受益証券一口当たり純資産価格は、登録・名義書換事務代行会社により、関連する計算日に日本における販売会社に連絡されるものとする。登録・名義書換事務代行会社は、買戻価格を含む買戻しに関する詳細の確認を、通常は関連する海外約定日に、日本における販売会社に送付するものとする。日本における販売会社は、かかる買戻注文の成立を関連する国内約定日に確認する予定である。保管会社は、通常、関連する海外受渡日までに、日本における販売会社の指定銀行口座宛てに受益証券の買戻手取金を支払うものとする。

買戻請求期限を過ぎて登録・名義書換事務代行会社により受領された買戻請求事前通知は拒絶され、日本における販売会社に拒絶を知らせる通知が送られる。ただし、登録・名義書換事務代行会社が管理会社および日本における販売会社と協議の上で別途異なった決定をする場合はこの限りではない。一般に、（ ）かかる遅延した注文を受け付けた場合でも管理会社がパフォーマンス連動債の売却注文を適切に行うことができ、（ ）かかる遅延の理由が単純な実務上のエラーや災害を含む不可抗力であり、

（ ）かかる遅延した注文の実行が可能である場合、管理会社および登録・名義書換事務代行会社はかかる遅延した注文を受け付けることに異議はない。ただし、管理会社の取締役会の事前の承認に従う。

受益証券の買戻しは、純資産価額の決定の停止期間中は行われない。（詳細については、後記「4 資産管理等の概要 （1）資産の評価 純資産価額の決定の停止」の項を参照のこと。）

投資家は、適用ある買戻価格が発行価格および／または買戻請求事前通知提出時に入手可能な最新の受益証券一口当たり純資産価格を下回る可能性があることに留意する必要がある。更に、調整後指数の価値がパフォーマンス連動債の償還価格を決定するものの、最終買戻日前のパフォーマンス連動債の価格は、（パフォーマンス連動債償還日前においては、パフォーマンス連動債の価格に影響する他の要因が存在するため）調整後指数の価値と必然的な相関関係を有するということとはできない。したがって、設定日以降の調整後指数のパフォーマンスがたとえプラスであったとしても、買戻価格は発行価格を下回ることがある。

上記にかかわらず、受益証券は、日本における販売会社が管理会社の承認を得た上で以下のいずれかが生じたと判断する場合、クローズド期間中でも買戻日に関して下記の規定に従い、管理会社により買い戻されることができる。

- （ ） 受益者が死亡した場合
- （ ） 天災地変または不可抗力により、受益者の資産の大部分が滅失した場合
- （ ） 受益者が破産宣告を受けた場合
- （ ） 受益者が疾病により生計の維持ができなくなった場合
- （ ） 上記（ ）から（ ）に準ずる他の事由（火災、事故および失業など）が生じた場合
- （ ） 機関受益者または法人受益者については、破産や債務不履行等の重大事由が発生したと管理会社が判断する場合

上記に従って受益証券の買戻しを請求する受益者は、上記（ ）から（ ）に記載されるいずれかの状況または事由が発生したことを証明する合理的証拠を日本における販売会社に提出するものとする。

買戻価格は、受益証券の発行価格の100%を下回る可能性がある。受益証券の発行価格の100%が確保されるのは、最終買戻日および償還日においてのみである。

強制買戻し

（a）管理会社が、受託会社および登録・名義書換事務代行会社と協議の上で、（ ）受益証券が適格投資家ではない者により、もしくはかかる者のために保有されている、もしくは（ ）かかる保有がトラストもしくは登録・名義書換事務代行会社に登録もしくは届出を行う義務もしくは納税責任を負わせ、もしくはいずれかの法域の法律に違反すると判断する場合、または、（b）受託会社もしくは登録・名義書換事務代行会社が、当該受益証券の申込みもしくは購入に使用された資金源の適法性につき疑義を有する理由がある場合、管理会社は、その保有者に対し、当該受益証券を保有資格のある者に対して10日以内に売却し、かかる売却の証拠を管理会社に提供するよう指図することができ、当該保有者がこれを怠った場合には管理会社が当該受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しに関して支払われるべき金額は、直後の買戻請求期限に提出される買戻請求に適用される買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格に相当する価格とする。

（2）海外における買戻し手続等

クローズド期間終了後、受益者は、毎週1回、管理会社に対して、自己の保有する受益証券の各買戻日（すべての評価日）に関する買戻しを当該買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格で請求することができる。

受益証券の買戻単位

受益者1人当たりの受益証券の買戻単位は、受益証券1口以上1,000分の1口単位とする。ただし、保有する受益証券全部の買戻口数の下限は、1,000分の1口とする。

手 続

自らが保有する受益証券の買戻しを管理会社に請求する受益者は、ファンドの名称、および買い戻す受益証券の口数を指定する撤回不能の買戻請求を、日本における販売会社に対して各買戻請求期限の午後3時（東京時間）までに提供するものとする。その後、日本における販売会社は、受益者から受領したかかるすべての買戻請求をまとめた買戻請求事前通知（かかる通知を、以下「買戻請求事前通知」という。）を登録・名義書換事務代行会社に提出しなければならない。買戻請求事前通知は、関連する買戻請求期限において、日本における販売会社により登録・名義書換事務代行会社に提出された場合、撤回不能となる。市況により、当該買戻請求事前通知が受諾される場合、買戻価格は、関連する買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格として、管理事務代行会社により計算される。当該受益証券一口当たり純資産価格は、登録・名義書換事務代行会社により、関連する計算日に日本における販売会社に連絡されるものとする。登録・名義書換事務代行会社は、買戻価格を含む買戻しに関する詳細の確認を、通常、関連する海外約定日に、日本における販売会社へ送付するものとする。日本における販売会社は、かかる買戻注文の成立を関連する国内約定日に確認する予定である。保管会社は、通常、関連する海外受渡日までに、日本における販売会社の指定銀行口座宛てに受益証券の買戻手取金を支払うものとする。

買戻請求期限を過ぎて登録・名義書換事務代行会社により受領された買戻請求事前通知は拒絶され、日本における販売会社に拒絶を知らせる通知が送られる。ただし、登録・名義書換事務代行会社が管理会社および日本における販売会社と協議の上で別途異なった決定をする場合はこの限りではない。一般に、（ ）かかる遅延した注文を受け付けた場合でも管理会社がパフォーマンス連動債の売却注文を適切に行うことができ、（ ）かかる遅延の理由が単純な実務上のエラーや災害を含む不可抗力であり、かつ（ ）かかる遅延した注文の実行が可能である場合、管理会社および登録・名義書換事務代行会社はかかる遅延した注文を受け付けることに異議はない。ただし、管理会社の取締役会は、かかる遅延した買戻請求事前通知を受け付ける旨の決議を事前に承認する。

受益証券の買戻しは、純資産価額の決定の停止期間中は行われない。（詳細については、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の決定の停止」の項を参照のこと。）

投資家は、適用ある買戻価格が発行価格および/または買戻請求事前通知提出時に入手可能な最新の受益証券一口当たり純資産価格を下回る可能性があることに留意する必要がある。更に、調整後指数の価値がパフォーマンス連動債の償還価格を決定するものの、最終買戻日前のパフォーマンス連動債の価格は、（パフォーマンス連動債償還日前においては、パフォーマンス連動債の価格に影響する他の要因が存在するため）調整後指数の価値と必然的な相関関係を有することはない。したがって、設定日以降の調整後指数のパフォーマンスがたとえプラスであったとしても、買戻価格は発行価格を下回ることがある。

上記にかかわらず、受益証券は、日本における販売会社が管理会社の承認を得た上で以下のいずれかが生じたと判断する場合、クローズド期間中の買戻日に関して下記の規定に従い、管理会社により買い戻されることができる。

- （ ）受益者が死亡した場合
- （ ）天災地変または不可抗力により、受益者の資産の大部分が滅失した場合
- （ ）受益者が破産宣告を受けた場合
- （ ）受益者が疾病により生計の維持ができなくなった場合
- （ ）上記（ ）から（ ）に準ずる他の事由（火災、事故および失業など）が生じた場合
- （ ）機関受益者または法人受益者については、破産や債務不履行（または類似の事由）等の重大事由が発生したと管理会社が判断する場合

上記に従って受益証券の買戻しを請求する受益者は、上記（ ）から（ ）に記載されるいずれかの状況または事由が発生したことを証明する合理的証拠を日本における販売会社に提出するものとする。

買戻価格は、受益証券の発行価格の100%を下回る可能性がある。受益証券の発行価格の100%が確保されるのは、最終買戻日および償還日においてのみである。

強制買戻し

（ a ）管理会社が、受託会社および登録・名義書換事務代行会社と協議の上で、（ ）受益証券が適格投資家ではない者により、もしくはかかる者のために保有されている、もしくは（ ）かかる保有がトラストもしくは登録・名義書換事務代行会社に登録もしくは届出を行う義務もしくは納税責任を負わせ、もしくはいずれかの法域の法律に違反すると判断する場合、または、（ b ）受託会社もしくは登録・名義書換事務代行会社が、当該受益証券の申込みもしくは購入に使用された資金源の適法性につき疑義を有する理由がある場合、管理会社は、その保有者に対し、当該受益証券を保有資格のある者に対して10日以内に売却し、かかる売却の証拠を管理会社に提供するよう指図することができ、当該保有者がこれを怠った場合には管理会社が当該受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しに関して支払われるべき金額は、直後の買戻請求期限に提出される買戻請求に適用される買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格に相当する価格とする。

3【受益証券の譲渡】

すべての受益者は、管理会社と協議の上でなされる受託会社および登録・名義書換事務代行会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社および登録・名義書換事務代行会社が随時承認する様式の書面により、かかる受益者が保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、まず、関係法域の法律の規定、政府等の要求もしくは規制、またはその時点において有効な受託会社が定めた方針もしくはその他受託会社が要求する事項を遵守するために、受託会社および登録・名義書換事務代行会社の要求する情報を提出する必要がある。さらに、譲受人は、（ a ）受益証券が適格投資家に譲渡されること、（ b ）譲受人は投資目的においてのみ自己の勘定で受益証券を取得すること、および（ c ）受託会社および登録・名義書換事務代行会社の裁量で要求される事項に関して、書面で受託会社および登録・名義書換事務代行会社に対して表明することを要求される。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価額の計算

ファンドの純資産価額は、管理事務代行会社により、各計算日に、ファンドの評価日の評価時点現在について決定される。純資産価額の決定は、管理事務代行会社が同意する、適切な未払勘定、準備金および関連する資産の価値の目減りについての規定を含むルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、管理事務代行会社により行われる。ファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドの資産の価額を決定し、かかる額からファンドに帰属する債務の金額を控除し、かかる額をファンドの発行済受益証券口数で除し、１セント単位まで四捨五入することにより計算される。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従って計算される。

- （a）手元現金または預金、為替手形、約束手形、売掛金、前払費用、現金配当および宣言または発生した利息で未受領のものの価値は、受託会社が管理会社の助言により、かかる預金、為替手形、約束手形または売掛金の額面額に満たないと決定した場合を除き、それぞれの額面額とみなされ、額面額に満たないと決定された場合は、受託会社が合理的とみなす価値とする。
- （b）下記（c）、（d）および（e）の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において値決めされ、上場され、取引され、または扱われている投資対象の価格に基づく計算は、すべて、ファンドの適用される評価時点またはその直前における、当該投資対象の主要な証券取引所における最終取引価格（または売買が行われなかった場合は、最終の買呼値と売呼値の中値）を参照することにより行われる。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、かかる投資対象の取引に応じる者、会社または機関（または、かかるマーケット・メーカーが複数存在する場合は、管理事務代行会社が受託会社の承認をもって指定する特定のマーケット・メーカー）により提示された投資対象の価格に基づく計算は、すべて、ファンドの関連する評価時点またはその直前における、かかる投資対象につき提示された最終の買呼値と売呼値の中値を参照することにより行われる。ただし、管理事務代行会社が受託会社との協議により、すべての状況を考慮に入れた場合、主要な証券取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断する場合、当該価格を採用することができる。
- （c）上記（b）に規定される買呼値、売呼値または建値が利用可能でない場合、投資対象の価値は、管理事務代行会社が決定する方法で随時決定される。
- （d）時価、上場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、ファンドの投資対象の評価に関する機械的および／または電子的評価普及システムを利用し、これに依拠する権利を有するものとし、かかるシステムにより提供された価格は上記（b）の目的上、最新の取引価格とみなされる。
- （e）上記にかかわらず、管理事務代行会社は受託会社と協議の上、管理事務代行会社が関係する状況を考慮し、投資対象の公正価格を反映するために必要であると認めた場合につき、投資対象の価値を調整し、またはその他の評価方法の使用を許可することができる。
- （f）ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資対象の価値（有価証券または現金のいずれであるかを問わない。）は、受託会社が、必要とみなされる場合に管理事務代行会社と協議の上、その絶対的裁量で、特に、受託会社が関係があるとみなすプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレートで、基準通貨に換算されるものとする。

受益証券一口当たりの純資産価格は、各評価日に関して週次で計算される。かかる受益証券一口当たり純資産価格は、１セント単位まで四捨五入され、通常、関連する計算日に公表される。

各評価日現在のパフォーマンス連動債の価額は、パフォーマンス連動債計算代行会社の単独裁量により、かかる評価日現在入手可能な直近の各指数の公表済の水準（または、当該水準が入手できない場合、当該計算日に入手可能な直近の当該指数の水準）に基づいて計算される。

純資産価額の決定の停止

受託会社は、管理会社の裁量および管理事務代行会社との協議により、ファンドの純資産価額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを、以下に定める期間のすべてまたは一部において、停止することができる。

- （a）ファンドの投資対象の大部分が上場され、取引され、値付けされ、もしくは扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、閉鎖されている期間（通例の週末および休日の閉鎖を除く。）またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間
- （b）管理会社または管理事務代行会社の意見において、ファンドの投資対象を処分することが管理会社にとって合理的に実行可能でない状況が存在する場合、またはかかる処分がファンドの受益者に著しい損害を与えと思われるような状況が存在する場合
- （c）ファンドの投資対象の価格を確認するために通常用いられる手段に故障が発生した場合、またはその他の何らかの理由から、ファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値が受託会社の意見において合理的にもしくは公正に確認され得ない場合
- （d）管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社の意見において、ファンドの投資対象の買戻しまたは現金化、もしくはかかる買戻しまたは現金化に関連する資産の移転を通常価格または通常の為替レートで行うことが不可能である期間。

ファンドの全受益者は、停止から30日以内に書面にてかかる停止を通知され、またかかる停止の終了について速やかに通知される。受託会社は、ファンドの純資産価額の決定ならびにかかるファンドの受益証券の発行および買戻しを停止する権利を管理会社に委託している。

（2）【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

トラストは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から150年間継続する。なお、ファンドの償還日は、2018年10月25日である。ただし、ある参照日に関して早期償還事由が発生した場合は当該参照日直後の10月25日である。ただし、当該10月25日が営業日でない場合は、当該10月25日の直後の営業日である。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日である。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度額は、１億米ドルである。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了される。この場合には、元本確保の適用はない。

- （ａ）ファンドが非合法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見により、ファンドの存続またはトラストの別の法域への移転のいずれかが実行不能、不可能、不適切もしくはファンドの受益者の利益に反するとされる場合
- （ｂ）ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決議した場合
- （ｃ）信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了
- （ｄ）受託会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは受託会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、管理会社がかかる受託会社の後任の受託者の地位を受諾する用意のある別の会社にかかる通知または清算開始から30日以内に選任または確保することができない場合
- （ｅ）管理会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは管理会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社または受益者がかかる管理会社の後任の管理者の地位を受諾する用意のある別の会社にかかる通知または清算開始から30日以内に選任または確保することができない場合

前記の償還に関連する状況、ならびに上記に記載される状況となった場合、ファンドは清算されることがあり、かかる場合、すべての資産は売却される。

更に、ファンドの純資産価額が2,000万米ドルを下回った場合、ファンドは清算されることがあり、かかる場合、すべての資産は売却される。なお、当該時の受益証券一口当たりの清算金額が発行価格を下回ると予想される場合、ファンドはかかる方法で清算されないものとする。ただし、純資産価額が2,000万米ドルを下回り、ファンドの受益証券一口当たりの清算金額が発行価格を下回ると予想される場合、管理会社は、すべての発行済受益証券を発行価格で購入した上でファンドを終了する権利を有するが、かかる義務を負うものではない。

ファンドが終了した場合、受託会社はかかるファンドのすべての受益者に対し、かかる終了について通知する。

ファンドが終了される場合、

- （ａ）既に受託会社（またはその代理人）に提出されたもので、実施していないすべての買戻請求事前通知は、撤回されたものとみなされる。
- （ｂ）管理会社または受託会社は、（当座勘定もしくは預金勘定に保有する現金と合わせ）すべての経費、租税公課ならびに手数料、費用および下記に定めるファンドに帰属する債務を支払

うために十分なファンドの投資対象をすべて現金化する。かかる現金化および借入金の返済は、管理会社が定めた方法で実行し、完了する。

（c）管理会社は、ファンドの残りの投資対象をすべて現金化する。

（d）受託会社は、以下の規定に従い、ファンドの終了日付で登録簿に記載されている受益者に対し、かかるそれぞれの受益者が保有しているかまたは保有しているとみなされる受益証券口数に比例して、ファンドの財産・資産の買戻しから得たすべての純現金入金額およびファンドの資産の一部を構成し、分配のために利用可能なその他の現金を、ファンドの終了後可能な限り速やかに分配する。

上記の定めに従い、受託会社は、手持ち資金からすべての租税公課、ならびにファンドの終了に関連したまたは起因して受託会社が負担したその他の経費、料金、費用および請求金額に対する十分な引当金を留保する権利を有するものとする。

信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社はトラストの受益者または関係するファンドの受益者に30日前の書面の通知をした上で（かかる通知は受益者決議によって放棄することができる。）、信託証書の補遺を作成して、トラストの受益者または関係するファンドの受益者の最善の利益に適合すると判断する範囲および要領で信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

ただし、受託会社および／または管理会社が、上記の変更、修正または追加によってもトラストの既存の受益者または影響を受けるファンドの受益者の利益は大きく損なわれず、受益者に対する受託会社の責任は免除されないと判断することを書面で保証しない限り、上記の変更、修正または追加には受益者決議またはファンド決議による承認を必要とするものとする。

信託証書の変更、修正または追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払いまたは債務を引き受ける義務を課すものであってはならない。

受託会社および管理会社は、受益者決議またはファンド決議を得ることなく、随時追加のサブ・ファンドを設立することができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続する。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更されるものとする。また、受託会社、管理会社および保管会社の署名した書面による同意があった場合、変更することができる。

登録・名義書換事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続する。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更されるものとする。また、受託会社、管理会社および登録・名義書換事務代行会社の署名した書面による同意があった場合、変更することができる。

管理事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続する。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更されるものとする。また、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の署名した書面による同意があった場合、変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更されるものとする。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更されるものとする。

元本確保契約

本契約は、本契約の基礎となっているISDAマスター契約が終了を認める場合にのみ終了される。

本契約は、英国およびウェールズの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更されるものとする。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

1. 受託会社は、信託証書に定める規定によってそのような義務を負う場合、または提案されたものがシリーズ・トラスト決議であるときは、トラストもしくはいずれかのシリーズ・トラストに関してその時点で発行されている受益証券の半数以上の保有者として登録されている受益者から書面で請求された場合、開催通知に定める時および場所でトラスト、（場合によっては）シリーズ・トラストの受益者集会を開催するものとし、かかる集会（以下「集会」という。）には下記の規定が適用されるものとする。個々のシリーズの集会に関して、審議する議案が二つ以上のクラスまたはすべてのクラスに同じ影響を与えると受託会社が判断する場合、受託会社はかかるクラスまたはシリーズをひとつのクラスまたはシリーズとして取り扱うことができ、その他の場合

は別々のクラスまたはシリーズとして取り扱うものとする。またあるクラスの受益証券の保有者の集会を特定のシリーズの受益証券の保有者だけに関係する問題を審議するために開催することができる。

2. 集会は15営業日前までにトラストまたは関係するシリーズ・トラストの受益者に通知を送付した上で招集するものとする。かかる通知には、集会の日時、場所および集会で提案する決議案の条件を明記するものとする。また集会の基準日は集会の開催通知に記載する日の少なくとも21営業日前とする。
3. 受益者決議、投票数または定足数に関する計算は基準日の直前の評価日を基準とするものとする。
4. いずれかの受益者に対して不注意で通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が通知を受け取らなかった場合でも、集会の手続きは無効とはならないものとする。受託会社の取締役またはその他の授權された役員は集会に出席して、発言する権利を有するものとする。
5. 集会の定足数はその時点で発行されているトラスト、（場合によっては）シリーズ・トラストの受益証券の総数の75%以上の保有者とする。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.35円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

プラチナ・トラスト -

最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）

純資産計算書

2017年12月31日現在

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券取得原価		1,970,023.69	215,422
投資有価証券未実現評価益		445,745.00	48,742
投資有価証券時価	2.2	2,415,768.69	264,164
銀行預金	2.3,11	1,711.15	187
資産合計		2,417,479.84	264,351
負債			
未払費用		7,170.26	784
負債合計		7,170.26	784
期末純資産		2,410,309.58	263,567
期末発行済受益証券口数		19,634.540 口	
受益証券1口当たり純資産価格		122.76	13,424 円

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

プラチナ・トラスト -
最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）
運用および純資産変動計算書
2017年12月31日終了年度

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
パフォーマンス連動債にかかる利息	2.4	10,325.47	1,129
その他の収益		32,924.71	3,600
収益合計		43,250.18	4,729
費用			
管理事務代行報酬	5	35,371.70	3,868
販売報酬	4	5,139.65	562
管理報酬	3	2,466.97	270
代行協会員報酬	9	616.73	67
費用合計		43,595.05	4,767
投資からの純損失		(344.87)	(38)
投資有価証券にかかる実現純利益 / （損失）	2.6	21,043.44	2,301
未実現評価益 / （評価損）の 変動控除前純損益		20,698.57	2,263
投資有価証券にかかる未実現純評価益 / （評価損）の変動		298,220.49	32,610
運用による純資産の純増加		318,919.06	34,874
期首純資産		2,234,801.33	244,376
買戻し		(143,410.81)	(15,682)
期末純資産		2,410,309.58	263,567

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

プラチナ・トラスト -
最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）
統計表（未監査）

	(米ドル)	(千円)
純資産		
2015年12月31日	2,374,447.66	259,646
2016年12月31日	2,234,801.33	244,376
2017年12月31日	2,410,309.58	263,567
受益証券1口当たり純資産価格		
2015年12月31日	109.64	11,989 円
2016年12月31日	107.15	11,717 円
2017年12月31日	122.76	13,424 円

ブラチナ・トラスト -
最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）
財務書類に対する注記
2017年12月31日現在

注記1 概要

ブラチナ・トラスト - 最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）（以下「ファンド」という。）は、ブラチナ・トラストのサブ・ファンドである。ブラチナ・トラストは、2008年8月1日付の信託証書補遺（以下「信託証書補遺」という。）によって改訂された2005年3月30日付の信託証書（以下「信託証書」という。）に基づいて設立された、ケイマン諸島におけるユニット・トラストである。ファンドは、2008年10月2日に設定された。

ブラチナ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に基づき、BNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッド（以下「受託会社」という。）およびパルカディア・アセット・マネジメント・エス・エイの間で締結された2005年3月30日付の信託証書（以下「信託証書」という。）に基づいて、専門的に運用されるユニット・トラストとして設立された。ファンドは、ケイマン諸島の金融庁に登録されている。ファンドは、信託証書補遺に従ってファンドの期間が延長されない限り、または（他の解散事由の中で）受益者の持分の少なくとも過半数の承認により解散するという信託証書の規定に従ってそれ以前にファンドが解散されない限り、2018年10月25日に終了する。

ファンドの投資目的は、最終買戻日および償還日における米ドル建ての投資元本を確保しつつ、調整後農業関連指数および調整後再生可能エネルギー関連指数から成る2つの調整後指数の最高実績額を参照して決定される最終買戻価格と早期償還事由の発生から利益を享受する機会を投資家に提供することである（かかる最高を参照する特徴を「最高実績参照型」という。）。

調整後農業関連指数は、100%の一定配分によりBNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15（米ドル建て）で構成される。調整後再生可能エネルギー関連指数は、100%の一定配分によりBNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15（米ドル建て）指数で構成される。各調整後指数は1か月米ドルLiborの想定手数料を支払う。

管理会社は、ファンドを代表して、実質的にすべてのファンド資産を、BNPパリバ銀行によって発行された連動債に投資することにより、またBNPパリバ銀行による元本確保契約（以下「元本確保契約」という。）を取得することにより、投資目的を達成することを意図している。

元本確保契約は、最終償還日または早期償還事由が発生した場合には早期償還日においてのみ有効である。

受託会社は、2018年10月16日付のパフォーマンス連動債の償還後にファンドを償還する。

注記2 重要な会計方針の概要

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された。

本財務書類は、清算ベース会計に基づいて作成された。

ファンドの重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

2.1 外貨換算

本財務書類は、米ドルで表示されており、会計帳簿は米ドルで記録されている。

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日における実勢為替レートに基づいて、米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートに基づいて、米ドルに換算される。

この結果生じる為替差損益は、運用および純資産変動計算書に計上される。

2.2 投資有価証券

パフォーマンス連動債の時価は、比較可能な最近の商慣習上の取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション・プライシング・モデルおよび市場参加者が通常用いているその他の評価手法を含む評価手法を用いて決定される。時価の決定に用いられた手法は、当該手法が開発された分野から独立した有識者によって確認および定期的な検討が行われる。

2.3 現金および現金等価物

現金およびその他の流動資産は、額面金額に経過利息を伴って評価される。

2.4 利息

利息は、発生主義で認識される。経過利息は、2017年12月31日現在の投資有価証券の時価に含まれる。

受領した利息は、収益として運用および純資産変動計算書に計上される。

2.5 費用

費用は発生主義で計上される。費用は、有価証券の取得原価に含まれている投資有価証券取得費用を除いて、運用および純資産変動計算書に計上されている。投資有価証券の売却により生じた費用は、売却受取額から控除されている。

2.6 認識

ファンドは、投資有価証券を、購入契約締結日（以下「取引日」という。）に認識する。当該日以降に資産または負債の時価の変動から生じる損益は、運用および純資産変動計算書に計上される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法に基づいて決定される。

注記3 管理報酬

管理会社は、ファンドに対する業務提供の対価として、年率0.12%の料率で、発行済受益証券の投資元本に基づいて実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる報酬を受領する権利を有している。各受益証券に関しては、投資元本とは、当該受益証券の額面金額（100米ドル）をいう。

当該報酬は、管理会社によるファンドへの業務提供について、管理会社に対し、ファンドの資産から支払われる。

注記 4 販売報酬

各日本における販売会社は、ファンドに対する業務提供の対価として、関連する販売会社が販売した受益証券のうち各評価日現在の発行済受益証券の投資元本に対して年率0.25%に相当する報酬を受領する権利を有している。当該報酬は、発行済受益証券の投資元本に基づいて、実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる。

注記 5 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドに対する業務提供の対価として、年率0.10%の料率で、発行済受益証券の投資元本に基づいて実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる報酬を受領する権利を有している。管理事務代行報酬は年額35,000米ドルを下限とする。

注記 6 登録・名義書換事務代行報酬

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルグ支店は、登録・名義書換事務代行会社である。登録・名義書換事務代行会社は、ファンドの受益者名簿の維持管理および受益証券譲渡の対応、申込みまたは買戻請求処理、受益者との連絡、買戻金支払の取扱いに責任を負い、詳細は、2005年3月30日付で登録・名義書換事務代行会社およびファンドの間で締結された登録・名義書換事務代行契約（以下「登録・名義書換事務代行契約」という。）に記載されており、すべてのプラチナ・シリーズ・トラストに適用される。

登録・名義書換事務代行報酬は、管理事務代行会社が負担する。

注記 7 保管報酬

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルグ支店は、ファンドの保管会社である。

保管会社は、ファンドの資産の保管に責任を負う。保管会社はまた、ファンドの代理として支払に対応し、詳細は2005年3月30日付の保管契約（以下「保管契約」という。）に記載されており、すべてのプラチナ・シリーズ・トラストに適用される。

保管報酬は、管理事務代行会社が負担する。

注記 8 受託会社報酬

BNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッドは、ファンドの受託会社である。

受託会社報酬は、管理会社より支払われる。

注記 9 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドに対する業務提供の対価として、年率0.03%の料率で、発行済受益証券の投資元本に基づいて実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる報酬を受領する権利を有している。

注記10 元本確保提供会社報酬

元本確保提供会社に対する報酬は、パフォーマンス連動債の費用に含まれ、追加的報酬がファンドに課されることはない。

注記11 銀行預金

2017年12月31日現在、1,711.15米ドルの現金がBNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルグ支店において保有されている。

注記12 税金

居住国の税法の下で、受益証券の売却または償還による損益を含むファンドへの投資による損益、および源泉徴収税またはファンドが受領した利息もしくは受取配当、もしくはファンドにより実現された利益に対して課されるその他の税金による影響（もしあれば）について、投資予定者は自身の税務顧問に相談することを推奨されている。

ケイマン諸島の政府によってファンドに課された所得税またはキャピタル・ゲイン税はない。その結果、本財務書類において租税債務または租税費用は計上されていない。

（３）【投資有価証券明細表等】

プラチナ・トラスト -
最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）
投資有価証券明細表
2017年12月31日現在

数量 / 額面金額	銘柄	通貨	時価 (米ドル)	純資産に 対する割合(%)
パフォーマンス連動債				
1,963,433.00	BNP Paribas Issuance 0.5% 16/10/2018	米ドル	2,415,768.69	100.23
パフォーマンス連動債合計			2,415,768.69	100.23

純資産の概要
2017年12月31日現在

	(米ドル)	純資産に 対する割合(%)
投資有価証券合計	2,415,768.69	100.23
銀行預金	1,711.15	0.07
その他の資産および負債	(7,170.26)	(0.30)
純資産総額	2,410,309.58	100.00

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust**

Statement of Net Assets as at December 31, 2017

	USD
Assets	
Investment at cost	1,970,023.69
Unrealised appreciation on investment	445,745.00
Investment at market value (note 2.2)	2,415,768.69
Cash at bank (notes 2.3, 11)	1,711.15
Total assets	2,417,479.84
Liabilities	
Accrued expenses	7,170.26
Total liabilities	7,170.26
Net assets at the end of the year	2,410,309.58
Number of units outstanding at the end of the year	19,634.540
Net asset value per unit	122.76

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2017**

	USD
Income	
Interest on certificate (note 2.4)	10,325.47
Other income	32,924.71
Total income	43,250.18
Expenses	
Administration fees (note 5)	35,371.70
Distribution fees (note 4)	5,139.65
Management fees (note 3)	2,466.97
Agent company fees (note 9)	616.73
Total expenses	43,595.05
Net loss from investment	(344.87)
Net realised gain / (loss) on :	
Investment (note 2.6)	21,043.44
Net result for the year before changes in unrealised appreciation / (depreciation)	20,698.57
Change in net unrealised appreciation / (depreciation) on :	
Investment	298,220.49
Net increase in net assets as a result of operations	318,919.06
Net assets at the beginning of the year	2,234,801.33
Redemptions	(143,410.81)
Net assets at the end of the year	2,410,309.58

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Statistics (unaudited)**

	USD
Net assets	
December 31, 2015	2,374,447.66
December 31, 2016	2,234,801.33
December 31, 2017	2,410,309.58
Net asset value per unit	
December 31, 2015	109.64
December 31, 2016	107.15
December 31, 2017	122.76

Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected), a Series Trust of Platinum Trust

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2017

Note 1. General information

Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected) (the "Series Trust"), a Series Trust of Platinum Trust, a Cayman Islands unit trust established by a trust deed made on March 30, 2005 (the "Master Trust Deed") as amended by a supplement to the Master Trust Deed made on August 1, 2008 (the "Supplemental Trust Deed"). The Series Trust was created as at October 2, 2008.

Platinum Trust (the "Trust") has been established under the Trust Law (as revised) of the Cayman Islands by a trust deed (the "Trust Deed") dated March 30, 2005 between BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited (the "Trustee") and Parcadia Asset Management S.A. as a professionally managed unit trust. The Series Trust is registered with the Cayman Islands Monetary Authority. The Series Trust will terminate on October 25, 2018, unless the term is extended in accordance with the Supplemental Trust Deed or unless the Series Trust is terminated prior thereto in accordance with the Trust Deed, which provides for termination upon (among other events) the approval of at least a majority interest of the Unitholders also referred to as Shareholders.

The investment objective of the Series Trust is to provide investors with an opportunity to benefit from the Final Repurchase Price and an occurrence of the Automatic Early Repurchase Event, determined by observing the highest value of two Portfolios: Agribusiness Portfolio, and Renewable Energy Portfolio (such nature to observe the highest, the "Best Performance Reference Type"), while protecting the USD investment principal at the Final Repurchase Date and the Maturity Date.

The Agribusiness Portfolio consists of BNP Paribas Global Agribusiness Total Return Index 15 (USD) with a constant allocation of 100%. The Renewable Energy Portfolio consists of BNP Paribas Global Renewable Energies Total Return Index 15 (USD) with a constant allocation of 100%. Each Portfolio pays a notional fee of USD 1 Month Libor.

The Manager intends, on behalf of the Series Trust, to achieve the objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust in certificates issued by BNP Paribas and by obtaining the principal protection from BNP Paribas (the "Principal Protection Agreement").

The Protection Agreement is only effective at the final redemption date or at the Automatic Repurchase Date if the Automatic Repurchase Event has occurred.

The Trustee will terminate the Series Trust after the maturity of its certificate on October 16, 2018.

Note 2. Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

The financial statements have been prepared on a liquidation basis of accounting.

A summary of the significant accounting policies is as follows:

2.1 Foreign currency translation

The financial statements are expressed in US dollar (USD) and its accounting records are maintained in USD.

Assets and liabilities in currencies other than the USD are recorded in USD based on the exchange rate in effect at the date of the Statement of Net Assets. Income and expenses in currencies other than the USD are recorded in USD based on the exchange rate in effect prevailing at the date of the transaction.

The resulting exchange differences are recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

2.2 Investments

The market value of the certificates is determined by using valuation techniques including comparable recent arm's length transactions, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants. The models used to determine market values are validated and periodically reviewed by experienced personnel independent of the area that created them.

2.3 Cash and cash equivalents

Cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest.

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Notes to the Financial Statements as at December 31, 2017 (continued)****Note 2. Summary of significant accounting policies (continued)****2.4 Interest**

Interest is recognised on an accrual basis. Accrued interest is included in the market value of investments as at December 31, 2017.

Interest received is recognised as income in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

2.5 Expenses

Expenses are accounted for on an accrual basis. Expenses are charged to the Statement of Operations and Changes in Net Assets except for expenses incurred on the acquisition of an investment which are included within the cost of that investment. Expenses arising on the disposal of investments are deducted from the disposal proceeds.

2.6 Recognition

The Series Trust recognises investments on the date (the "trade date") it commits to purchase. From this date any gains and losses arising from changes in market value of the assets or liabilities are recognised in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Realised gains and losses on the sale of investments are determined on the basis of average cost.

Note 3. Management fees

For its services to the Series Trust, the Manager is entitled to a fee of 0.12% per annum on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust. Principal Amount means with respect to each Unit, the face amount of such Unit (USD 100).

This fee is paid out of the assets of the Series Trust to the Manager for its services to the Series Trust.

Note 4. Distribution fees

For its services to the Series Trust, each Distributor is entitled to a fee of 0.25% per annum on the Principal Amount of the outstanding units which have been distributed by the relevant Distributor as of each valuation day. The fee is calculated on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust.

Note 5. Administration fees

For its services to the Series Trust, the Administrator is entitled to a fee of up to 0.10% per annum on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust. Administration fee is subject to the minimum amount of USD 35,000 per annum.

Note 6. Registrar and Transfer Agent fees

BNP Paribas Securities Services – Luxembourg Branch acts as Registrar and Transfer Agent. The Registrar and Transfer Agent are responsible for maintaining the Series Trust's register of Unitholders and dealing with transfers of units, processing applications for subscriptions or redemptions, communicating with Unitholders, handling the payment of redemptions, as more particularly described in the Registrar and Transfer Agency Agreement dated March 30, 2005 between the Registrar and Transfer Agent and the Series Trust (the "Registrar and Transfer Agency Agreement"), applicable to all Platinum Series Trusts.

The Registrar and Transfer Agent fees are borne by the Administrator.

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Notes to the Financial Statements as at December 31, 2017 (continued)****Note 7. Depositary fees**

BNP Paribas Securities Services - Luxembourg Branch acts as Depositary to the Series Trust.

The Depositary is responsible for the safekeeping of the Series Trust's assets. It also handles the payments on behalf of the Series Trust, as more particularly described in an agreement dated March 30, 2005 (the "Depositary Agreement"), applicable to all Platinum Series Trusts.

The Depositary fees are borne by the Administrator.

Note 8. Trustee fees

BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited acts as Trustee to the Series Trust.

Trustee fees are borne by the Manager.

Note 9. Agent company fees

For its services to the Series Trust, the Agent Company is entitled to a fee of up to 0.03% per annum on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust.

Note 10. Principal protection provider fees

The fee for the principal protection agreement is embedded into the cost of the certificates and no additional fee is charged to the Series Trust in respect thereof.

Note 11. Cash at Bank

As at December 31, 2017, an amount of cash of USD 1,711.15 is held by BNP Paribas Securities Services - Luxembourg Branch.

Note 12. Taxation

Potential investors are advised to consult their own tax advisors as to the consequences of an investment in the Series Trust, under the tax laws of the country of which they are residents, including consequences of the sale or redemption of units, and the effect, if any, of withholding taxes or other taxes imposed on interest or dividend income received by the Series Trust or gains realised by the Series Trust.

There are no income or capital gains taxes imposed on the Series Trust by the government of the Cayman Islands. As a result, no tax liability or expense has been recorded in these financial statements.

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Statement of Investment as at December 31, 2017**

Quantity / Nominal	Name	Currency	Market value USD	% NAV
Certificate				
1,963,433.00	BNP Paribas Issuance 0.5% 16/10/2018	USD	2,415,768.69	100.23
Total Certificate			2,415,768.69	100.23

Summary of Net Assets as at December 31, 2017

Total Investment	2,415,768.69	100.23
Cash at Bank	1,711.15	0.07
Other assets and liabilities	(7,170.26)	(0.30)
Total net assets	2,410,309.58	100.00

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

プラチナ・トラスト -

最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）

純資産計算書

2016年12月31日現在

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券取得原価		2,092,645.93	228,831
投資有価証券未実現評価益		147,524.51	16,132
投資有価証券時価	2.2	2,240,170.44	244,963
銀行預金	2.3,11	10,672.52	1,167
資産合計		2,250,842.96	246,130
負債			
未払費用		16,041.63	1,754
負債合計		16,041.63	1,754
期末純資産		2,234,801.33	244,376
期末発行済受益証券口数		20,856.658 口	
受益証券 1 口当たり純資産価格		107.15	11,717 円

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

プラチナ・トラスト -
最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）
運用および純資産変動計算書
2016年12月31日終了年度

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
パフォーマンス連動債にかかる利息	2.4	10,790.74	1,180
その他の収益		25,087.15	2,743
収益合計		35,877.89	3,923
費用			
管理事務代行報酬	5	35,002.41	3,828
販売報酬	4	5,372.35	587
管理報酬	3	2,578.66	282
代行協会員報酬	9	644.74	71
費用合計		43,598.16	4,767
投資からの純損失		(7,720.27)	(844)
投資有価証券にかかる実現純利益 / （損失）	2.6	9,032.02	988
未実現評価益 /（評価損）の 変動控除前純損益		1,311.75	143
投資有価証券にかかる未実現純評価益 / （評価損）の変動		(55,078.08)	(6,023)
運用による純資産の純減少		(53,766.33)	(5,879)
期首純資産		2,374,447.66	259,646
買戻し		(85,880.00)	(9,391)
期末純資産		2,234,801.33	244,376

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

ブラチナ・トラスト -
最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）
財務書類に対する注記
2016年12月31日現在

注記1 概要

ブラチナ・トラスト - 最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）（以下「ファンド」という。）は、ブラチナ・トラストのサブ・ファンドである。ブラチナ・トラストは、2008年8月1日付の信託証書補遺（以下「信託証書補遺」という。）によって改訂された2005年3月30日付の信託証書（以下「信託証書」という。）に基づいて設立された、ケイマン諸島におけるユニット・トラストである。ファンドは、2008年10月2日に設定された。

ブラチナ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に基づき、BNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッド（以下「受託会社」という。）およびパルカディア・アセット・マネジメント・エス・エイの間で締結された2005年3月30日付の信託証書（以下「信託証書」という。）に基づいて、専門的に運用されるユニット・トラストとして設立された。ファンドは、ケイマン諸島の金融庁に登録されている。ファンドは、信託証書補遺に従ってファンドの期間が延長されない限り、または（他の解散事由の中で）受益者の持分の少なくとも過半数の承認により解散するという信託証書の規定に従ってそれ以前にファンドが解散されない限り、2018年10月25日に終了する。

ファンドの投資目的は、最終買戻日および償還日における米ドル建ての投資元本を確保しつつ、調整後農業関連指数および調整後再生可能エネルギー関連指数から成る2つの調整後指数の最高実績額を参照して決定される最終買戻価格と早期償還事由の発生から利益を享受する機会を投資家に提供することである（かかる最高を参照する特徴を「最高実績参照型」という。）。

調整後農業関連指数は、100%の一定配分によりBNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15（米ドル建て）で構成される。調整後再生可能エネルギー関連指数は、100%の一定配分によりBNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15（米ドル建て）指数で構成される。各調整後指数は1か月米ドルLiborの想定手数料を支払う。

管理会社は、ファンドを代表して、実質的にすべてのファンド資産を、BNPパリバ銀行によって発行された連動債に投資することにより、またBNPパリバ銀行による元本確保契約（以下「元本確保契約」という。）を取得することにより、投資目的を達成することを意図している。

元本確保契約は、最終償還日または早期償還事由が発生した場合には早期償還日においてのみ有効である。

注記2 重要な会計方針の概要

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された。

ファンドの重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

2.1 外貨換算

本財務書類は、米ドルで表示されており、会計帳簿は米ドルで記録されている。

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日における実勢為替レートに基づいて、米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートに基づいて、米ドルに換算される。

この結果生じる為替差損益は、運用および純資産変動計算書に計上される。

2.2 投資有価証券

パフォーマンス連動債の時価は、比較可能な最近の商慣習上の取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション・プライシング・モデルおよび市場参加者が通常用いているその他の評価手法を含む評価手法を用いて決定される。時価の決定に用いられた手法は、当該手法が開発された分野から独立した有識者によって確認および定期的な検討が行われる。

2.3 現金および現金等価物

現金およびその他の流動資産は、額面金額に経過利息を伴って評価される。

2.4 利息

利息は、発生主義で認識される。経過利息は、2016年12月31日現在の投資有価証券の時価に含まれる。

受領した利息は、収益として運用および純資産変動計算書に計上される。

2.5 費用

費用は発生主義で計上される。費用は、有価証券の取得原価に含まれている投資有価証券取得費用を除いて、運用および純資産変動計算書に計上されている。投資有価証券の売却により生じた費用は、売却受取額から控除されている。

2.6 認識

ファンドは、投資有価証券を、購入契約締結日（以下「取引日」という。）に認識する。当該日以降に資産または負債の時価の変動から生じる損益は、運用および純資産変動計算書に計上される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法に基づいて決定される。

注記3 管理報酬

管理会社は、ファンドに対する業務提供の対価として、年率0.12%の料率で、発行済受益証券の投資元本に基づいて実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる報酬を受領する権利を有している。各受益証券に関しては、投資元本とは、当該受益証券の額面金額（100米ドル）をいう。

当該報酬は、管理会社によるファンドへの業務提供について、管理会社に対し、ファンドの資産から支払われる。

注記４ 販売報酬

各日本における販売会社は、ファンドに対する業務提供の対価として、関連する販売会社が販売した受益証券のうち各評価日現在の発行済受益証券の投資元本に対して年率0.25%に相当する報酬を受領する権利を有している。当該報酬は、発行済受益証券の投資元本に基づいて、実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる。

注記５ 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドに対する業務提供の対価として、年率0.10%の料率で、発行済受益証券の投資元本に基づいて実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる報酬を受領する権利を有している。管理事務代行報酬は年額35,000米ドルを下限とする。

注記６ 登録・名義書換事務代行報酬

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店は、登録・名義書換事務代行会社である。登録・名義書換事務代行会社は、ファンドの受益者名簿の維持管理および受益証券譲渡の対応、申込みまたは買戻請求処理、受益者との連絡、買戻金支払の取扱いに責任を負い、詳細は、2005年３月30日付で登録・名義書換事務代行会社およびファンドの間で締結された登録・名義書換事務代行契約（以下「登録・名義書換事務代行契約」という。）に記載されており、すべてのプラチナ・シリーズ・トラストに適用される。

登録・名義書換事務代行報酬は、管理事務代行会社が負担する。

注記７ 保管報酬

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店は、ファンドの保管会社である。

保管会社は、ファンドの資産の保管に責任を負う。保管会社はまた、ファンドの代理として支払に対応し、詳細は2005年３月30日付の保管契約（以下「保管契約」という。）に記載されており、すべてのプラチナ・シリーズ・トラストに適用される。

保管報酬は、管理事務代行会社が負担する。

注記８ 受託会社報酬

BNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッドは、ファンドの受託会社である。

受託会社報酬は、管理会社より支払われる。

注記９ 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドに対する業務提供の対価として、年率0.03%の料率で、発行済受益証券の投資元本に基づいて実日数基準で計算され、毎週発生し、四半期毎の後払いまたはその他随時合意された方法で、ファンドの資産から支払われる報酬を受領する権利を有している。

注記10 元本確保提供会社報酬

元本確保提供会社に対する報酬は、パフォーマンス連動債の費用に含まれ、追加的報酬がファンドに課されることはない。

注記11 銀行預金

2016年12月31日現在、10,672.52米ドルの現金がBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店において保有されている。

注記12 税金

居住国の税法の下で、受益証券の売却または償還による損益を含むファンドへの投資による損益、および源泉徴収税またはファンドが受領した利息もしくは受取配当、もしくはファンドにより実現された利益に対して課されるその他の税金による影響（もしあれば）について、投資予定者は自身の税務顧問に相談することを推奨されている。

ケイマン諸島の政府によってファンドに課された所得税またはキャピタル・ゲイン税はない。その結果、本財務書類において租税債務または租税費用は計上されていない。

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Statement of Net Assets as at December 31, 2016**

	USD
Assets	
Investment at cost	2,092,645.93
Unrealised appreciation on investment	147,524.51
Investment at market value (note 2.2)	2,240,170.44
Cash at bank (notes 2.3, 11)	10,672.52
Total assets	2,250,842.96
Liabilities	
Accrued expenses	16,041.63
Total liabilities	16,041.63
Net assets at the end of the year	2,234,801.33
 Number of units outstanding at the end of the year	 20,856.658
 Net asset value per unit	 107.15

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2016**

	USD
Income	
Interest on certificate (note 2.4)	10,790.74
Other income	25,087.15
Total income	35,877.89
Expenses	
Administration fees (note 5)	35,002.41
Distribution fees (note 4)	5,372.35
Management fees (note 3)	2,578.66
Agent company fees (note 9)	644.74
Total expenses	43,598.16
Net loss from investment	(7,720.27)
Net realised gain / (loss) on : Investment (note 2.6)	9,032.02
Net result for the year before changes in unrealised appreciation / (depreciation)	1,311.75
Change in net unrealised appreciation / (depreciation) on : Investment	(55,078.08)
Net decrease in net assets as a result of operations	(53,766.33)
Net assets at the beginning of the year	2,374,447.66
Redemptions	(85,880.00)
Net assets at the end of the year	2,234,801.33

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected), a Series Trust of Platinum Trust

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2016

Note 1. General information

Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected) (the "Series Trust"), a Series Trust of Platinum Trust, a Cayman Islands unit trust established by a trust deed made on March 30, 2005 (the "Master Trust Deed") as amended by a supplement to the Master Trust Deed made on August 1, 2008 (the "Supplemental Trust Deed"). The Series Trust was created as at October 2, 2008.

Platinum Trust (the "Trust") has been established under the Trust Law (as revised) of the Cayman Islands by a trust deed (the "Trust Deed") dated March 30, 2005 between BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited (the "Trustee") and Parcadia Asset Management S.A. as a professionally managed unit trust. The Series Trust is registered with the Cayman Islands Monetary Authority. The Series Trust will terminate on October 25, 2018, unless the term is extended in accordance with the Supplemental Trust Deed or unless the Series Trust is terminated prior thereto in accordance with the Trust Deed, which provides for termination upon (among other events) the approval of at least a majority interest of the Unitholders also referred to as Shareholders.

The investment objective of the Series Trust is to provide investors with an opportunity to benefit from the Final Repurchase Price and an occurrence of the Automatic Early Repurchase Event, determined by observing the highest value of two Portfolios: Agribusiness Portfolio, and Renewable Energy Portfolio (such nature to observe the highest, the "Best Performance Reference Type"), while protecting the USD investment principal at the Final Repurchase Date and the Maturity Date.

The Agribusiness Portfolio consists of BNP Paribas Global Agribusiness Total Return Index 15 (USD) with a constant allocation of 100%. The Renewable Energy Portfolio consists of BNP Paribas Global Renewable Energies Total Return Index 15 (USD) with a constant allocation of 100%. Each Portfolio pays a notional fee of USD 1 Month Libor.

The Manager intends, on behalf of the Series Trust, to achieve the objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust in certificates issued by BNP Paribas and by obtaining the principal protection from BNP Paribas (the "Principal Protection Agreement").

The Protection Agreement is only effective at the final redemption date or at the Automatic Repurchase Date if the Automatic Repurchase Event has occurred.

Note 2. Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

A summary of the significant accounting policies is as follows:

2.1 Foreign currency translation

The financial statements are expressed in US dollar (USD) and its accounting records are maintained in USD.

Assets and liabilities in currencies other than the USD are recorded in USD based on the exchange rate in effect at the date of the Statement of Net Assets. Income and expenses in currencies other than the USD are recorded in USD based on the exchange rate in effect prevailing at the date of the transaction.

The resulting exchange differences are recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

2.2 Investments

The market value of the certificates is determined by using valuation techniques including comparable recent arm's length transactions, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants. The models used to determine market values are validated and periodically reviewed by experienced personnel independent of the area that created them.

2.3 Cash and cash equivalents

Cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest.

2.4 Interest

Interest is recognised on an accrual basis. Accrued interest is included in the market value of investments as at December 31, 2016.

Interest received is recognised as income in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected), a Series Trust of Platinum Trust

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2016 (continued)

Note 2. Summary of significant accounting policies (continued)

2.5 Expenses

Expenses are accounted for on an accrual basis. Expenses are charged to the Statement of Operations and Changes in Net Assets except for expenses incurred on the acquisition of an investment which are included within the cost of that investment. Expenses arising on the disposal of investments are deducted from the disposal proceeds.

2.6 Recognition

The Series Trust recognises investments on the date (the "trade date") it commits to purchase. From this date any gains and losses arising from changes in market value of the assets or liabilities are recognised in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Realised gains and losses on the sale of investments are determined on the basis of average cost.

Note 3. Management fees

For its services to the Series Trust, the Manager is entitled to a fee of 0.12% per annum on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust. Principal Amount means with respect to each Unit, the face amount of such Unit (USD 100).

This fee is paid out of the assets of the Series Trust to the Manager for its services to the Series Trust.

Note 4. Distribution fees

For its services to the Series Trust, each Distributor is entitled to a fee of 0.25% per annum on the Principal Amount of the outstanding units which have been distributed by the relevant Distributor as of each valuation day. The fee is calculated on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust.

Note 5. Administration fees

For its services to the Series Trust, the Administrator is entitled to a fee of up to 0.10% per annum on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust. Administration fee is subject to the minimum amount of USD 35,000 per annum.

Note 6. Registrar and Transfer Agent fees

BNP Paribas Securities Services – Luxembourg Branch acts as Registrar and Transfer Agent. The Registrar and Transfer Agent are responsible for maintaining the Series Trust's register of Unitholders and dealing with transfers of units, processing applications for subscriptions or redemptions, communicating with Unitholders, handling the payment of redemptions, as more particularly described in the Registrar and Transfer Agency Agreement dated March 30, 2005 between the Registrar and Transfer Agent and the Series Trust (the "Registrar and Transfer Agency Agreement"), applicable to all Platinum Series Trusts.

The Registrar and Transfer Agent fees are borne by the Administrator.

Note 7. Custodian fees

BNP Paribas Securities Services - Luxembourg Branch acts as Custodian to the Series Trust.

The Custodian is responsible for the safekeeping of the Series Trust's assets. It also handles the payments on behalf of the Series Trust, as more particularly described in an agreement dated March 30, 2005 (the "Custodian Agreement"), applicable to all Platinum Series Trusts.

The Custodian fees are borne by the Administrator.

Note 8. Trustee fees

BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited acts as Trustee to the Series Trust.

Trustee fees are borne by the Manager.

**Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected),
a Series Trust of Platinum Trust****Notes to the Financial Statements as at December 31, 2016 (continued)****Note 9. Agent company fees**

For its services to the Series Trust, the Agent Company is entitled to a fee of up to 0.03% per annum on the outstanding Principal Amount of the Units on an ACT/ACT day count fraction basis, accrued weekly and payable quarterly in arrears, or on such other basis as may be agreed with the relevant service provider from time to time, out of the assets of the Series Trust.

Note 10. Principal protection provider fees

The fee for the principal protection agreement is embedded into the cost of the certificates and no additional fee is charged to the Series Trust in respect thereof.

Note 11. Cash at Bank

As at December 31, 2016, an amount of cash of USD 10,672.52 is held by BNP Paribas Securities Services - Luxembourg Branch.

Note 12. Taxation

Potential investors are advised to consult their own tax advisors as to the consequences of an investment in the Series Trust, under the tax laws of the country of which they are residents, including consequences of the sale or redemption of units, and the effect, if any, of withholding taxes or other taxes imposed on interest or dividend income received by the Series Trust or gains realised by the Series Trust.

There are no income or capital gains taxes imposed on the Series Trust by the government of the Cayman Islands. As a result, no tax liability or expense has been recorded in these financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2018年4月末日現在)

	米ドル（ .を除く）	千円（ .および .を除く）
. 資産総額	2,304,616.10	252,010
. 負債総額	10,090.17	1,103
. 純資産総額（ - ）	2,294,525.93	250,906
. 発行済口数	19,385口	
. 1口当たり純資産価格 $\frac{（ ）}{（ ）}$	118.37	12,944 円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりである。

取扱機関 BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、エスペランジュL-2085、

リュ・ドゥ・ガスペリッシュ33番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

1. 受託会社は、信託証書に定める規定によってそのような義務を負う場合、または提案されたものがシリーズ・トラスト決議であるときは、トラストもしくはトラストのいずれかのシリーズ・トラストに関してその時点で発行されている受益証券の半数以上の保有者として登録されている受益者から書面で請求された場合、開催通知に定める時および場所でトラスト、（場合によっては）シリーズ・トラストの受益者集会を開催するものとし、かかる集会（以下「集会」という。）には下記の規定が適用されるものとする。個々のシリーズの集会に関して、審議する議案が二つ以上のクラスまたはすべてのクラスに同じ影響を与えると受託会社が判断する場合、受託会社はかかるクラスまたはシリーズをひとつのクラスまたはシリーズとして取り扱うことができ、その他の場合は別々のクラスまたはシリーズとして取り扱うものとする。またあるクラスの受益証券の保有者の集会を特定のシリーズの受益証券の保有者だけに関係する問題を審議するために開催することができる。
2. 集会は15営業日前までにトラストまたは関係するシリーズ・トラストの受益者に通知を送付した上で招集するものとする。かかる通知には、集会の日時、場所および集会で提案する決議案の条件を明記するものとする。また集会の基準日は集会の開催通知に記載する日の少なくとも21営業日前とする。
3. 受益者決議、投票数または定足数に関する計算は基準日の直前の評価日を基準とするものとする。
4. いずれかの受益者に対して不注意で通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が通知を受け取らなかった場合でも、集会の手続きは無効とはならないものとする。受託会社の取締役またはその他の授權された役員は集会に出席して、発言する権利を有するものとする。
5. 集会の定足数はその時点で発行されているトラスト、（場合によっては）シリーズ・トラストの受益証券の総数の75%以上の保有者とする。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2018年4月末日現在、管理会社の資本金は120,340,176ユーロ（約159億円）で、7,521,260株全額払込済である。

最近5年間の資本金の額の増減は以下のとおりである。

2013年4月末日	64,931,168ユーロ
2014年12月15日	67,373,920ユーロ
2016年12月12日	70,300,752ユーロ
2017年11月1日	117,263,248ユーロ
2018年4月末日	120,340,176ユーロ

（2）会社の機構

管理会社は、定款に定める条件に従い、会長により管理され、取締役会により運営される。会長（株主でも可。ただし、必ずしも株主である必要はない。）は、株主の通常決議により任命され、取締役会の構成員の中から選任される。会長は、自身の取締役としての任期を超えない期間をもって任命され、再任されることができる。会長は、株主の通常決議によりいつでも解任することができる。

会長は管理会社の経営管理につき責任を負うとともに、第三者に関して会社を代表するものとする。会長は、会社の目的の範囲内において、あらゆる場合に会社の名において行為する最も広範な権限を有し、特に、会社の業務方向性の効率的な決定、会計・財務情報の作成および純資産の決定に関して権限を有する。

最高経営責任者（株主でも可。ただし、必ずしも株主である必要はない。）は、株主が取締役の中からまたは外部から任命することができる。上記のとおり任命された最高経営責任者は、第三者に関して会長と同一の権限を有し、特に、管理会社の業務方向性の効率的な決定、会計・財務情報の作成および純資産の決定に関して権限を有する。

最高経営責任者が管理会社の取締役である場合、その任期は自身の取締役としての任期を超えることはできない。最高経営責任者が取締役会の構成員ではない外部から任命された場合、その任期は3年とする。当該最高経営責任者は、顧問として取締役会会議に出席することができる。最高経営責任者は、定款に従い、株主決定によりいつでも解任することができる。

取締役会は、執行委員会を設立することができる。執行委員会は、管理会社の会長が議長を務め、会長の会社経営の補佐を担当する構成員から構成される。会長および最高経営責任者を除き、執行委員会の構成員は、取締役会の決定によりいつでも解任されることができる。

取締役会は、3名以上24名以下の構成員を有する。取締役会は、会社経営の主な方向性を決定するとともに、会社業務の実施を継続的に監督する。

取締役会は、秘書役を任命することができ、当該秘書役は株主であっても良いが、必ずしも株主である必要はなく、また、取締役会の構成員ではない外部から選任することができる。取締役会の構成員（自然人、法人、株主または非株主であるかを問わない。）は、株主の集团的通常決定により3年の任期で任命および再任される。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、フランス国内および国外において、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびオルタナティブ投資ファンド（AIF）の運用または外国法に基づいて設立されたその他の主体の運営、第三者のためのポートフォリオ運用、投資顧問業務、ポートフォリオ運用会社として行為する資格の範囲内でのその他の投資サービス、債券構築および選定顧問業務ならびに債務証券、ファンドまたは投資家のための貸付供与、あらゆる種類のファンドまたはより一般的に法人または第三者により運用および／または組成された商品の市場調査、販売または販売促進を包括する業務に関する委託運用を含むあらゆる資産運用委託業務、その他の運用、顧問、分析、調査業務もしくは金融商品または指数の評価、管理、会計または運用業務または会社の目的に直接的または間接的に関係する情報技術、電子またはデジタル業務の提供を含むその他のサービスを行うことである。

管理会社は、2018年4月末日現在、以下の投資信託の運用を行っている。

2018年4月末日現在

ファンドの設立国	ファンドの種類	ファンド数 (サブ・ファンド数)	純資産総額
フランス	契約型投資信託	1,900	513,000,000,000ユーロ
ベルギー	投資信託	30	9,000,000米ドル
ケイマン諸島	ユニット・トラスト	1 (2)	4,600,000米ドル
ルクセンブルク	変動資本を有する 投資法人	3 (200)	57,000,000ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、フランスにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース オーディット エス・エー・エスおよびデロイト・エ・アソシエから監査証明に相当すると認められる証明を受け、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.39円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d . 管理会社は、2017年11月1日付で、THE AMからビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスに変更になった。

（１）【貸借対照表】

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス
2017年12月31日終了年度

貸借対照表 - 資産

貸借対照表 - 資産	当会計年度						前会計年度	
	総 額		償却額		純 額		純 額	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
未払株式資本（ ）	0	0			0	0	0	0
初期費用	6,097	807	6,097	807	0	0	0	0
施設利用権、特許権および類似権利	58,731,628	7,775,480	50,615,953	6,701,046	8,115,675	1,074,434	7,907,450	1,046,867
営業権	399,845,985	52,935,610	35,158,183	4,654,592	364,687,802	48,281,018	334,603,767	44,298,193
その他の無形固定資産	1,532,573	202,897	0	0	1,532,573	202,897	5,066,802	670,794
無形固定資産合計	460,116,283	60,914,795	85,780,233	11,356,445	374,336,049	49,558,350	347,578,019	46,015,854
その他の有形固定資産	1,872,642	247,919	1,462,843	193,666	409,799	54,253	170,820	22,615
有形固定資産合計	1,872,642	247,919	1,462,843	193,666	409,799	54,253	170,820	22,615
その他の投資	22,202,792	2,939,428	0	0	22,202,792	2,939,428	2,792	370
その他の金融固定資産	2,467	327	0	0	2,467	327	2,438	323
金融固定資産合計	22,205,259	2,939,754	0	0	22,205,259	2,939,754	5,230	692
固定資産合計（ ）	484,194,184	64,102,468	87,243,077	11,550,111	396,951,108	52,552,357	347,754,070	46,039,161
前渡金および頭金	298,844	39,564	0	0	298,844	39,564	270,502	35,812
営業債権および関連債権	256,525,147	33,961,364	315,820	41,811	256,209,328	33,919,553	246,000,818	32,568,048
その他の債権	254,941,633	33,751,723	0	0	254,941,633	33,751,723	178,637,530	23,649,823
債権合計	511,765,625	67,752,651	315,820	41,811	511,449,805	67,710,840	424,908,850	56,253,683
市場性のある有価証券（自己株式を含む）	158,384,353	20,968,504	326,759	43,260	158,057,594	20,925,245	108,077,463	14,308,375
現金および現金等価物	450,224	59,605	0	0	450,224	59,605	381,760	50,541
現金および現金等価物合計	158,834,577	21,028,110	326,759	43,260	158,507,818	20,984,850	108,459,224	14,358,917
前払費用	2,552,590	337,937	0	0	2,552,590	337,937	886,147	117,317
流動資産合計（ ）	673,152,792	89,118,698	642,579	85,071	672,510,213	89,033,627	534,254,221	70,729,916
繰延発行費用（ ）	0	0			0	0	0	0
社債償還プレミアム（ ）	0	0			0	0	0	0
評価差額金 - 資産（ ）	32,403	4,290			32,403	4,290	108,069	14,307
合 計（Iから ）	1,157,379,379	153,225,456	87,885,655	11,635,182	1,069,493,724	141,590,274	882,116,359	116,783,385

（*）付録１「CamGestionおよびTHEAMの合併の影響（資産）」を参照のこと。

付録 1

CamGestionおよびTHEAMの合併の影響（一般会計勘定プラン780 - 1）

貸借対照表 - 資産	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス		内	CamGestion		THEAM		CamGestion およびTHEAM合計	
	ユーロ	千円		ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
未払株式資本（ ）	0	0						0	0
施設利用権、特許権および類似権利	8,115,675	1,074,434				195,404	25,870	195,404	25,870
営業権	364,687,802	48,281,018		19,523,576	2,584,726	5,442,460	720,527	24,966,036	3,305,254
その他の無形固定資産	1,532,573	202,897						0	0
無形固定資産合計	374,336,049	49,558,350		19,523,576	2,584,726	5,637,864	746,397	25,161,439	3,331,123
その他の有形固定資産	409,799	54,253				10,823	1,433	10,823	1,433
有形固定資産合計	409,799	54,253		0	0	10,823	1,433	10,823	1,433
その他の投資	22,202,792	2,939,428						0	0
その他の金融固定資産	2,467	327						0	0
金融固定資産合計	22,205,259	2,939,754		0	0	0	0	0	0
固定資産合計（ ）	396,951,108	52,552,357		19,523,576	2,584,726	5,648,687	747,830	25,172,263	3,332,556
前渡金および頭金	298,844	39,564		21,000	2,780	100,725	13,335	121,725	16,115
営業債権および関連債権	256,209,328	33,919,553		7,261,477	961,347	16,166,448	2,140,276	23,427,925	3,101,623
その他の債権	254,941,633	33,751,723		56,767,893	7,515,501	79,727,004	10,555,058	136,494,897	18,070,559
債権合計	511,449,805	67,710,840		64,050,370	8,479,628	95,994,177	12,708,669	160,044,547	21,188,298
市場性のある有価証券（自己株式を含む）	158,057,594	20,925,245						0	0
現金および現金等価物	450,224	59,605		1,015	134	610	81	1,626	215
現金および現金等価物合計	158,507,818	20,984,850		1,015	134	610	81	1,626	215
前払費用	2,552,590	337,937		71,974	9,529	367,716	48,682	439,689	58,210
流動資産合計（ ）	672,510,213	89,033,627		64,123,359	8,489,291	96,362,503	12,757,432	160,485,862	21,246,723
繰延発行費用（ ）	0	0						0	0
社債償還プレミアム（ ）	0	0						0	0
評価差額金 - 資産（ ）	32,403	4,290						0	0
合 計（Iから ）	1,069,493,724	141,590,274		83,646,934	11,074,018	102,011,190	13,505,261	185,658,125	24,579,279

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス
2017年12月31日終了年度

貸借対照表 - 負債

貸借対照表 - 負債	当会計年度		前会計年度	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
株式資本または個別資本（支払済 0 ユーロを含む）	120,340,176	15,931,836	70,300,752	9,307,117
株式、併合および払込剰余金	356,566,378	47,205,823	331,077,828	43,831,394
法定準備金	7,030,075	930,712	6,737,392	891,963
その他の準備金（芸術作品の購入に係る準備金 0 ユーロを含む）	145,630	19,280	145,630	19,280
準備金合計	7,175,705	949,992	6,883,022	911,243
未処分利益剰余金	1,962	260	6,585	872
当期損益	73,663,173	9,752,267	33,021,847	4,371,762
法定引当金	0	0	635,687	84,159
株主資本合計（ ）	557,747,394	73,840,177	441,925,721	58,506,546
その他の自己資本合計（ ）	0	0	0	0
負債性引当金	9,416,182	1,246,608	5,205,434	689,147
負債性および費用性引当金合計（ ）	9,416,182	1,246,608	5,205,434	689,147
金融機関からの借入金	60,914,649	8,064,490	72,564,736	9,606,845
その他の借入金および金融負債（利益参加型ローン 0 ユーロを含む）	44,513,067	5,893,085	27,049,609	3,581,098
金融負債合計	105,427,716	13,957,575	99,614,344	13,187,943
営業債務および関連債務	304,628,245	40,329,733	267,384,320	35,399,010
未払法人税および社会保険関連債務	85,224,875	11,282,921	60,819,071	8,051,837
固定資産購入関係債務	279,334	36,981	406,339	53,795
その他の債務	6,674,083	883,582	6,702,163	887,299
営業負債合計	396,806,536	52,533,217	335,311,893	44,391,942
負債合計（ ）	502,234,253	66,490,793	434,926,237	57,579,885
評価差額金 - 負債（ ）	95,895	12,696	58,967	7,807
負債合計（ から ）	1,069,493,724	141,590,274	882,116,359	116,783,385

（*）付録 2 「CamGestionおよびTHEAMの合併の影響（負債）」を参照のこと。

付録 2

CamGestionおよびTHEAMの合併の影響（一般会計勘定プラン780 - 1）

貸借対照表 - 負債	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス		内	CamGestion		THEAM		CamGestion およびTHEAM合計	
	ユーロ	千円		ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
株式資本または個別資本（支払済0ユーロを含む）	120,340,176	15,931,836		13,650,000	1,807,124	8,317,840	1,101,199	21,967,840	2,908,322
株式、併合および払込剰余金	356,566,378	47,205,823		10,959,669	1,450,951	15,322,620	2,028,562	26,282,289	3,479,512
法定準備金	7,030,075	930,712		1,365,000	180,712	831,784	110,120	2,196,784	290,832
その他の準備金 （芸術作品の購入に係る準備金0ユーロを含む）	145,630	19,280						0	0
準備金合計	7,175,705	949,992		1,365,000	180,712	831,784	110,120	2,196,784	290,832
未処分利益剰余金	1,962	260		735	97	411	54	1,146	152
当期損益	73,663,173	9,752,267		35,524,347	4,703,068	27,161,046	3,595,851	62,685,393	8,298,919
株主資本合計（ ）	557,747,394	73,840,177		61,499,751	8,141,952	51,633,701	6,835,786	113,133,452	14,977,738
その他の自己資本合計（ ）	0	0		0	0	0	0	0	0
負債性引当金	9,416,182	1,246,608		501,549	66,400	477,897	63,269	979,446	129,669
負債性および費用性引当金合計（ ）	9,416,182	1,246,608		501,549	66,400	477,897	63,269	979,446	129,669
金融機関からの借入金	60,914,649	8,064,490		0	0	150,912	19,979	150,912	19,979
その他の借入金および金融負債 （利益参加型ローン0ユーロを含む）	44,513,067	5,893,085		132,271	17,511	2,736,192	362,244	2,868,463	379,756
金融負債合計	105,427,716	13,957,575		132,271	17,511	2,887,104	382,224	3,019,375	399,735
営業債務および関連債務	304,628,245	40,329,733		17,879,876	2,367,117	34,392,607	4,553,237	52,272,483	6,920,354
未払法人税および社会保険関連債務	85,224,875	11,282,921		3,358,052	444,573	12,201,134	1,615,308	15,559,185	2,059,881
固定資産購入関係債務	279,334	36,981						0	0
その他の債務	6,674,083	883,582		275,436	36,465	418,748	55,438	694,184	91,903
営業負債合計	396,806,536	52,533,217		21,513,363	2,848,154	47,012,489	6,223,983	68,525,852	9,072,138
負債合計（ ）	502,234,253	66,490,793		21,645,635	2,865,666	49,899,593	6,606,207	71,545,227	9,471,873
評価差額金 - 負債（ ）	95,895	12,696						0	0
負債合計（ から ）	1,069,493,724	141,590,274		83,646,934	11,074,018	102,011,190	13,505,261	185,658,125	24,579,279

（２）【損益計算書】

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス
2017年12月31日終了年度

損益計算書

損益計算書	当会計年度				前会計年度	
	フランス	輸 出	合 計			
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	千円	ユーロ	千円
サービスの提供	667,162,862	344,656,750	1,011,819,612	133,954,798	818,815,012	108,402,919
純売上収益	667,162,862	344,656,750	1,011,819,612	133,954,798	818,815,012	108,402,919
資本財			94,267	12,480	1,151,133	152,398
減価償却費および引当金の戻入ならびに付替費用			4,121,088	545,591	9,514,626	1,259,641
その他の収益			25,164	3,331	12,825	1,698
営業収益合計（ ）			1,016,060,131	134,516,201	829,493,596	109,816,657
その他外部購入費および費用			722,216,010	95,614,178	645,343,099	85,436,973
税金およびその他類似支出額			22,057,885	2,920,243	18,388,755	2,434,487
給与			90,867,538	12,029,953	67,893,967	8,988,482
社会保険費用			44,143,056	5,844,099	32,933,584	4,360,077
営業引当金			4,799,935	635,463	3,565,765	472,072
その他の費用			122,759	16,252	53,234	7,048
			7,945,695	1,051,931	2,466,582	326,551
			786,854	104,172	257,942	34,149
営業費用合計（ ）			892,939,731	118,216,291	770,902,928	102,059,839
営業損益			123,120,400	16,299,910	58,590,669	7,756,819
利益配分または損失移転（ ）			0	0	0	0
既発生損失または利益移転（ ）			0	0	0	0
株式投資金融収益			7,747	1,026	24,055	3,185
その他の利息および関連収益			2,858,110	378,385	7,443,193	985,404
引当金戻入および付替費用			302,069	39,991	41,688	5,519
為替差益			414,792	54,914	426,820	56,507
市場性のある有価証券売却純利益			30,881	4,088	0	0
金融収益合計（ ）			3,613,598	478,404	7,935,756	1,050,615
減価償却費および引当金繰入額			262,381	34,737	(361,106)	(47,807)
支払利息および類似費用			601,337	79,611	1,353,658	179,211
為替差損			599,101	79,315	358,844	47,507
市場性のある有価証券売却純損失			621,158	82,235	3,295,172	436,248
金融費用合計（ ）			2,083,976	275,898	4,646,568	615,159
金融損益			1,529,622	202,507	3,289,188	435,456
通常の活動からの税引前損益（ - + - + - ）			124,650,022	16,502,416	61,879,857	8,192,274
管理取引に係る特別利益			0	0	1,195,699	158,299
資本取引に係る特別利益			1	0	0	0
引当金戻入および付替費用			635,687	84,159	1,139,284	150,830
特別利益合計（ ）			635,688	84,159	2,334,983	309,128
管理取引に係る特別損失			0	0	1,770	234
特別損失合計（ ）			0	0	1,770	234
特別損益（ - ）			635,688	84,159	2,333,213	308,894
従業員利益分配金（ ）			9,189,044	1,216,538	5,999,068	794,217
法人税（ ）			42,433,492	5,617,770	25,192,154	3,335,189
収益合計（ + + + ）			1,020,309,418	135,078,764	839,764,335	111,176,400
費用合計（ + + + + + ）			946,646,244	125,326,496	806,742,488	106,804,638
当期損益（収益合計 - 費用合計）			73,663,173	9,752,267	33,021,847	4,371,762

（*）付録３「CamGestionおよびTHEAMの合併の影響（損益）」を参照のこと。

付録 3

CamGestionおよびTHEAMの合併の影響（一般会計勘定プラン780 - 1）

損益計算書	ビー・エヌ・ピー・パriba アセットマネジメント・フランス		内	CamGestion		THEAM		CamGestion およびTHEAM合計	
	ユーロ	千円		ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
サービスの提供	1,011,819,612	133,954,798		75,606,819	10,009,587	92,416,812	12,235,062	168,023,631	22,244,649
純売上収益	1,011,819,612	133,954,798		75,606,819	10,009,587	92,416,812	12,235,062	168,023,631	22,244,649
資本財	94,267	12,480						0	0
減価償却費および引当金の戻入ならびに付替費用	4,121,088	545,591		21,147	2,800	94,374	12,494	115,521	15,294
その他の収益	25,164	3,331		2,434	322	20,403	2,701	22,837	3,023
営業収益合計（ ）	1,016,060,131	134,516,201		75,630,400	10,012,709	92,531,588	12,250,257	168,161,989	22,262,966
その他外部購入費および費用	722,216,010	95,614,178		32,589,088	4,314,469	44,558,595	5,899,112	77,147,683	10,213,582
税金およびその他類似支出額	22,057,885	2,920,243		1,388,478	183,821	3,317,079	439,148	4,705,557	622,969
給与	90,867,538	12,029,953		3,760,610	497,867	11,027,189	1,459,890	14,787,798	1,957,757
社会保険費用	44,143,056	5,844,099		1,792,907	237,363	4,932,359	652,995	6,725,266	890,358
営業引当金	固定資産に関する減価償却費	4,799,935		0	0	164,890	21,830	164,890	21,830
	流動資産に関する引当金繰入額	122,759		0	0	0	0	0	0
	負債性および費用性引当金に								
	関する引当金繰入額	7,945,695		215,865	28,578	417,294	55,246	633,159	83,824
その他の費用	786,854	104,172		7,510	994	22,355	2,960	29,866	3,954
営業費用合計（ ）	892,939,731	118,216,291		39,754,458	5,263,093	64,439,761	8,531,180	104,194,219	13,794,273
営業損益	123,120,400	16,299,910		35,875,943	4,749,616	28,091,827	3,719,077	63,967,770	8,468,693
利益配分または損失移転（ ）	0	0						0	0
既発生損失または利益移転（ ）	0	0						0	0
株式投資金融収益	7,747	1,026						0	0
その他の利息および関連収益	2,858,110	378,385		12	2	1,578	209	1,591	211
引当金戻入および付替費用	302,069	39,991		0	0	0	0	0	0
為替差益	414,792	54,914		1,538	204	179,905	23,818	181,442	24,021
市場性のある有価証券売却純利益	30,881	4,088		0	0	0	0	0	0
金融収益合計（ ）	3,613,598	478,404		1,550	205	181,483	24,027	183,033	24,232
減価償却費および引当金繰入額	262,381	34,737		0	0	(32,781)	(4,340)	(32,781)	(4,340)
支払利息および類似費用	601,337	79,611		395	52	1,811	240	2,207	292
為替差損	599,101	79,315		7,513	995	224,882	29,772	232,395	30,767
市場性のある有価証券売却純損失	621,158	82,235		10,171	1,347	29,209	3,867	39,381	5,214
金融費用合計（ ）	2,083,976	275,898		18,080	2,394	223,121	29,539	241,201	31,933
金融損益	1,529,622	202,507		(16,530)	(2,188)	(41,638)	(5,512)	(58,168)	(7,701)
通常の活動からの税引前損益 (- + - + -)	124,650,022	16,502,416		35,859,413	4,747,428	28,050,189	3,713,565	63,909,602	8,460,992
資本取引に係る特別利益	1	0						0	0
引当金戻入および付替費用	635,687	84,159				79,875	10,575	79,875	10,575
特別利益合計（ ）	635,688	84,159		0	0	79,875	10,575	79,875	10,575
特別損失合計（ ）	0	0		0	0	0	0	0	0
特別損益（ - ）	635,688	84,159		0	0	79,875	10,575	79,875	10,575
従業員利益分配金（ ）	9,189,044	1,216,538		335,066	44,359	969,018	128,288	1,304,084	172,648
法人税（ ）	42,433,492	5,617,770		0	0	0	0	0	0
収益合計（ + + + ）	1,020,309,418	135,078,764		75,631,950	10,012,914	92,792,947	12,284,858	168,424,897	22,297,772
費用合計（ + + + + + ）	946,646,244	125,326,496		40,107,603	5,309,846	65,631,901	8,689,007	105,739,504	13,998,853
当期損益（収益合計 - 費用合計）	73,663,173	9,752,267		35,524,347	4,703,068	27,161,046	3,595,851	62,685,393	8,298,919

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス

2017年12月31日終了年度

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは、フランスの簡易株式会社（société par actions simplifiée）で資本金は120,340,176ユーロである。

登記上の事務所の所在地は、パリ市9区、オスマン通り1番であり、主たる事業所の所在地は、パリ市第9区ベルジェール通り14番である。

2017年12月31日に終了した年度の収益分配前の売上収益の総額は、1,069,493,724ユーロである。
損益計算書は、73,663,173ユーロの当期利益を計上している。

当社の勘定は、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスの事業の他に、ウィーン（オーストリア）の子会社の事業を含む。

当会計年度は2017年1月1日から2017年12月31日の12ヶ月間である。

以下の注記は財務書類の重要な一部を構成している。

当期のハイライト

2017年の主な出来事には、以下が含まれていた：

2017年1月1日に遡及してTHEAMおよびCamGestionの合併が承認されたことにより、2017年10月23日に開催された合同株主総会は、全額現金で払込済の3,565,438ユーロのグローバル合併プレミアムを伴う額面16ユーロの新規株式2,935,156株を発行することにより、株式資本を70,300,752ユーロから117,263,248ユーロへ46,962,496ユーロ増加させることを決議した。

合併プレミアムの金額は、したがって、2017年12月31日現在19,290,388ユーロに増加した。

新規株式は、発行済株式4,393,797株と同種類であり、株式資本を構成する総株式数は7,328,953株に増加した。

イタリアの子会社であるBNPPIP SGR SPAに22.2百万ユーロを投資することにより、2017年12月18日に開催された合同株主総会は、21,923,112ユーロのグローバル発行プレミアムを伴う新規株式192,308株を発行することにより、株式資本を117,263,248ユーロから120,340,176ユーロへ増額するために株式資本を3,076,928ユーロ増加させることを決議した。その結果、発行プレミアムの総額は131,467,972ユーロに増加した。

額面16ユーロの新規株式は、発行済株式7,328,953株と同種類であり、株式資本を構成する総株式数は総額120,340,176ユーロの7,521,261株に増加した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・ヨーロッパ・エス・エム・イー・デット・ファンドに3,496,038ユーロを投資し、これは欧州経済のための資金調達を目的とするユニケル・プランの対象となっている。かかる投資は、最大10百万ユーロまで増額される可能性がある。

2017年12月、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは「レバレッジド・ローン・ウェアハウス」に0.9百万ユーロ投資した。このストラクチャーは、2018年に発行される新規CL0（ローン担保証券）の形を取る。

会計規則および方法

財務書類は、フランス商法の条項および一般会計基準に準拠して作成されている。

保守主義の原則および以下の基本的な前提に従い、一般的な会計慣行が適用されている：

- 継続企業
- 一会計期間から次会計期間への会計方針の継続性
- 会計年度の独立性

財務書類に計上されている項目の基本的な評価方法は取得原価主義に基づいている。

フランス共和国会計基準監督機関（Autorité des Normes Comptables）（以下「ANC」という。）の2015年11月23日付ANC規則2015 - 06（一般会計基準に関するANC規則2014 - 03を改正）を適用している。

本新規則は、耐用年数が限られている固定資産の一部、特に営業権の償却を認めている。

現在資産に計上されている営業権は、耐用年数が無限であるとみなれており、償却されない。

これらのすべての資産について、帳簿価額と時価を比較することにより、減損テストが年1回行われる。

無形固定資産

1．営業権

当社の営業権は、2000年度に実施された現物出資の過程で部分的に取得されたもの、2010年度のFIM Franceとの合併によるもの、および2017年度のTHEAMとCamGestionの合併によるものが主なものである。

営業権が通常償却されない理由は、以下の論拠による：

- 出資を売却とみなす
- 供与された営業権の個別資産配分不能

これらの条件が満たされている場合で、かつ取得価額が実現可能価額を下回っている限り、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスの営業権は、取得価額で貸借対照表上資産として計上される。

営業権の帳簿価額は以下の２つの基準に基づいて決定されている：

- 主に収益性に基づくビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ内での一部資産の現物出資契約で使用される評価基準
- ファンドのタイプ毎に運用資産の収益性を考慮したビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスの純資産の評価に基づく基準

これらの基準に基づき、FORTIS INVESTMENT MANAGEMENT France（FIM France）の営業権について、2012年12月31日現在で21,727,847ユーロの減損が計上された。かかる減損は、2017年12月31日においても保持された。

THEAMとの合併によりアクサの営業権の減損は、525,966ユーロ戻し入れられた。

CamGestionとの合併によりFBPの営業権の減損は、216,919ユーロ戻し入れられた。

CL0（ローン担保証券）の管理に係る営業権は、2014年に12.5百万ユーロでビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エイから取得された。

商業貸付ポートフォリオに関連するクレジット・デリバティブ・ファンドの管理に特化したこの事業において取得された権限は、存続期間が限られている。この限られた存続期間を考慮し、営業権を完全に償却することが決定された。

総額22.7百万ユーロのCL0 2017 - 1 B.V.の7つのトランシェを含む債券が、当期中に、発行された。

２．その他の無形固定資産

この項目は自製および購入ソフトウェアの開発に関する費用を含んでいる。

ソフトウェアの費用は、取得価額が100千ユーロ未満の場合は３年で定額償却され、取得価額が100千ユーロ以上の場合は５年で定額償却される。

会計システム「オラクル」のような大規模なシステム・ソフトウェアは、定額法を用いて８年間で償却される。

有形固定資産

有形固定資産を構成する科目の評価：

- その取得原価で評価されている。即ち、購入代価と付随費用。資産（支払渡しで取得された資産）の購入コストは除く。

有形固定資産は、以下の見積耐用年数で、定額法により償却される：

- | | |
|--------------------|---------|
| - 建物の改築および改善 | 8 - 10年 |
| - 事務機器およびコンピューター機器 | 3 年 |
| - 家具 | 5 年 |

金融固定資産

有価証券は、取得原価で貸借対照表に計上される。

2008年1月1日から、以下のような投資有価証券の取得に直接関係する対外費用は、貸借対照表上で有価証券の取得原価に含まれる：

- 名義書換料
- 報酬
- 助言、約定および保証に関する手数料
- 法律文書および法的手続きに関する費用

会計上の取扱いと税務上の取扱いを一致させることで、計算結果の差異を調整する必要がなくなる。

1年目から5年目にかけて当該費用の5分の1ずつ按分して計算される加速償却は、5年間にわたって税金計算上認識される。

1. 子会社の有価証券および株式投資の評価

これらは、公正価値で測定される：

公正価値は、所有する有価証券の時価を慎重に評価した価格に相当する。計算は、一定のパラメーターにより以下のとおり計算される：

- 3年間を超えて所有されている子会社で、過去3年間にわたりEBITDA（RBEに減価償却費を加えたもの）が平均してマイナスかゼロに近い子会社の有価証券の場合は、公正価値は帳簿価額の純額（特別損益の金額を除く）
- 3年間を超えて所有されている子会社で、過去3年間にわたりEBITDA（RBEに減価償却費を加えたもの）が平均してプラスかゼロに近い子会社の有価証券の場合は、公正価値はEBITDAの倍数
- 販売会社が保有する有価証券の公正価値は、ポートフォリオ会社の有価証券の未実現利益を反映して調整された純資産価値
- 3年未満の期間所有されている子会社である場合、またはその事業が最近著しく変化したことにより取得原価で維持することができない子会社である場合、公正価値は資産の帳簿価額の純額、またはDCF法もしくは（直近の取引価格等）その他の適切な手法により決定される金額
- 有価証券が最近取得された場合は、取得原価
- 上場有価証券の場合は、市場価格

外貨建て株式投資有価証券については、純資産に対する持分割合は、外貨で表示された金額を期末時点の換算レートで換算することにより決定される。

未実現損失に対しては、未実現利益と相殺せずに有価証券の減損が項目毎に計上される。

受取配当金は、分配の実施が年次株主総会で承認された時点もしくは支払い時点で認識される。

一連の証券が売却された場合、かかる処分に関連する項目は、特別損益を構成する。

減損が以前計上されていた場合、その戻入は、処分による損益に含まれるのではなく、引当金戻入勘定に計上される。

２．外貨建ての子会社の有価証券および株式投資の保有に係る為替ヘッジ

2017年１月１日以降、当社は金融先物商品およびヘッジ取引に関するANC規則2015 - 05の規定を適用している。

本新規則は、ヘッジ取引と投機目的の取引（個々の未決済ポジション）を区別している。

ヘッジ取引は、ポジションがヘッジされた場合に損益に悪影響を及ぼすリスクを軽減するために、ヘッジ部分とヘッジ商品を調和させることから成る。

ヘッジ商品に係る未実現損益または実現損益は、ヘッジ対象の収益および費用として財務書類の損益に対称的に計上される。

外貨建てで取得され、同一通貨建ての借入によって資金調達された子会社の有価証券および株式投資の保有に関して、ヘッジ残高は、ヘッジされている有価証券の公正価値で毎年繰越される。

したがって、通貨建ての当社の借入および当社の株式投資有価証券のヘッジを行うNDF（ノンデリバラブル・フォワード）の価値の変動は、当初貸借対照表に計上され、その後これらの株式投資有価証券自体が損益勘定に影響を及ぼす時点で損益に計上される。

当社資金の外貨への投資のヘッジにおける変動は、本投資ポートフォリオの評価額の増減に計上されると同時に認識される。

減損が計上される場合、為替差額は対称的に損益に計上され、評価益が計上される場合、為替差額は貸借対照表の調整勘定に計上される。

本規則の最初の適用は、方法の変更を伴うものであり、当社は、その時点で存在している取引にのみ遡及修正を制限する。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは、ANC規則2015 - 05の影響を受けるヘッジポジションを有していない。その最初の適用は、期初の自己資本に影響を及ぼさず、12月31日現在会計上の修正再表示も生じない。

３．投資有価証券

投資有価証券は、マネー・マーケット・ファンド、ビー・エヌ・ピー・パリバ・ヨーロッパ・エス・エム・イー・デット・ファンドへの投資およびCL0のポートフォリオから成る。

CL0の持分は、時価評価に基づいて評価される。

投資有価証券は、取得原価で貸借対照表に計上される、当該取得に関する費用は含まれていない。

帳簿価額は、当該有価証券が上場しているか否かで異なる。

上場有価証券は、当期の最終月における平均価格を基に評価され、外貨建ての有価証券は、期末日における直近の最終平均為替レートを適用して評価される。

非上場有価証券は、最近の取引価格、数学的価値、利回り、取引活動、収益の規模および見通しなどの基準に基づく予想取引価格で評価される。

マネー・マーケット・ファンドの受益証券は、最終公表純資産価額で評価される。

帳簿価額は、項目毎に取得原価と比較される。未実現利益は計上されないが、未実現損失が発生した場合は対応する減損額が財務書類に計上される。

債務

債務は額面額で評価されている。債務は、個々の債務毎に再評価の対象となる。減損は、債務の全部または一部に回収不能が見込まれる場合に計上される。

外貨建ての債権および債務

外貨建ての債権および債務は、フランスの公報に掲載される直近の為替レートに基づいて自国通貨に換算および計上される。評価差額は、かかる差額が未実現損失による場合は貸借対照表上の資産の項目において、未実現利益による場合は貸借対照表上の負債の項目において、未清算勘定として計上される。未実現のキャピタル・ロスは、リスクおよび偶発事象に対する引当金の設定につながる。

現金および現金等価物

外貨建ての現金および現金等価物は、直近の為替レートを用いて、自国通貨に換算および計上される。

売上収益および返還手数料

総売上収益は、主に以下の収益から成る：

- 投資信託または個人資産管理契約の財務管理のサービス対価として管理会社が受取る管理報酬と出来高報酬。受取収入は、管理資産に対する特定の固定または変動割合に対応する。管理報酬は、資産価値が算定される毎に計算され、未収収益として計上される。
- ルクセンブルクのファンドの販売者として当社に対して支払われる販売手数料。
- ファンドに課せられる取引手数料。

返還手数料は、未払費用に係る引当金を通じて、関連する期間に費用計上される。

法人税

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは、2014年1月1日よりビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エイによって構成されるグループに税務上連結されている。

グループ法人税制の要項に従い、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは、あたかも単独では課税対象であったかのように課税所得に対する法人税額を計上する。

法人税は、少なくとも7.63百万ユーロの売上収益（税抜き）があり、かつ法人税が763千ユーロを超える企業に対して、課税所得に標準税率33.33%を適用して算定される。社会保障負担として3.3%が算定される。

法人税の実効税率は33.33%から34.43%に引き上げられた。

15%の法人税特別拠出金が、2017年度に531千ユーロ計上された。

将来の納税義務の増額および減額

2017年12月31日現在、繰延税金は以下のとおりであった：

- 未収額が25.03百万ユーロ
- 未払額が0.66百万ユーロ

従業員利益分配金

フランスの法律に従い、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは、従業員の利益が獲得された年度に利益分配金を計上している。

かかる利益分配金は、損益計算書上、「従業員利益分配金」の名称で計上されている。

負債性および費用性引当金

引当金は、過去の出来事に係る債務について、経済的利益を表章する資金の支出が必要となる可能性が高く、かかる債務の金額を確実に見積もることができる場合に確保される。引当金の金額を決定するために、かかる債務の金額は、再評価が相当な金額である場合再評価される。

この引当金は以下の見積費用を含む：

- 紛争、訴訟、税務当局を含む第三者請求
- 投資信託評価差額

全ての引当金に関わる見積りは、時間の経過とともに変化する可能性のある仮定や経済データを使用しているため、不確実性が存在するが、それでもなおこれらの仮定や経済データは、会計期間末日において入手可能な情報に基づく最善の見積もりを提供している。

金融負債

規制上の最低資本要件を満たすため、20百万ユーロの期限付劣後ローンがSAGIPとの間で締結された。

CL0（ローン担保証券）の活動は、総額38,026千ユーロのビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌ・エイの6つの融資から資金提供を受けている。

従業員給付

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌ・エイ・グループのフランス法人の従業員に与えられる給付は、以下の4つに分類される：

- ・ 給与、年次休暇、報奨制度、利益分配および上乘せ拠出などの短期の給付。当該グループは、従業員が与えられた給付分の業務を行った場合、それに相当する費用を計上している。
- ・ 有給休暇（主に労働時間貯蓄口座）、長期の勤務に対する報奨および現金で支払われる特定の種類の繰延報酬を含む長期の給付。当該範囲における給付の引当金は8.9百万ユーロである。
- ・ ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスの退職基金から支払われる、フランスの銀行業界において定められる退職金の補足および退職時の賞与により主に構成される雇用後の給付。主にビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスの退職基金から支払われる退職金の補足および退職時の賞与を含む「確定給付制度」のみが、測定と引当の対象となる当社の債務を表す。なお、本区分に計上されない給付は、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスが1998年に加入した団体生命保険を考慮すると0.71百万ユーロである。アクサは、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスがその従業員に対して法律に基づいて支払い義務を負う退職時補償金を支払う義務を負う。

当社の引当金は、この契約により1998年に支払われた最初の拠出金に表されている。認識される引当金は、従業員の退職時の受取額に基づき、一定の公式を用いて算定される。従って、当社の引当金は、評価日現在で以下を考慮して算定される：

- ・ 退職時における勤務期間の合計に対する期末における勤務期間に比例したアクサが支払うべき基金の見積りおよび支払いの予測日
- ・ 早期退職、給与の増加、割引率（期末において1.30％）および1.90％の昇給率に係る人口統計に基づく様々な仮定

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌ・エイに在籍している出向中の従業員に係る退職給付債務は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌ・エイの財務書類に計上されている。

株式投資有価証券に対するヘッジ以外の取引

当期中に実行された外貨建取引により発生した為替差損益は、損益計算書に計上される。公表期末日為替レートに基づき発生した為替換算差損益は、純残高が潜在的な損失を示す場合には外国為替リスクに係る引当金を設定することにより、損益に計上される。

取締役報酬

取締役報酬

2017年4月27日に開催された年次株主総会は、取締役会の提案を受けて、当会計年度につき40,000ユーロの取締役報酬を支払う旨を決定した。

連結

当社は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エイに100%連結されている（SIRET番号66204244900014）。

当社は、フランス商法第R.233 - 15条の規定を満たすため、連結財務書類の作成義務は免除されている。

連結納税

2014年1月1日以降、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エイ・グループに税務上連結されている。

この連結納税グループにおいて、各子会社は、あたかも個別に課税されているかのように法人税額を計上する。

親会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エイは、以下を認識する：

- 連結納税グループに関する課税
- 各子会社の理論上の納税に対する各子会社の税収入

したがって、連結納税グループに起因する節税は、親会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エイの会計帳簿に計上される。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス
2017年12月31日終了年度

固定資産

固定資産		期首総額 ユーロ	増加	
			再評価 ユーロ	取得、出資 ユーロ
初期費用および研究開発費（ ）		6,097	0	0
その他の無形固定資産（ ）		426,122,454	0	38,579,386
その他の有形固定資産	事務機器、 コンピューター機 器 および家具	1,485,546	0	387,097
合計（ ）		1,485,546	0	387,097
その他の株式投資		2,792	0	22,200,000
貸付金およびその他の金融固定資産		2,438	0	29
合計（ ）		5,230	0	22,200,029
合 計（ + + + ）		427,619,328	0	61,166,512

固定資産		減少		期末総額 ユーロ	再評価 - 当初価額 ユーロ
		譲 渡	処 分		
		ユーロ	ユーロ		
初期費用および研究開発費（ ）		0	0	6,097	0
その他の無形固定資産（ ）		0	4,591,655	460,110,185	0
その他の有形固定資産	事務機器、 コンピューター機 器 および家具	0	0	1,872,642	0
合計（ ）		0	0	1,872,642	0
その他の株式投資		0	0	22,202,792	0
貸付金およびその他の金融固定資産		0	0	2,467	0
合計（ ）		0	0	22,205,259	0
合 計（ + + + ）		0	4,591,655	484,194,184	0

減価償却

当期中の状況と変動					
償却資産		期 首	増 加	減 少	期 末
		ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
初期費用および研究開発費（　）		6,097	0	0	6,097
その他の無形固定資産（　）		58,543,857	4,759,547	0	63,303,404
その他の有形固定資産	事務機器、 コンピューター機 器 および家具	1,422,455	40,388	0	1,462,843
有形固定資産合計（　）		1,422,455	40,388	0	1,462,843
合　計（　＋　＋　）		59,972,410	4,799,935	0	64,772,345

加速償却引当金の変動要因の分析							
固定資産	繰 入			戻 入			期 末
	減価償却の 期間差異	逓減残高法	特別な税法上 の減価償却	減価償却の 期間差異	逓減残高法	特別な税法上 の減価償却	
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	
初期費用	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
有形資産	0	0	0	0	0	0	0
取得有価証券	0			0			0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

	期 首	増 加	減 少	期 末
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
繰延貸付金発行費用	0	0	0	0
社債償還プレミアム	0	0	0	0

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス

2017年12月31日終了年度

貸借対照表に計上された引当金

引当金の種類	期首	繰入	戻入	期末
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
投資損失引当金	635,687	0	635,687	0
合計（ ）	635,687	0	635,687	0
訴訟に対する引当金	3,783,312	5,832,765	2,194,441	7,421,636
為替損失引当金	140,850	(378)	108,069	32,403
その他の負債性および費用性引当金	1,775,860	2,112,930	1,926,647	1,962,143
合計（ ）	5,700,022	7,945,317	4,229,157	9,416,182
無形固定資産に係る引当金	22,470,732	0	0	22,470,732
顧客勘定に係る引当金	193,061	122,759	0	315,820
その他の減損に係る引当金	258,000	262,759	194,000	326,759
合計（ ）	22,921,793	385,518	194,000	23,113,311
合 計（ + + ）	29,257,502	8,330,835	5,058,844	32,529,493
内、営業上の繰入および戻入		8,068,454	4,121,088	
内、財務上の繰入および戻入		262,381	302,069	
内、特別繰入および戻入		0	635,687	
持分法適用有価証券の減損				0

債権および債務の満期

債 権	総 額	1 年以内	1 年超
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
株式投資に関する未収金	0	0	0
貸付金	0	0	0
その他の金融固定資産	2,467	2,467	0
固定資産に係る債権合計	2,467	2,467	0
その他の債権	256,525,147	256,525,147	0
国、その他の地方自治体	521,458	521,458	0
グループ会社および関係会社	251,616,498	251,616,498	0
その他の未収金	2,803,677	2,803,677	0
流動資産に係る債権合計	511,466,780	511,466,780	0
前払費用	2,552,590	2,552,590	0
債権合計	514,021,838	514,021,838	0
当期中の貸付額	0		
当期中の返済額	0		
株主に対する貸付金および前払金	0		

債 務	総 額	1 年以内	1 年から 5 年以内	5 年超
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
原契約の満期が1年未満の信用機関からの借入金	2,888,585	2,888,585	0	0
原契約の満期が1年以上の信用機関からの借入金	58,026,064	0	12,838,000	45,188,064
その他の借入金および金融負債	44,513,067	44,513,067	0	0
営業債務および関連債務	304,628,245	304,628,245	0	0
従業員債務および関連債務	52,777,723	52,777,723	0	0
社会保険関連債務	24,724,130	24,724,130	0	0
国、その他の地方自治体	2,855,902	2,855,902	0	0
固定資産購入関係債務	4,867,120	4,867,120	0	0
その他の未払金	279,334	279,334	0	0
債務合計	6,674,083	6,674,083	0	0
当期中の借入額	502,234,253	444,208,189	12,838,000	45,188,064
当期中の返済額	19,108,064			
個人からの借入金	(30,000,000)			
	0			

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス

2017年12月31日終了年度

子会社および株式投資

資本金の10%超を当社が保有している子会社の総数：0

（単位：千ユーロ）

名称	資本金	損益 配分前の 当期の 準備金 および 利益	保有 株式率 （％）	保有株式の帳簿価額		当社が 付与した が未返済 の貸付金 および 前払金	当社が 付与した 担保 および 保証の 金額	前期の 税引前 売上収益	損益 （前期の 利益 または 損失）	当期中に 当社が 受領した 配当	備考
				総額	純額						
BNP PAM Belgium	54,115	0	0.01	3	3			52,103	10,986	0	
BNPP Argentina IP	1	0	5.00	0	0			0	69	8	
BNPP IP SGR Spa	8,400	0	100.00	22,200	22,200			20,375	326	0	

法人税

明細	税引前利益	支払税額	税引後純損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
通常の活動からの利益	124,650,022	45,378,413	79,271,608
短期特別利益	635,688	218,867	416,821
従業員利益分配計画	(9,189,044)	(3,163,788)	(6,025,256)
会計上の利益	116,096,666	42,433,492	73,663,173

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

売上収益明細

売上収益明細	当会計年度	前会計年度	変動
	ユーロ	ユーロ	
事業部門別内訳			
サービスの提供	1,011,819,612	818,815,012	24%
地域別市場内訳			
純売上収益 - フランス	667,162,862	487,812,607	37%
純売上収益 - 輸出	344,656,750	331,002,405	4%
純売上収益	1,011,819,612	818,815,012	24%

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス
2017年12月31日終了年度

株式資本を構成する株数および額面

	当期首の株数	当期中の発行	当期中の買戻し	2017年12月31日 の株数	額 面
					ユーロ
普通株式	4,393,797	3,127,464		7,521,261	16.00
株式消却				0	
優先配当株式 （議決権なし）				0	
優先株式				0	
共同株式				0	
投資証明書				0	
合計	4,393,797	3,127,464	0	7,521,261	

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

従業員数

従業員	平均従業員数	
	当会計年度	前会計年度
技術者および管理職職員	750	599
監督者		
従業員および専門家		
労働者		
その他	34	36
合 計		
	784	635

平均従業員数：0

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

特別損失および利益

項目	特別損失	特別利益
	ユーロ	ユーロ
各種特別利益	0	1
投資のための引当金戻入	0	635,687
合 計	0	635,688

未収収益

未収収益	金額
	ユーロ
管理に係る未収金	53,583,290
顧客への助言に係る未収金	587,863
顧客からの受託に係る未収金	28,914,168
現金委託に係る未収金	4,453,394
課税対象の営業費用に係る未収金	868,798
非課税対象の営業費用に係る未収金	70,000
移転価格に係る顧客未収金（税）	3,562,243
移転価格に係る顧客未収金（税外）	20,873,472
従業員貯蓄に係る未収金	2,936,321
顧客の複数管理に係る未収金	49,398,129
分配手数料に係る未収金	23,592,752
合計	188,840,430

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス

2017年12月31日終了年度

未払費用

未払費用	金額
	ユーロ
封鎖当座勘定に係る未払利息の引当金	10,575
固定資産（営業費用）に係る未払金	279,334
現地賞与引当金に係る未払費用	24,084,802
国 - 未払費用	845,120
現地法人の繰延現金賞与に係る引当金	5,862,841
創出活動	381,782
従業員給付現地賞与引当金	14,691,730
継続的職業訓練	848,405
実習に係る税金	576,915
その他の社会的費用に係る未払費用	2,761,644
借入金/融資に係る未払利息	57,352
ファンド管理委託および助言に係る未払金	2,145,357
ファンド管理委託のチャージバックに係る未払金	8,418,075
奨励金に係る未払費用	7,348,440
繰延現金賞与に係る社会保障負担に係る引当金	3,576,333
13ヶ月目の税務費用に関する引当金に係る未払費用	412
13ヶ月目の社会的費用に関する引当金に係る未払費用	714
13ヶ月目の退職拠出金に関する引当金に係る未払費用	252
障害者雇用に係る負担	175,680
勤続手当の引当金に係る未払費用	2,420,684
国 - 支店に係る未払費用	52,212
営業支援に係る未払金	21,158,064
移転価格に係る未払金	27,532,379
銀行預金に係る未払金	14,308,792
ファンド預かりの保管受託銀行に係る未払金	90,227
ファンド管理およびポートフォリオ管理委託に係る未払金	95,367
注文の受送信に係る未払金	5,731,700
ファンド預かりの管理事務代行会社に係る未払金	57,617
営業支援に係る未払金	109,225
分配における多重管理のチャージバックに係る未払金	49,398,129
ファンドのADHEMARに係る未払金	25,821
外部分配/パートナーに係る未払金	130,736,805
ポートフォリオ管理委託未払金	1,490,521
保証に係る未払金	10,219,253
13ヶ月目の人件費に関する引当金に係る未払費用	2,576
有給休暇に係る人件費の引当金	6,611,451
労働時間回復に関する人件費に係る未払費用	214,198
労働時間貯蓄口座に関する人件費の引当金に係る未払費用	4,525,627
従業員利益分配に係る引当金	3,635,948
有給休暇に関する税務費用に係る未払費用	1,057,827
有給休暇に関する社会的費用に係る未払費用	1,831,367
有給休暇に関する退職拠出金に係る未払費用	647,916
労働時間回復に関する税務費用の引当金に係る未払費用	34,271
労働時間回復に関する社会的費用の引当金に係る未払費用	59,332
労働時間回復に関する退職拠出金に係る未払費用	20,991
労働時間貯蓄口座に関する税務費用の引当金に係る未払費用	724,098
労働時間貯蓄口座に関する社会的費用の引当金に係る未払費用	1,253,597
労働時間貯蓄口座に関する退職拠出金の引当金に係る未払費用	443,509
事業税	400,768
給与税	1,968,019
取引手数料に係る未払金	177,324
未清算勘定に係る未払費用	29,753
委託会社事業勘定に係る未払費用	1
合計	359,131,134

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス
2017年12月31日終了年度

前払費用

前払費用	営業	財務	特別
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
営業費用 - 前払費用 - 保険	209,202	0	0
営業費用 - 前払費用 - 市場データ	480,374	0	0
営業費用 - 前払費用 - メインテナンス / サービス	1,860,514	0	0
営業費用 - 前払費用 - 広告	2,500	0	0
合計	2,552,590	0	0

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

繰延収益

繰延収益	営業	財務	特別
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
合計	0	0	0

以下の追加情報は、財務書類の読者が情報に基づいた判断をするために提供されている。

利益処分案

利益処分案	2017年12月31日
	ユーロ
当期貸借対照表上の繰越金	1,962
当期損益	73,663,173
分配可能金額合計	73,665,135
準備金の処分：	
- 法定準備金	5,003,943
配当	68,593,900
次期繰越金	67,292
処分合計	73,665,135

[次へ](#)

BNP PAM FRANCE

2017

Bilan actif

BILAN-ACTIF	Exercice N			Exercice N-1
	Brut	Amort.	Net	Net
Capital souscrit non appelé (I)	0		0	0
Frais d'établissement	6 097	6 097	0	0
Frais de développement	0	0	0	0
Concessions, brevets et droits similaires	58 731 628	50 615 953	8 115 675	7 907 450
Fonds commercial	399 845 985	35 158 183	364 687 802	334 603 767
Autres immobilisations incorporelles	1 532 573	0	1 532 573	5 066 802
Avances sur immobilisations incorporelles	0	0	0	0
TOTAL immobilisations incorporelles	460 116 283	85 780 233	374 336 049	347 578 019
Terrains	0	0	0	0
Constructions	0	0	0	0
Installations techniques, matériel	0	0	0	0
Autres immobilisations corporelles	1 872 642	1 462 843	409 799	170 820
Immobilisations en cours	0	0	0	0
Avances et acomptes	0	0	0	0
TOTAL immobilisations corporelles	1 872 642	1 462 843	409 799	170 820
Participations selon la méthode de meq	0	0	0	0
Autres participations	22 202 792	0	22 202 792	2 792
Créances rattachées à des participations	0	0	0	0
Autres titres immobilisés	0	0	0	0
Prêts	0	0	0	0
Autres immobilisations financières	2 467	0	2 467	2 438
TOTAL immobilisations financières	22 205 259	0	22 205 259	5 230
Total Actif Immobilisé (II)	484 194 184	87 243 077	396 951 108	347 754 070
Matières premières, approvisionnements	0	0	0	0
En cours de production de biens	0	0	0	0
En cours de production de services	0	0	0	0
Produits intermédiaires et finis	0	0	0	0
Marchandises	0	0	0	0
TOTAL Stock	0	0	0	0
Avances et acomptes versés sur commandes	298 844	0	298 844	270 502
Clients et comptes rattachés	256 525 147	315 820	256 209 328	246 000 818
Autres créances	254 941 633	0	254 941 633	178 637 530
Capital souscrit et appelé, non versé	0	0	0	0
TOTAL Créances	511 765 625	315 820	511 449 805	424 908 850
Valeurs mobilières de placement	158 384 353	326 759	158 057 594	108 077 463
dont actions propres:				
Disponibilités	450 224	0	450 224	381 760
TOTAL Disponibilités	158 834 577	326 759	158 507 818	108 459 224
Charges constatées d'avance	2 552 590	0	2 552 590	886 147
Total Actif Circulant (III)	673 152 792	642 579	672 510 213	534 254 221
Frais d'émission d'emprunt à étaler (IV)	0		0	0
Prime de remboursement des obligations (V)	0		0	0
Ecart de conversion actif (VI)	32 403		32 403	108 069
Total Général (I à VI)	1 157 379 379	87 885 655	1 069 493 724	882 116 359

(*) Voir Annexe-I "Impact Fusion ACTIF"

BNP PAM FRANCE

2017

Annexe-1Impacts des apports suite à la fusion CamGestion - Theam (Art. 780-1 du PCG)

BILAN-ACTIF	BNP PAM France	Cam Gestion	Theam	TOTAL CamGestion + Theam
Capital souscrit non appelé (I)	0			0
Frais d'établissement	0			0
Frais de développement	0			0
Concessions, brevets et droits similaires	8 115 675		195 404	195 404
Fonds commercial	364 687 802	19 523 576	5 442 460	24 966 036
Autres immobilisations incorporelles	1 532 573			0
Avances sur immobilisations incorporelles	0			0
TOTAL immobilisations incorporelles	374 336 049	19 523 576	5 637 864	25 161 439
Terrains	0			0
Constructions	0			0
Installations techniques, matériel	0			0
Autres immobilisations corporelles	409 799		10 823	10 823
Immobilisations en cours	0			0
Avances et acomptes	0			0
TOTAL immobilisations corporelles	409 799	0	10 823	10 823
Participations selon la méthode de meq	0			0
Autres participations	22 202 792			0
Créances rattachées à des participations	0			0
Autres titres immobilisés	0			0
Prêts	0			0
Autres immobilisations financières	2 467			0
TOTAL immobilisations financières	22 205 259	0	0	0
Total Actif Immobilisé (II)	396 951 108	19 523 576	5 648 687	25 172 263
Matières premières, approvisionnements	0			0
En cours de production de biens	0			0
En cours de production de services	0			0
Produits intermédiaires et finis	0			0
Marchandises	0			0
TOTAL Stock	0	0	0	0
Avances et acomptes versés sur commandes	298 844	21 000	100 725	121 725
Clients et comptes rattachés	256 209 328	7 261 477	16 166 448	23 427 925
Autres créances	254 941 633	56 767 893	79 727 004	136 494 897
Capital souscrit et appelé, non versé	0			0
TOTAL Créances	511 449 805	64 050 370	95 994 177	160 044 547
Valeurs mobilières de placement	158 057 594			0
dont actions propres:				
Disponibilités	450 224	1 015	610	1 626
TOTAL Disponibilités	158 507 818	1 015	610	1 626
Charges constatées d'avance	2 552 590	71 974	367 716	439 689
Total Actif Circulant (III)	672 510 213	64 123 359	96 362 503	160 485 862
Frais d'émission d'emprunt à étaler (IV)	0			0
Prime de remboursement des obligations (V)	0			0
Ecart de conversion actif (VI)	32 403			0
Total Général (I à VI)	1 069 493 724	83 646 934	102 011 190	185 658 125

BNP PAM FRANCE

2017

Bilan passif

BILAN-PASSIF		Exercice N	Exercice N-1
Capital social ou individuel	dont versé : 0	120 340 176	70 300 752
Primes d'émission, de fusion, d'apport,		356 566 378	331 077 828
Écarts de réévaluation	dont écart d'équivalence 0	0	0
Réserve légale		7 030 075	6 737 392
Réserves statutaires ou contractuelles		0	0
Réserves réglementées	dont réserve des prov. fluctuation des cours ; 0	0	0
Autres réserves	dont réserve achat d'œuvres originales d'artistes ; 0	145 630	145 630
TOTAL Réserves		7 175 705	6 883 022
Report à nouveau		1 962	6 585
RÉSULTAT DE L'EXERCICE (bénéfice ou perte)		73 663 173	33 021 847
Subventions d'investissement		0	0
Provisions réglementées		0	635 687
TOTAL CAPITAUX PROPRES (I)		557 747 394	441 925 721
Produit des émissions de titres participatifs		0	0
Avances conditionnées		0	0
TOTAL AUTRES FONDS PROPRES (II)		0	0
Provisions pour risques		9 416 182	5 205 434
Provisions pour charges		0	0
TOTAL PROVISIONS POUR RISQUES ET CHARGES (III)		9 416 182	5 205 434
Emprunts obligataires convertibles		0	0
Autres emprunts obligataires		0	0
Emprunts et dettes auprès des établissements de crédit		60 914 649	72 584 736
Emprunts et dettes financières divers	dont emprunts participatifs : 0	44 513 067	27 049 609
TOTAL Dettes financières		105 427 716	99 614 344
Avances et acomptes reçus sur commandes en cours		0	0
Dettes fournisseurs et comptes rattachés		304 628 245	267 384 320
Dettes fiscales et sociales		85 224 875	60 819 071
Dettes sur immobilisations et comptes rattachés		279 334	406 339
Autres dettes		6 674 083	6 702 163
TOTAL Dettes d'exploitation		396 806 536	335 311 893
Produits constatés d'avance		0	0
TOTAL DETTES (IV)		502 234 253	434 926 237
Ecart de conversion Passif (V)		95 895	58 967
TOTAL GENERAL - PASSIF (I à V)		1 069 493 724	882 116 359

(*) Voir Annexe-2 "Impact Fusion PASSIF"

BNP PAM FRANCE

2017

Annexe-2**Impacts des apports suite à la fusion CamGestion - Theam (Art. 780-1 du PCG)**

BILAN-PASSIF	BNP PAM France	Cam Gestion	Theam	TOTAL CamGestion + Theam
Capital social ou individuel dont versé : 0	120 340 176	13 650 000	8 317 840	21 967 840
Primes d'émission, de fusion, d'apport, ...	356 566 378	10 959 669	15 322 620	26 282 289
réévaluation dont écart d'équivalence 0	0			0
Réserve légale	7 030 075	1 365 000	831 784	2 196 784
Réserves statutaires ou contractuelles	0			0
Réserves réglementées dont réserve des prov. fluctuation des cours : 0	0			0
Autres réserves dont réserve achat d'œuvres originales d'artistes : 0	145 630			0
TOTAL Réserves	7 175 705	1 365 000	831 784	2 196 784
Report à nouveau	1 962	735	411	1 146
RÉSULTAT DE L'EXERCICE (bénéfice ou perte)	73 663 173	35 524 347	27 161 046	62 685 393
Subventions d'investissement	0			0
Provisions réglementées	0			0
TOTAL CAPITAUX PROPRES (I)	557 747 394	61 499 751	51 633 701	113 133 452
Produit des émissions de titres participatifs	0			0
Avances conditionnées	0			0
TOTAL AUTRES FONDS PROPRES (II)	0	0	0	0
Provisions pour risques	9 416 182	501 549	477 897	979 446
Provisions pour charges	0			0
CHARGES (III)	9 416 182	501 549	477 897	979 446
Emprunts obligataires convertibles	0			0
Autres emprunts obligataires	0			0
Emprunts et dettes auprès des établissements de crédit	60 914 649	0	150 912	150 912
Emprunts et dettes financières divers dont emprunts participatifs : 0	44 513 067	132 271	2 736 192	2 868 463
TOTAL Dettes financières	105 427 716	132 271	2 887 104	3 019 375
Avances et acomptes reçus sur commandes en cours	0			0
Dettes fournisseurs et comptes rattachés	304 628 245	17 879 876	34 392 607	52 272 483
Dettes fiscales et sociales	85 224 875	3 358 052	12 201 134	15 559 185
Dettes sur immobilisations et comptes rattachés	279 334			0
Autres dettes	6 674 083	275 436	418 748	694 184
TOTAL Dettes d'exploitation	396 806 536	21 513 363	47 012 489	68 525 852
Produits constatés d'avance	0			0
TOTAL DETTES (IV)	502 234 253	21 645 635	49 899 593	71 545 227
Ecart de conversion Passif (V)	95 895			0
TOTAL GENERAL - PASSIF (I à V)	1 069 493 724	83 646 934	102 011 190	185 658 125

BNP PAM FRANCE

2017

Compte de résultat

COMPTE DE RESULTAT	Exercice N			Exercice N-1
	France	Exportation	Total	
Ventes de marchandises	0	0	0	0
Production vendue biens	0	0	0	0
Production vendue services	667 162 862	344 656 750	1 011 819 612	818 815 012
Chiffres d'affaires nets	667 162 862	344 656 750	1 011 819 612	818 815 012
Production stockée			0	0
Production immobilisée			94 267	1 151 133
Subventions d'exploitation			0	0
Reprises sur amortissements et provisions, transferts de charges			4 121 088	9 514 626
Autres produits			25 164	12 825
Total des produits d'exploitation (I)			1 016 060 131	829 493 596
Achats de marchandises (y compris droits de douane)			0	0
Variation de stock (marchandises)			0	0
Achats de matières premières et autres approvisionnements (y compris droits de douane)			0	0
Variation de stock (matières premières et approvisionnements)			0	0
Autres achats et charges externes			722 216 010	645 343 099
Impôts, taxes et versements assimilés			22 057 885	18 388 755
Salaires et traitements			90 867 538	67 893 967
Charges sociales			44 143 056	32 933 584
Dotations d'exploitation			4 799 935	3 565 765
sur Dotations aux amortissements				
immobilisations Dotations aux provisions			0	0
Sur actif circulant : dotations aux provisions			122 759	53 234
Pour risques et charges : dotations aux provisions			7 945 695	2 466 582
Autres charges			786 854	257 942
Total des charges d'exploitation (II)			892 939 731	770 902 928
RÉSULTAT D'EXPLOITATION			123 120 400	58 590 669
Bénéfice attribué ou perte transférée (III)			0	0
Perte supportée ou bénéfice transféré (IV)			0	0
Produits financiers de participations			7 747	24 055
Produits des autres valeurs mobilières et créances de l'actif immobilisé			0	0
Autres intérêts et produits assimilés			2 858 110	7 443 193
Reprises sur provisions et transferts de charges			302 069	41 688
Différences positives de change			414 792	426 820
Produits nets sur cessions de valeurs mobilières de placement			30 881	0
Total des produits financiers (V)			3 613 598	7 935 756
Dotations financières aux amortissements et provisions			262 381	-361 106
Intérêts et charges assimilées			601 337	1 353 658
Différences négatives de change			599 101	358 844
Charges nettes sur cessions de valeurs mobilières de placement			621 158	3 295 172
Total des charges financières (VI)			2 083 976	4 646 568
RÉSULTAT FINANCIER			1 529 622	3 289 188
RESULTAT COURANT AVANT IMPOTS (I-II+III-IV+V-VI)			124 650 022	61 879 857

(*) Voir Annexe-3 "Impact Fusion Résultat"

BNP PAM FRANCE

2017

Compte de résultat (suite)

COMPTE DE RESULTAT (suite)	Exercice N	Exercice N-1
Produits exceptionnels sur opérations de gestion	0	1 195 699
Produits exceptionnels sur opérations en capital	1	0
Reprises sur provisions et transferts de charges	635 687	1 139 284
Total des produits exceptionnels (VII)	635 688	2 334 983
Charges exceptionnelles sur opérations de gestion	0	1 770
Charges exceptionnelles sur opérations en capital	0	0
Dotations exceptionnelles aux amortissements et provisions	0	0
Total des charges exceptionnelles (VIII)	0	1 770
RÉSULTAT EXCEPTIONNEL (VII - VIII)	635 688	2 333 213
Participation des salariés aux résultats de l'entreprise (IX)	9 189 044	5 999 068
Impôts sur les bénéfices (X)	42 433 492	25 192 154
TOTAL DES PRODUITS (I + III + V + VII)	1 020 309 418	839 764 335
TOTAL DES CHARGES (II + IV + VI + VIII + IX + X)	946 646 244	806 742 488
BÉNÉFICE OU PERTE (total des produits - total des charges)	73 663 173	33 021 847

(*) Voir Annexe-3 "Impact Fusion Résultat"

BNP PAM FRANCE

2017

Annexe-3

Impacts des apports suite à la fusion CamGestion - Theam (Art. 780-1 du PCG)

COMPTE DE RESULTAT	BNP PAM France	Cam Gestion	Theam	TOTAL CamGestion + Theam
Ventes de marchandises	0			0
Production vendue biens	0			0
Production vendue services	1 011 819 612	75 606 819	92 416 812	168 023 631
Chiffres d'affaires nets	1 011 819 612	75 606 819	92 416 812	168 023 631
Production stockée	0			0
Production immobilisée	94 267			0
Subventions d'exploitation	0			0
Reprises sur amortissements et provisions, transferts de charges	4 121 088	21 147	94 374	115 521
Autres produits	25 164	2 434	20 403	22 837
Total des produits d'exploitation (I)	1 016 060 131	75 630 400	92 531 588	168 161 989
Achats de marchandises (y compris droits de douane)	0			0
Variation de stock (marchandises)	0			0
Achats de matières premières et autres approvisionnements (y compris droits de douane)	0			0
Variation de stock (matières premières et approvisionnements)	0			0
Autres achats et charges externes	722 216 010	32 589 088	44 556 595	77 147 683
Impôts, taxes et versements assimilés	22 057 885	1 388 478	3 317 079	4 705 557
Salaires et traitements	90 867 538	3 760 610	11 027 189	14 787 798
Charges sociales	44 143 056	1 792 907	4 932 359	6 725 266
Dotations sur immobilisations	4 799 935	0	164 890	164 890
Dotations d'exploitation	0			0
Sur actif circulant : dotations aux provisions	122 759	0	0	0
Pour risques et charges : dotations aux provisions	7 945 695	215 865	417 294	633 159
Autres charges	766 854	7 510	22 355	29 866
Total des charges d'exploitation (II)	892 939 731	39 754 458	64 439 761	104 194 219
RÉSULTAT D'EXPLOITATION	123 120 400	35 875 943	28 091 827	63 967 770
Bénéfice attribué ou perte transférée (III)	0			0
Perte supportée ou bénéfice transféré (IV)	0			0
Produits financiers de participations	7 747			0
Produits des autres valeurs mobilières et créances de l'actif immobilisé	0			0
Autres intérêts et produits assimilés	2 858 110	12	1 578	1 591
Reprises sur provisions et transferts de charges	302 069	0	0	0
Différences positives de change	414 792	1 538	179 905	181 442
Produits nets sur cessions de valeurs mobilières de placement	30 881	0	0	0
Total des produits financiers (V)	3 613 598	1 550	181 483	183 033
Dotations financières aux amortissements et provisions	262 381	0	-32 781	-32 781
Intérêts et charges assimilés	601 337	395	1 811	2 207
Différences négatives de change	599 101	7 513	224 882	232 395
Charges nettes sur cessions de valeurs mobilières de placement	621 158	10 171	29 209	39 381
Total des charges financières (VI)	2 063 976	18 080	223 121	241 201
RÉSULTAT FINANCIER	1 529 622	-16 530	-41 638	-58 168
RÉSULTAT COURANT AVANT IMPÔTS (I-II+III-IV+V-VI)	124 650 022	35 859 413	28 050 189	63 909 602
Produits exceptionnels sur opérations de gestion	0			0
Produits exceptionnels sur opérations en capital	1			0
Reprises sur provisions et transferts de charges	635 687		79 875	79 875
Total des produits exceptionnels (VII)	635 688	0	79 875	79 875
Charges exceptionnelles sur opérations de gestion	0			0
Charges exceptionnelles sur opérations en capital	0			0
Dotations exceptionnelles aux amortissements et provisions	0			0
Total des charges exceptionnelles (VIII)	0	0	0	0
RÉSULTAT EXCEPTIONNEL (VII - VIII)	635 688	0	79 875	79 875
Participation des salariés aux résultats de l'entreprise (IX)	9 189 044	335 066	969 018	1 304 084
Impôts sur les bénéfices (X)	42 433 402	0	0	0
TOTAL DES PRODUITS (I + III + V + VII)	1 020 309 418	75 631 950	92 792 947	168 424 897
TOTAL DES CHARGES (II + IV + VI + VIII + IX + X)	946 646 244	40 107 603	65 631 901	105 739 504
BÉNÉFICE OU PERTE (total des produits - total des charges)	73 663 173	35 524 347	27 161 046	62 685 393

BNP PAM FRANCE

2017

BNP PAM France est une société par actions simplifiée au capital de 120 340 176 euros.

Le siège social est au 1, boulevard Haussmann dans le 9ème arrondissement de Paris et son établissement principal au 14 rue Bergère dans le 9ème arrondissement de Paris.

Le total du bilan de l'exercice clos au 31/12/17 avant répartition s'élève à 1 069 493 724 euros.

Le compte de résultat de l'exercice présente un bénéfice de 73 663 173 euros.

Les comptes de la société, outre l'activité de BNP PAM France, intègrent les activités de sa succursale située à Vienne (Autriche).

L'exercice a une durée de 12 mois, recouvrant la période du 01/01/17 au 31/12/17.

Les notes ci-après font partie intégrante des comptes annuels.

Faits caractéristiques de l'exercice :

L'exercice 2017 se caractérise par les faits suivants :

L'assemblée générale mixte en date du 23 octobre 2017 après approbation de la fusion des sociétés THEAM et CamGestion rétroactivement au 01 janvier 2017 a décidé d'augmenter le capital social d'un montant de 46.962.496 € pour le porter de 70.300.752 € à 117.263.248 € par création de 2.935.156 actions nouvelles de 16 € de nominal assorties d'une prime de fusion globale de 3.565.438 € et libérées intégralement par versement en numéraire.

Le montant de la prime de fusion est donc portée à 19 290 388 € au 31 décembre 2017.

Les actions nouvelles sont entièrement assimilées aux 4.393.797 actions anciennes ce qui porte à 7.328.953 la quantité totale des actions composant le capital.

Suite à la prise de participation dans la filiale italienne BNPPIP SGR SPA pour 22,2 millions € l'assemblée générale mixte en date du 18 décembre 2017 a décidé d'augmenter le capital social d'un montant de 3.076.928 € pour le porter de 117.263.248 € à 120.340.176 € par création de 192.308 actions nouvelles émises avec une prime d'émission globale de 21.923.112 € ce qui porte le montant total de la prime d'émission à 131 467 972 €.

Les actions nouvelles, au nominal de 16 €, sont entièrement assimilées aux 7.328.953 actions anciennes ce qui porte à 7.521.261 la quantité totale des actions composant le capital social portant son montant à 120 340 176 €.

BNP PAM France a souscrit un montant de 3.496.038 € dans le fonds BNPPARIBAS EUROPEAN SME DEBT FUND, entrant dans le cadre du plan Juncker destiné à financer l'économie européenne. Cet investissement a vocation à augmenter dans le temps jusqu'à un montant maximum de 10 M€.

BNP PAM FRANCE

2017

BNP PAM France a investi un montant de 0,9 M€ dans une structure "Leveraged Loan Warehouse" en décembre 2017. Cette structure prendra la forme d'un nouveau CLO qui sera constitué en 2018.

Règles et méthodes comptables :

Les comptes annuels ont été établis conformément aux dispositions du Code de Commerce et du plan comptable général.

Les conventions générales comptables ont été appliquées, dans le respect du principe de prudence, conformément aux hypothèses de base :

- continuité de l'exploitation,
- permanence des méthodes comptables d'un exercice à l'autre,
- indépendance des exercices.

La méthode de base retenue pour l'évaluation des éléments inscrits en comptabilité est la méthode des coûts historiques.

Application du règlement ANC 2015-06 du 23 novembre 2015 modifiant le règlement 2014-03 relatif au PCG.

Les nouvelles règles autorisent à amortir les éléments de l'actif immobilisé et notamment les fonds commerciaux qui ont une durée d'utilisation limitée.

Les fonds commerciaux actuellement inscrits à l'actif sont considérés avoir une durée de vie non limitée et ne seront pas amortissables.

Pour l'ensemble de ces fonds un test de dépréciation est réalisé une fois par exercice par comparaison de la valeur comptable et de la valeur actuelle.

Immobilisations incorporelles :**1 - Fonds de commerce**

Les fonds de commerce de la société résultent principalement des apports partiels d'actifs intervenus au cours de l'exercice 2000 et des opérations de rapprochement avec FIM France en 2010, ainsi que des opérations de fusion avec les sociétés THEAM et Camgestion intervenus au cours de l'exercice 2017.

Ces fonds de commerce ne font généralement pas l'objet d'amortissement du fait des hypothèses suivantes :

- assimilation de l'apport à une cession,

BNP PAM FRANCE

2017

- non individualisation du fonds de commerce apporté.

Ces conditions étant réunies, le fonds de commerce de BNP PAM France est maintenu à l'actif du bilan pour sa valeur d'apport dès lors que la valeur historique reste inférieure à la valeur actualisée.

La valeur d'inventaire du fonds de commerce est déterminée par rapport aux deux critères suivants :

- critères d'évaluation retenus dans les traités d'apports partiels d'actifs internes au Groupe BNP PARIBAS fondés principalement sur des critères de rentabilité.

- critères basés sur une évaluation des actifs nets de BNP PAM France tenant compte de la rentabilité des actifs par type de fonds.

Sur ces bases une dépréciation du fonds de commerce FORTIS INVESTMENT MANAGEMENT France (FIM France) de 21 727 847 € a été comptabilisée au 31 décembre 2012. Cette dépréciation est maintenue au 31 décembre 2017.

Rerpise de la dépréciation du fonds de commerce AXA suite à la fusion avec THEAM de 525 966 €.

Reprise de la dépréciation du fonds de commerce FGP suite à la fusion avec CAMGESTION de 216 919 €.

Un fonds de commerce portant sur la gestion de CLO (Collateralized Loan Obligation) a été acquis en 2014 auprès de BNP Paribas S.A pour un montant de 12,5 M€.

Les mandats acquis dans le cadre de cette activité spécialisée de gestion de fonds sur des produits dérivés de crédit se référant à un portefeuille de prêts commerciaux ont une durée de vie limitée. Pour tenir compte de cette durée d'usage limitée dans le temps il a été décidé d'amortir totalement le fonds de commerce.

Une émission comprenant 7 tranches de CLO 2017-1 B.V pour un total de 22,7 M€ a été souscrite dans le courant de l'exercice.

2 - Autres immobilisations incorporelles :

Il s'agit des logiciels et des dépenses liées à la conception et au développement de logiciels internes et des logiciels achetés.

Les logiciels dont le prix de revient est inférieur à 100 K€ sont amortis linéairement sur 3 ans et ceux dont le prix de revient est supérieur à 100 K€ sont amortis linéairement sur 5 ans.

Pour les « logiciels / gros système » dont le système comptable Oracle, la durée d'amortissement linéaire est portée à 8 ans.

BNP PAM FRANCE

2017

Immobilisations corporelles :

Les éléments corporels sont évalués :

- à leur coût d'acquisition, qui correspond au prix d'achat majoré des frais accessoires, hors frais d'acquisition des immobilisations (biens acquis à titre onéreux)

Les amortissements sont calculés suivant le mode linéaire.

- Agencements et aménagements des constructions : 8 à 10 ans,
- Matériel de bureau et informatique : 3 ans,
- Mobilier : 5 ans.

Immobilisations financières :

Les titres sont enregistrés au bilan pour leur coût d'acquisition.

A compter du 1er janvier 2008 les frais externes directement liés à l'acquisition des titres de participation comme :

- les droits de mutation,
- les honoraires,
- les commissions de conseils, d'engagements, de garantie,
- les frais d'actes et de formalités légales,

sont incorporés au bilan dans le coût d'acquisition des titres. L'alignement du traitement comptable sur le traitement fiscal évite les retraitements entre ces différents résultats.

L'étalement fiscal sur 5 ans est assuré par la comptabilisation d'amortissements dérogatoires calculés par 1/5 du montant des frais prorata temporis pour la 1er et la 5e année.

1 - Valorisation des titres de filiales et participations :

Ils sont évalués à leur juste valeur.

La « juste valeur » estime prudemment la valeur de marché des entités détenues. Son calcul est déterminé en fonction de certains paramètres :

- il correspond à l'actif net comptable (hors éléments exceptionnels du résultat) pour les titres de filiales détenues depuis plus de trois ans et ayant un EBITDA (RBE + Amortissement) moyen négatif ou proche de l'équilibre sur les trois derniers exercices.

BNP PAM FRANCE

2017

- il est égal à une valorisation réalisée sur la base des multiples de l'EBITDA pour les titres de filiales détenues depuis plus de 3 ans et ayant un EBITDA (RBE + Amortissement) moyen positif ou proche de l'équilibre sur les trois derniers exercices.

- il est égal à l'actif net réévalué pour les titres de société de distribution qui est réévalué des plus-values latentes des titres pour les sociétés de portefeuilles.

- il est égal à l'actif net comptable ou à une valorisation calculée selon la méthode du DCF ou par une méthode spécifique (telle que le prix de la dernière transaction connue) pour les filiales détenues depuis moins de 3 ans ou ayant subi une modification récente de leur activité et ne pouvant être maintenue au coût historique.

- il est égal à la valeur historique des titres lorsqu'ils ont été acquis récemment.

- il dépend de la valeur de la cotation des titres lorsque ceux-ci sont cotés.

Pour les titres de participation libellés en devises locales, la quote part d'actif net est déterminée par conversion des montants exprimés en devises locales par le taux de change à la clôture.

Les moins values latentes donnent lieu à la constatation de dépréciations des titres calculées ligne à ligne sans compensation avec les plus values latentes.

Les dividendes sont enregistrés dès que leur distribution a fait l'objet d'une résolution d'assemblée générale ou lors de leur encaissement.

En cas de cession d'une ligne de ces titres, les éléments de la cession constituent des charges et des produits exceptionnels.

Si une dépréciation a été antérieurement comptabilisée, son annulation ne rentre pas dans le calcul de la plus ou moins value de cession et est effectuée par un compte de reprise de provision.

2- Couverture de change des titres de filiales et de participations en devises :

Nous appliquons depuis le 01 janvier 2017 les dispositions du règlement ANC 2015-05 relatif aux instruments financiers à terme et aux opérations de couverture

Ce nouveau règlement impose la distinction entre les opérations de couverture et celle à but spéculatif (positions ouvertes isolées)

BNP PAM FRANCE

2017

Les opérations de couverture consistent à mettre en relation un élément couvert et un instrument de couverture dans le but de réduire le risque d'impact défavorable de la position couverte en résultat.

Les gains et les pertes latents ou réalisés des instruments de couverture sont comptabilisés en résultat de manière symétrique à la comptabilisation des produits et charges sur l'élément couvert.

Pour les titres de filiales et de participations acquis en devises locales et financés par emprunt dans la même devise, l'encours de couverture est rapporté chaque année à la « juste valeur » des titres couverts.

Ainsi, les variations de valeurs de nos emprunts en devises et de nos NDF (Non Deliverable Forward) couvrant nos titres de participation sont comptabilisées dans un premier temps au bilan et seront comptabilisées ultérieurement en résultat lorsque ces titres de participation impacteront eux mêmes le compte de résultat.

Les variations des couvertures de nos Seed Money en devises sont constatées au même rythme que la prise en compte dans le résultat des valorisations de ce portefeuille de placement.

Si une dépréciation est comptabilisée, les écarts de change sont comptabilisés en résultat de manière symétrique, si une appréciation est constatée, les écarts de change sont passés au bilan en compte de régularisation.

La première application de ce règlement constitue un changement de méthode et nous limiterons les modifications rétrospectives aux seules opérations existantes à cette date.

BNP PAM France n'a pas de positions de couverture affectée au sens de l'ANC 2015-05. Sa première application n'a pas d'impact dans les capitaux propres d'ouverture et ne génère pas de retraitement comptable au 31 décembre.

3 - Titres de placement :

Les valeurs mobilières de placement (VMP) sont composées d'OPCVM de trésorerie , d'un investissement dans le fonds BNPPARIBAS EUROPEAN SME DEBT FUND et d'un portefeuille de CLO.

Les parts de CLO sont valorisées sur la base d'un marked to market

Les VMP sont comptabilisées au bilan pour leur valeur d'acquisition, aucun coût relatif à cette acquisition n'y est incorporé.

Leur valeur d'inventaire diffère selon que les titres sont cotés ou non.

Les titres cotés sont évalués sur la base du cours moyen du dernier mois de l'exercice, pour les titres en devises on applique au cours moyen en devises le dernier cours de change à la date de clôture.

BNP PAM FRANCE

2017

Les titres non cotés sont estimés à leur valeur probable de négociation en retenant plusieurs critères objectifs : prix des transactions récentes, valeur mathématique, rendement, activité, importance de bénéfices, perspectives...

Les OPCVM de trésorerie sont valorisés sur la base de la dernière valeur liquidative publiée.

Cette valeur d'inventaire comparée au coût d'acquisition est faite ligne à ligne, si il ressort une plus value latente elle n'est pas comptabilisée si une moins value se dégage une dépréciation est alors constatée comptablement.

Créances :

Les créances sont valorisées à leur valeur nominale. Elles font l'objet d'une appréciation au cas par cas. Une dépréciation est constituée lorsqu'une créance présente un risque de non remboursement total ou partiel.

Créances et dettes en devises :

Les créances et dettes en monnaies étrangères sont converties et comptabilisées sur la base du dernier cours de change publié au J.O. Les différences de conversion sont comptabilisées dans des comptes d'attente à l'actif du bilan lorsque la différence correspond à une perte latente et au passif lorsqu'elle correspond à un gain latent. Les pertes latentes entraînent la constitution d'une provision pour risques.

Disponibilités :

Les disponibilités en monnaies étrangères sont converties et comptabilisées en monnaie nationale sur la base du dernier cours de change.

Chiffres d'affaires et rétrocessions :

Le chiffre d'affaires brut est constitué essentiellement des produits suivants :

- les commissions de gestion et commissions de performance perçues par la société de gestion en rémunération de sa prestation de gestion financière d'OPCVM ou de mandats. La rémunération ainsi acquise représente un pourcentage spécifique forfaitaire ou variable des actifs gérés. Les frais de gestion sont calculés à chaque établissement de valeur liquidative. Ils font l'objet d'un enregistrement en compte de produits à recevoir.

BNP PAM FRANCE

2017

- les commissions de distribution rémunérant la société de gestion en tant que distributeur de fonds Luxembourgeois.
- les commissions de mouvements prélevés sur les fonds.

Les rétrocessions de commissions sont comptabilisées en compte de charge sur l'exercice auquel elles se rattachent par le biais de provisions pour charges à payer.

Impôt sur les bénéfices :

BNP PAM France est intégré fiscalement au groupe constitué par BNP PARIBAS SA depuis le 01 janvier 2014.

Conformément aux termes de la convention d'intégration fiscale, la société BNP PAM France comptabilise sa charge d'impôt sur les bénéfices comme si elle était seule redevable.

L'impôt sur les sociétés est calculé en appliquant le taux normal de 33,33 % au bénéfice imposable pour les entreprises ayant un chiffre d'affaires H.T d'au moins 7,63 M€ et dont l'I.S dépasse 763 K€, une contribution sociale de 3,3% est calculée.

Le taux effectif de l'impôt sur les sociétés passe de 33,33% à 34,43%.

Une contribution exceptionnelle à l'I.S de 15% a été comptabilisée sur l'exercice 2017 pour un montant de 531 K€.

Accroissements et allègements de la dette future d'impôt

Les impôts différés se montent au 31/12/2017 :

- à recevoir pour 25,03 M€,
- à payer pour 0,66 M€.

Participation des salariés :

Conformément à la réglementation française, BNP PAM France enregistre dans ses comptes le montant de la participation dans le résultat de l'exercice au titre duquel le droit des salariés est né.

La dotation est inscrite en « participation des salariés ».

Provisions pour risques et charges :

BNP PAM FRANCE

2017

Une provision est constituée lorsqu'il est probable qu'une sortie de ressources représentative d'avantages économiques sera nécessaire pour éteindre une obligation née d'un événement passé et lorsque le montant de l'obligation peut être estimé de manière fiable. Le montant de cette obligation est actualisé pour déterminer le montant de la provision, dès lors que cette actualisation présente un caractère significatif.

Cette provision inclue notamment les coûts estimés au titre :

- des litiges, contentieux, actions en réclamation de la part des tiers (y compris de l'administration fiscale).
- des écarts de valorisation des OPCVM.

L'estimation de l'ensemble des provisions tient compte d'hypothèses et de données économiques susceptibles d'évoluer dans le temps et comporte donc un aléa, elles représentent cependant la meilleure estimation sur la base des éléments connus à la date d'arrêté des comptes.

Dettes financières :

Un emprunt subordonné à durée limitée a été mis en place avec SAGIP pour un montant de 20 M€ afin de couvrir le besoin de fonds propres réglementaires minimum.

L'activité de CLO est financée par six emprunts auprès de BNPP S.A pour un montant total de 38.026 K€.

Engagements sociaux :

Les avantages consentis au personnel des entités françaises du groupe BNP Paribas SA sont classés en quatre catégories:

- les avantages à court terme tels que les éléments de salaires, les congés annuels, l'intéressement, la participation, l'abondement : L'entreprise comptabilise, une charge correspondant aux services rendus par les membres du personnel en contrepartie des avantages qui leur ont été consentis.
- les avantages à long terme qui comprennent les congés rémunérés (essentiellement : le compte épargne temps) et les primes liées à l'ancienneté, certaines rémunérations différées versées en numéraire. L'engagement sur cette catégorie s'élève à 8,9 M €.

BNP PAM FRANCE

2017

■ les avantages postérieurs à l'emploi constitués notamment en France par les compléments de retraite bancaire versés par les Caisses de retraite de BNP PAM France, par les primes de fin de carrière. Seuls les régimes qualifiés de « régimes à prestations définies », soit notamment les compléments de retraite versés par les Caisses de retraite de BNP PAM France et les primes de fin de carrière, sont représentatifs d'un engagement à la charge de l'Entreprise qui donne lieu à évaluation. A ce titre l'engagement non comptabilisé sur cette catégorie s'élève à 0.71 M€ après prise en compte du contrat collectif d'assurance sur la vie souscrit en 1998 par BNP PAM France. Il a pour objet, la prise en charge par la société AXA du versement des indemnités de fin de carrière légales dues par la société aux salariés de BNP PAM France.

L'engagement de la société est représenté par une prime initiale versée en 1998 dans le cadre de ce contrat. Il est déterminé par application de la règle selon laquelle les droits pris en compte sont ceux que le salarié a acquis à la date de départ à la retraite. Ainsi l'engagement de l'entreprise est déterminé en tenant compte, à la date d'évaluation :

- de l'estimation des capitaux que devra verser AXA et de leurs dates probables de règlement, au prorata de l'ancienneté acquise à la clôture de l'exercice par rapport à l'ancienneté totale à l'âge de la retraite,

- des hypothèses démographiques, de départ anticipé, d'augmentations des salaires et de taux d'actualisation (fin de période de 1,30%) et d'inflation de 1.90%.

Pour les salariés détachés et mis à disposition par BNP PARIBAS SA, l'engagement pour indemnités de fin de carrière est constaté dans les comptes de BNP PARIBAS SA.

Opérations en devises hors couverture sur titres de participation :

Les profits et pertes de change résultant d'opérations courantes conclues en devises au cours de l'exercice sont enregistrés en compte de résultat. Les écarts de change constatés sur la base des cours officiels de fin d'exercice sur les actifs ou passifs en devises détenus à la clôture de l'exercice, sont constatés en résultat par le biais d'une dotation aux provisions pour risque de change lorsque le solde net représente une perte potentielle.

Rémunérations versées aux membres du conseil d'administration :

Jetons de présence :

L'assemblée générale du 27 avril 2017, après avoir pris connaissance de la proposition du conseil d'administration, a décidé de verser 40.000 € de jetons de présence au titre de l'exercice.

Consolidation :

BNP PAM FRANCE

2017

La société est consolidée (Intégration globale) par BNP PARIBAS SA (SIRET N° 66204244900014).

Les conditions décrites à l'article R233-15 du code de commerce étant réunies, la société est donc exemptée de l'obligation d'établir des comptes consolidés.

Intégration fiscale :

BNP PAM France est intégrée fiscalement au Groupe BNP PARIBAS SA à compter du 01/01/14.

Dans le cadre de cette intégration fiscale, chaque filiale comptabilise son impôt sur les sociétés comme si elle était imposée séparément.

BNP PARIBAS SA, société mère, comptabilise :

- la charge d'impôt Groupe,
- un produit d'impôt face à chacune de ses filiales correspondant à l'impôt théorique de chaque filiale.

En conséquence, l'économie d'impôt générée par le Groupe Fiscal est comptabilisée dans les livres de la mère BNP PARIBAS SA.

BNP PAM FRANCE

2017

Immobilisations

Cadre A	IMMOBILISATIONS	Valeur brute au début de l'exercice	Augmentations	
			Réévaluation	Acqu. et apports
Frais d'établissement et de développement (I)		6 097	0	0
Autres postes d'immobilisations incorporelles (II)		426 122 454	0	38 579 386
Terrains		0	0	0
Constructions	Sur sol propre	0	0	0
	Sur sol d'autrui	0	0	0
	Installations générales, agencements et aménagements des constructions	0	0	0
Installations techniques, matériel et outillage industriels		0	0	0
Autres immobilisations corporelles	Installations générales, agencements, aménagements divers	0	0	0
	Matériel de transport	0	0	0
	Matériel de bureau et mobilier informatique	1 485 546	0	387 097
	Emballages récupérables et divers	0	0	0
Immobilisations corporelles en cours		0	0	0
Avances et acomptes		0	0	0
TOTAL (III)		1 485 546	0	387 097
Participations évaluées par mise en équivalence		0	0	0
Autres participations		2 792	0	22 200 000
Autres titres immobilisés		0	0	0
Prêts et autres immobilisations financières		2 438	0	29
TOTAL (IV)		5 230	0	22 200 029
TOTAL GÉNÉRAL (I + II + III + IV)		427 619 328	0	61 166 512

Cadre B	IMMOBILISATIONS	Diminutions		Valeur brute à la fin de l'exercice	Réévaluation
		Virement	Cession		Valeur d'origine
Frais d'établissement et de développement (I)		0	0	6 097	0
Autres postes d'immobilisations incorporelles (II)		0	4 591 655	460 110 185	0
Terrains		0	0	0	0
Constructions	Sur sol propre	0	0	0	0
	Sur sol d'autrui	0	0	0	0
	Installations générales, agencements et	0	0	0	0
Installations techniques, matériel et outillage industriels		0	0	0	0
Autres immobilisations corporelles	Installations générales, agencements	0	0	0	0
	Matériel de transport	0	0	0	0
	Matériel de bureau et mobilier informatique	0	0	1 872 642	0
	Emballages récupérables et divers	0	0	0	0
Immobilisations corporelles en cours		0	0	0	0
Avances et acomptes		0	0	0	0
TOTAL (III)		0	0	1 872 642	0
Participations évaluées par mise en équivalence		0	0	0	0
Autres participations		0	0	22 202 792	0
Autres titres immobilisés		0	0	0	0
Prêts et autres immobilisations financières		0	0	2 467	0
TOTAL (IV)		0	0	22 205 259	0
TOTAL GÉNÉRAL (I + II + III + IV)		0	4 591 655	484 194 184	0

BNP PAM FRANCE

2017

Amortissements

Cadre A		SITUATION ET MOUVEMENTS DES AMORTISSEMENTS DE L'EXERCICE					
Immobilisations amortissables			Début d'exercice	Augment.	Diminutions	Fin de l'exercice	
Frais d'établissement et de développement (I)			6 097	0	0	6 097	
Autres postes d'immobilisations incorporelles (II)			58 543 857	4 759 547	0	63 303 404	
Terrains			0	0	0	0	
Constructions	Sur sol propre		0	0	0	0	
	Sur sol d'autrui		0	0	0	0	
	Installations générales, agencements		0	0	0	0	
Installations techniques, matériels et outillages			0	0	0	0	
Autres immo. corporelles	Installations générales, agencements divers		0	0	0	0	
	Matériel de transport		0	0	0	0	
	Matériel de bureau, informatique et mobilier		1 422 455	40 388	0	1 462 843	
	Emballages récupérables et divers		0	0	0	0	
TOTAL IMMOBILISATIONS CORPORELLES (III)			1 422 455	40 388	0	1 462 843	
TOTAL GENERAL (I + II + III)			59 972 410	4 799 935	0	64 772 345	
Cadre B		VENTILATION DES MOUVEMENTS AFFECTANT LA PROVISION POUR AMORTISSEMENTS DEROGATOIRES					
Immos	DOTATIONS			REPRISES			Fin de l'exercice
	Différentiel de durée	Mode dégressif	Amort fiscal exceptionnel	Différentiel de durée	Mode dégressif	Amort fiscal exceptionnel	
Frais étab	0	0	0	0	0	0	0
Autres	0	0	0	0	0	0	0
Terrains	0	0	0	0	0	0	0
Constructions :							
sol propre	0	0	0	0	0	0	0
sol autrui	0	0	0	0	0	0	0
install.	0	0	0	0	0	0	0
Autres immobilisations :							
Inst. techn.	0	0	0	0	0	0	0
Inst gén.	0	0	0	0	0	0	0
M.Transport	0	0	0	0	0	0	0
Mat bureau.	0	0	0	0	0	0	0
Emball.	0	0	0	0	0	0	0
CORPO.	0	0	0	0	0	0	0
Acquis. de titres		0		0			0
TOTAL		0	0	0	0	0	0
Cadre C			Début de l'exercice	Augment.	Diminutions	Fin de l'exercice	
Frais d'émission d'emprunt à étaler			0	0	0	0	
Primes de remboursement des obligations			0	0	0	0	

BNP PAM FRANCE

2017

Provisions inscrites au Bilan

Nature des provisions	Début de l'exercice	Dotations	Reprises	Fin de l'exercice
Provisions gisements miniers et pétroliers	0	0	0	0
Provisions investissements	635 687	0	635 687	0
Provisions pour hausse des prix	0	0	0	0
Amortissements dérogatoires	0	0	0	0
- Dont majorations exceptionnelles de 30%	0	0	0	0
Provisions implantation étranger avant 1.1.1992	0	0	0	0
Provisions implantation étranger après 1.1.1992	0	0	0	0
Provisions pour prêts d'installation	0	0	0	0
Autres provisions réglementées	0	0	0	0
TOTAL (I)	635 687	0	635 687	0
Provisions pour litige	3 783 312	5 832 765	2 194 441	7 421 636
Frais de développement	0	0	0	0
Provisions pour pertes sur marchés à terme	0	0	0	0
Provisions pour amendes et pénalités	0	0	0	0
Provisions pour pertes de change	140 850	-378	108 069	32 403
Provisions pour pensions	0	0	0	0
Provisions pour impôts	0	0	0	0
Provisions pour renouvellement des immobilisations	0	0	0	0
Provisions pour gros entretien	0	0	0	0
Provisions pour charges soc et fisc sur congés à payer	0	0	0	0
Autres provisions pour risques et charges	1 775 860	2 112 930	1 926 647	1 962 143
TOTAL (II)	5 700 022	7 945 317	4 229 157	9 416 182
Provisions sur immos incorporelles	22 470 732	0	0	22 470 732
Provisions sur immos corporelles	0	0	0	0
Provisions sur titres mis en équivalence	0	0	0	0
Provisions sur titres de participations	0	0	0	0
Provisions sur autres immos financières	0	0	0	0
Provisions sur stocks	0	0	0	0
Provisions sur comptes clients	193 061	122 759	0	315 820
Autres provisions pour dépréciations	258 000	262 759	194 000	326 759
TOTAL (III)	22 921 793	385 518	194 000	23 113 311
TOTAL GENERAL (I + II + III)	29 257 502	8 330 835	5 058 844	32 529 493
Dont dotations et reprises d'exploitation		8 068 454	4 121 088	
Dont dotations et reprises financières		262 381	302 069	
Dont dotations et reprises exceptionnelles		0	635 687	
dépréciations des titres mis en équivalence				0

BNP PAM FRANCE

2017

Etats des échéances des créances et des dettes

Cadre A		Etat des créances	Montant brut	A un an au plus	A plus d'un an	
Créances rattachées à des participations			0	0	0	
Prêts			0	0	0	
Autres immos financières			2 467	2 467	0	
TOTAL DES CREANCES LIEES A L'ACTIF IMMOBILISE			2 467	2 467	0	
Clients douteux ou litigieux			0	0	0	
Autres créances			256 525 147	256 525 147	0	
Créances représentatives de titres prêtés			0	0	0	
Personnel et comptes rattachés			0	0	0	
Sécurité sociale et autres organismes sociaux			0	0	0	
Impôts sur les bénéfices			0	0	0	
Taxe sur la valeur ajoutée			521 458	521 458	0	
Etat et autres collectivités			0	0	0	
Autres impôts			0	0	0	
Etat - divers			0	0	0	
Groupes et associés			251 616 498	251 616 498	0	
Débiteurs divers			2 803 677	2 803 677	0	
TOTAL CREANCES LIEES A L'ACTIF CIRCULANT			511 466 780	511 466 780	0	
Charges constatées d'avance			2 552 590	2 552 590	0	
TOTAL DES CREANCES			514 021 838	514 021 838	0	
Prêts accordés en cours d'exercice			0			
Remboursements obtenus en cours d'exercice			0			
Prêts et avances consentis aux associés			0			
Cadre B	Etat des dettes		Montant brut	A un an au plus	A plus d'un an et - de cinq ans	A plus de cinq ans
Emprunts obligataires convertibles			0	0	0	0
Autres emprunts obligataires			0	0	0	0
Emprunts auprès des établissements de crédits moins de 1 an à l'origine			2 888 585	2 888 585	0	0
Emprunts auprès des établissements de crédits plus de 1 an à l'origine			58 026 064	0	12 838 000	45 188 064
Emprunts et dettes financières divers			44 513 067	44 513 067	0	0
Fournisseurs et comptes rattachés			304 628 245	304 628 245	0	0
Personnel et comptes rattachés			52 777 723	52 777 723	0	0
Sécurité sociale et autres organismes sociaux			24 724 130	24 724 130	0	0
Impôts sur les bénéfices			0	0	0	0
Taxe sur la valeur ajoutée			2 855 902	2 855 902	0	0
Etat et autres collectivités publiques			0	0	0	0
Obligations cautionnées			0	0	0	0
Autres impôts			4 867 120	4 867 120	0	0
Dettes sur immobilisations et comptes rattachés			279 334	279 334	0	0
Groupes et associés			0	0	0	0
Autres dettes			6 674 083	6 674 083	0	0
Dettes représentative de titres empruntés			0	0	0	0
Produits constatés d'avance			0	0	0	0
TOTAL DES DETTES			502 234 253	444 208 189	12 838 000	45 188 064
Emprunts souscrits en cours d'exercice			19 108 064	Emprunts auprès des associés personnes physiques		0
Emprunts remboursés en cours d'exercice			-30 000 000			

BNP PAM FRANCE

2017

Filiales et participations

Nombre total de filiales détenues par l'entreprise à plus de 10% du capital : 0

En Milliers d'euros

[illegible]

BNP PAM FRANCE

2017

Impôt sur les bénéfices

Impôts	Résultat avant impôt	Impôt Dû	Résultat net après impôt
Résultat courant	124 650 022	45 378 413	79 271 608
Résultat exceptionnel à court terme	635 688	218 867	416 821
Participation de salariés aux fruits de l'expansion	-9 189 044	-3 163 788	-6 025 256
Résultat Comptable	116 096 666	42 433 492	73 663 173

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Ventilation du chiffre d'affaires

Ventilation du chiffre d'affaires	Exercice N	Exercice N-1	Variation
Répartition par secteur d'activité			
Ventes de marchandises	0	0	0%
Production vendue biens	0	0	0%
Production vendue services	1 011 819 612	818 815 012	24%
Répartition par marché géographique			
Chiffres d'affaires nets-France	667 162 862	487 812 607	37%
Chiffres d'affaires nets-Export	344 656 750	331 002 405	4%
Chiffres d'affaires nets	1 011 819 612	818 815 012	24%

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Nombre et valeur nominale des composants du capital social

	Nombre au début de l'exercice	Créés au cours de l'exercice	Remboursés au cours de l'exercice	Nombre au 31/12/2017	Valeur nominale
Actions ordinaires	4 393 797	3 127 464		7 521 261	16,00
Actions amorties				0	
Actions à dividendes prioritaires (sans droit de vote)				0	
Actions préférentielles				0	
Parts sociales				0	
Certificats d'investissement				0	
Total	4 393 797	3 127 464	0	7 521 261	

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Effectifs

Effectif	Effectif moyen salarié	
	N	N-1
Ingénieurs et Cadres	750	599
Agents de maîtrise		
Employés et techniciens	34	36
Ouvriers		
Autres		
TOTAL	784	635

L'effectif moyen du personnel est de : 0

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Charges et produits exceptionnels

Libellé	Charges exceptionnelles	Produits exceptionnels
	0	0
Produits Exceptionnels Divers	0	1
Reprise Provision pour Investissement	0	635 687
	0	0
TOTAL	0	635 688

BNP PAM FRANCE

2017

Produits à recevoir

Produits à recevoir	Montant
FAE Commissions de gestion	53 583 290
FAE Clients Conseil	587 863
FAE Clients DELEGATION	28 914 168
FAE MANDATS TRESORERIE	4 453 394
FAE TAXABLES FGX	868 798
FAE NON TAXABLES FGX	70 000
CLTS FAE TRANSF.PRIC TAX	3 562 243
CLTS FAE TRANSF.PRIC NON TAX	20 873 472
FAE EPARGNE SALARIALE	2 936 321
FAE CLIENTS MULTIGESTION	49 398 129
FAE COMMISSIONS DE DISTRIBUTION	23 592 752
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
TOTAL	188 840 430

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Charges à payer

Charges à payer	Montant
PROV INTERETS COURUS CCB	10 575
PNP IMMO FGX	279 334
CAP BONUS LOCAUX PROV	24 084 802
ETAT - CHARGES A PAYER	845 120
PROV BONUS NUM DIFFERE METIER LOCAU	5 862 841
EFFORT CONSTRUCTION	381 782
CH SUC BONUS LOCAUX PROV	14 691 730
FORMATION PROF C (HPC)	848 405
TAXE APPRENTISSAGE	576 915
DIVERS CAP CS	2 761 644
INTERETS COURUS S/ EMPOTS	57 352
PNP DELEGATION ET CONSEIL FOND	2 145 357
PNP RETRO DGF	8 418 075
CAP INTERESSEMENT	7 348 440
PROV CH SUC BONUS NUM DIFFERE METIE	3 576 333
CAP PROV 13E MOIS CF	412
CAP PROV 13E MOIS CS	714
CAP PROV 13E MOIS CR	252
CONTRIB EMPLOI HANDICAPE	175 680
CAP MEDAILLES PROV	2 420 684
ETAT CAP SUC	52 212
PNP FGX	21 158 064
PNP TRANSFERT PRICING	27 532 379
PNP BANQUE DEPOSITAIRE	14 308 792
PNP DEPOSITAIRE FUNDUS HOSTING	90 227
PNP ADMINISTRATION DE FONDUS & MANDATS	95 367
PNP RIO	5 731 700
PNP ADMINISTRATION FUNDUS HOSTING	57 617
PNP TRADE SUPPORT	109 225
PNP RETRO MULTIGESTION S/DIST	49 398 129
PNP ADHEMAR AUX FONDUS	25 821
PNP DISTRIBUTION EXTERNE / PARTENARIAT	130 736 805
FOURNISSEURS DELEGATION MANDAT	1 490 521
PNP GARANTIE	10 219 253
CAP PROV 13E MOIS FD	2 576
PROV POUR CONGES PAYES FD	6 611 451
CAP RTT FD	214 198
CAP PROV CET FD	4 525 627
PROV PARTICIP SALAIRES	3 635 948
CAP CONGES PAYES CF	1 057 827
CAP CONGES PAYES CS	1 831 367
CAP CONGES PAYES CR	647 916
CAP PROV RTT CF	34 271
CAP PROV RTT CS	59 332
CAP RTT CR	20 991
CAP PROV CET CF	724 098
CAP PROV CET CS	1 253 597
CAP PROV CET CR	443 509
TAXE PROFESSIONNELLE	400 768
TAXE SUR SALAIRES	1 968 019
FAE COMMISSIONS DE MOUVEMENT	177 324
RGLT FRANCE EN ATTENTE	29 753
PIVOT GMD	1
TOTAL	359 131 134

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Charges constatées d'avance

CHARGES CONSTATEES D'AVANCE	Exploitation	Financier	Exceptionnel
FGX - C.C.A Assurances	209 202	0	0
FGX - C.C.A Market Data	480 374	0	0
FGX - C.C.A Maintenance/Prestation	1 860 514	0	0
FGX - C.C.A Publicité	2 500	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
TOTAL	2 552 590	0	0

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Produits constatés d'avance

Produits constatés d'avance	Exploitation	Financier	Exceptionnel
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
TOTAL	0	0	0

Afin que le lecteur des comptes annuels puisse porter un jugement avisé, l'information complémentaire suivante est fournie.

BNP PAM FRANCE

2017

Projet d'affectation du résultat

Projet d'affectation du résultat	31/12/2017
Report à nouveau figurant au bilan de l'exercice	1 962
Résultat de l'exercice	73 663 173
Prélèvements sur les réserves	
TOTAL DES SOMMES DISTRIBUABLES	73 665 135
Affectation aux réserves :	
- légales	5 003 943
- autres	
Dividendes	68 593 900
Autres répartitions	
Report à nouveau	67 292
TOTAL DES AFFECTATIONS	73 665 135

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびこれらの取締役、役員、従業員および関連会社（以下それぞれを「関係当事者」という。）は、ファンドと利益の相反を生じ得るその他の財務上、投資上またはその他の専門的活動に関わることがある。これらの活動には、他の投資ファンドの運用、管理を行うまたは受託会社またはサービス提供者として務めること、証券の売買、投資運用および顧問サービス、仲介サービス、および他の投資ファンドもしくはその他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることを含む。特に、管理会社はファンドと類似または重複する投資目的を有するその他の投資ファンドの管理および助言に携わる予定である。管理会社、受託会社、保管会社、管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社は、ファンドに提供されるサービスに類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為から得られる一切の利益につき説明の義務を負わないものとする。利益相反が生じる場合、管理会社、受託会社、保管会社、管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社は（適切な場合には）これが公正に解決されることの確保に努める。異なる顧客（ファンドを含む。）に対する投資機会の配分に関連して、管理会社はかかる義務に関して利益相反と直面することがあり、これらの状況における投資機会は時を経て公正に配分されることを確認する。

管理会社は、ファンドの勘定で関係当事者またはこれにより助言されるかもしくは運用される投資信託または口座から証券を取得し、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社以外）は、受益証券を保有し、当該当事者が適切とみなす方法でこれを扱うことができる。関係当事者は、ファンドが類似投資対象を保有していてもこれに関わりなく、自らの勘定で投資対象の購入、保有および取引を行うことができる。

関係当事者は、財務取引またはその他の取引を、受益者または証券がファンドによりまたはファンドの勘定で保有されている法主体、もしくは契約または取引に関心のある法主体と契約するかまたは締結することができる。さらに、関係当事者は、ファンドの勘定で当該関係当事者により有効となるファンドの投資対象の売買に関して関係当事者が交渉し、ファンドの利益となる可能性のある手数料および利益を受けることができる。

5【その他】

（１）定款の変更等

定款の変更については、株主総会の特別決議を要する。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項なし。

（３）出資の状況

該当事項なし。

（４）訴訟およびその他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすと予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に始まり12月31日に終了する１年である。

管理会社は、早期に解散される場合または存続期間が延長される場合を除き、登記の日より99年間を存続期間として設立されている。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) BNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッド（BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

2018年4月末日現在の株主資本および純持分は、5,001米ドル（546,859円）および19,152,458米ドル（株主資本5,001米ドルを含む。）（約20億9,432万円）である。

(ロ) 事業の内容

受託会社は、1995年9月20日にケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1 - 1006、シェデン・ロード24、ロイヤル・バンク・ハウス 3階、私書箱10632に登録された事務所を有する。CIMAにより付与されかつ規制を受けるカテゴリーB銀行および非制限信託免許ならびに投資信託管理者の免許を有している。受託会社の主な活動は銀行業、受託業、会社管理業および投資信託管理業の提供である。

(2) BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）（「管理事務代行会社」、「保管会社」および「登録・名義書換事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズの2018年4月末日現在の資本金の額は、177,453,913ユーロ（約235億円）である。

(ロ) 事業の内容

管理事務代行会社、保管会社および登録・名義書換事務代行会社は、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズのルクセンブルグ支店であり、フランス法に基づく完全認可銀行である。フランスの銀行の支店として、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズのルクセンブルグ支店は、銀行の設立および投資会社に関する委員会（フランスの中央銀行であるフランス銀行に基づく）により監督されている。同社は、金融部門に関するルクセンブルグの1993年4月5日法（改正済）第30条に基づき金融機関として活動することについて、ルクセンブルグの金融監督委員会によって承認されている。

(3) BNPパリバ証券株式会社（「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

2018年3月末日現在、102,025百万円

(ロ) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っている。

(4) 株式会社S M B C 信託銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2018年3月末日現在、約875億5,000万円

（ロ）事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいる。

（５）BNPパリバ銀行（BNP Paribas）（「元本確保提供会社」）

（イ）資本金の額

2018年４月末日における資本金の額は、2,496,865,996ユーロ（約3,306億円）である。

（ロ）事業の内容

元本確保提供会社は、フランス法に基づき設立された、欧州を本拠とする世界有数の金融グループである。その主たる登記上の事務所は、フランス国パリ市９区イタリア通り16番地に所在し、業務上の住所も同じである。世界の73か国で営業展開し、2017年12月現在、従業員数は196,128人、グループ純利益（2017年通期）は7,759百万ユーロである。

２【関係業務の概要】

（１）BNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッド（BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited）

受託会社は、信託証書に基づき、管理会社に対し、受託業務等を提供する。

（２）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルグ支店（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）

管理事務代行会社、保管会社および登録・名義書換事務代行会社として、管理事務代行業務、保管業務および登録・名義書換事務代行業務を提供する。

（３）BNPパリバ証券株式会社

代行協会員業務を行う。

（４）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

受益証券の募集に関し、ファンドの販売業務を行う。

（５）BNPパリバ銀行（BNP Paribas）

元本確保提供会社は、元本確保契約に基づき、最終買戻日および償還日における米ドル建投資元本の確保を提供する。

３【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に直接的な資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,559（2,816のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手

数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当

するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託

管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下、「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- （b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- （c）存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- （d）投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - （i）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

- () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

- (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申し立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった人物、または
 - （d）免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2018年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2018年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2018年改訂）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

（ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に依じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに依じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（ 5 ）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（ 6 ）項は、本規則第21条（ 4 ）項または第21条（ 5 ）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監 査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2017年6月30日	有価証券報告書（第9期）
2017年9月29日	半期報告書（第10期中）
2017年10月30日	臨時報告書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定 義

「調整係数」	各調整後指数に適用され、各調整後指数の価格から控除される想定上の報酬をいい、その料率は一か月米ドルLiborである。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての地位を有するBNPパリバ・セキュリティーズ・サービス ルクセンブルグ支店をいう。
「代行協会員」	ファンドの代行協会員としての地位を有するBNPパリバ証券会社をいう。
「調整後農業関連指数」	BNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15（米ドル建て）に常時100%配分する調整後指数をいう。
「受益証券購入申込書」	英文目論見書に添付される受益証券の購入申込書をいう。
「監査人」	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ストラスベール・ハウス、私書箱258GT所在のプライスウォーターハウスクーパースをいう。
「早期償還事由」	2018年の参照日を除く各参照日に関して、当該参照日現在の収益対象額が50%以上となる場合をいう。
「調整後最高実績指数上昇率」	各参照日に関して、当該参照日における2つの調整後指数のうち最も高い価額が100%を超える超過額をいい、百分率で表示される。
「営業日」	日本、ルクセンブルグおよびアメリカ合衆国で銀行が営業している指数営業日（土曜日および日曜日を除く。）、または管理会社が随時その単独裁量により、ファンドに関して別途決定することができるその他の日をいう。
「国内営業日」	日本において銀行が営業している日（土曜日および日曜日を除く。）、または管理会社が随時その単独裁量により、ファンドに関して別途決定することができるその他の日をいう。
「米国内営業日」	アメリカ合衆国において銀行が営業している日（土曜日および日曜日を除く。）、または管理会社が随時その単独裁量により、ファンドに関して別途決定することができるその他の日をいう。
「計算日」	各評価日、最終買戻日および償還日に関して、管理事務代行会社が当該日における受益証券一口当たり純資産価格を公表する日をいう。これは、（ ）各評価日に関しては当該評価日の2営業日後の日、（ ）最終買戻日に関しては最終買戻日、（ ）償還日に関しては償還日となる予定である。
「パフォーマンス連動債」	前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」で言及される、パフォーマンス連動債発行体が発行した指数連動社債をいう。
「パフォーマンス連動債計算代行会社」	パフォーマンス連動債の計算代行会社であるBNPパリバ・アービトラージをいう。
「パフォーマンス連動債早期償還日」	ある参照日に関して早期償還事由が発生した場合、当該参照日直後の10月16日、または当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日をいう。

「パフォーマンス連動債 固定金利」	各パフォーマンス連動債固定金利支払日に関して、パフォーマンス連動債の保有者としてのファンドに対し、当該パフォーマンス連動債固定金利支払日において、パフォーマンス連動債の額面金額ごとに米ドルで支払われる固定金利をいう。
「パフォーマンス連動債 固定金利支払日」	2009年1月16日から(同日を含む。)、()パフォーマンス連動債償還日、または()適用ある場合にはパフォーマンス連動債早期償還日まで(同日を含む。)の毎年1月、4月、7月および10月の16日をいう。ただし、当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日とする。
「パフォーマンス連動債 保証会社」	パフォーマンス連動債発行体のパフォーマンス連動債に基づく金融債務を保証するBNPパリバ銀行をいう。
「パフォーマンス連動債発行日」	2008年10月16日をいう。
「パフォーマンス連動債発行体」	パフォーマンス連動債の発行体であるBNPパリバ・イシュアンスB.V.をいう。
「パフォーマンス連動債償還日」	2018年10月16日、または当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日をいう。
「参照日」	2009年10月2日から(同日を含む。)2018年10月2日まで(同日を含む。)の毎年10月2日、または当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日をいう。
「パフォーマンス連動債取引日」	ファンドがパフォーマンス連動債を購入した日をいい、設定日である。
「設定日」	ファンドの受益証券の購入申込みに関する払込みが行われる2008年10月2日をいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての地位を有するBNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルグ支店をいう。
「日本における販売会社」	ファンドの販売会社としての地位を有する株式会社S M B C 信託銀行をいう。
「適格投資家」	以下の()から()のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいう。 ()米国の市民もしくは住民、米国で設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づいて設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の法主体。 ()ケイマン諸島に居住しまたは住所を有する個人または法主体(慈善信託もしくは慈善団体の目的物またはケイマン諸島の免税会社もしくは非居住会社を除く。)。 ()適用ある法律に違反することなく受益証券を購入または保有することができない者。 ()上記の()から()のいずれかに該当する個人、法人または法主体のために行為する保管人、ノミニーまたは受託者。
「英文目論見書」	トラストに関する2013年7月付英文目論見書(改訂済)(随時補遺により追完される。)をいう。

「最終買戻日」	受益者が自己の保有分を買い戻さないという書面による指示を最終買戻日の2営業日前までに日本における販売会社を通じて管理会社に提出していない限り、当該日現在発行済みのすべての受益証券が、最終買戻価格で自動的に買い戻される日をいう。最終買戻日は、（ ）2018年10月20日、または（ ）ある参照日に関して早期償還事由が発生した場合には、当該参照日の直後の10月20日である。ただし、当該10月20日が営業日でない場合、最終買戻日は、当該10月20日の直後の営業日とする。
「最終買戻価格」	最終買戻日におけるファンドの受益証券一口当たりの買戻価格をいい、最終買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格として計算される。最終買戻価格は、（ ）投資元本と、（ ）（a）100%と（b）収益対象額の合計との積となる予定である（ただし、最終買戻価格は投資元本の100%を下限とし、投資元本の150%を上限とする。）。
「指数」	調整後農業関連指数についてはBNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15（米ドル建て）、および調整後再生可能エネルギー関連指数についてはBNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15（米ドル建て）をいう。
「指数営業日」	両指数の構成要素に関連する取引所のすべてが通常取引のため営業を予定している日としてパフォーマンス連動債計算代行会社が決定する日、または別途パフォーマンス連動債計算代行会社がその単独裁量により随時決定することができるその他の日をいう。
「指数投資日」	両指数に関して、設定日から（同日を含む。）始まる連続5指数営業日をいう。
「指数価格」	各指数に関して、かつ、当該日に関して、パフォーマンス連動債計算代行会社により決定された当該日の当該指数の価格をいい、当該日現在の当該指数の公式の終値をいう。
「指数スポンサー」	指数に関して、（a）当該指数に関する規則および手続ならびに当該指数に関する計算および調整（もしあれば）の方法を策定し、検討する責任があり、（b）当該指数の水準を（直接または代理人を通じて）定期的に公表する法人またはその他の法主体をいう。
「当初指数価格」	各指数に関して、5つの指数投資日現在の当該指数の指数価格の単純平均をいう。
「募集最終日」	2008年9月30日をいう。
「発行価格」	100.00米ドルをいう。
「クローズド期間」	設定日から（同日を含む。）2009年9月30日まで（同日を含む。）の期間をいう。
「管理会社」	トラストの管理会社としての地位を有するビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスをいう。

「償還日」	管理会社がすべての発行済受益証券を強制的に買い戻す日をいい、（ ）2018年10月25日、または（ ）ある参照日に関して早期償還事由が発生した場合には、当該参照日の直後の10月25日である。ただし、当該10月25日が営業日でない場合、償還日は、当該10月25日の直後の営業日とする。
「純資産価額」	信託証書に従って計算されるファンドの純資産価額をいう。
「受益証券一口当たり純資産価格」	信託証書に従って計算されるファンドの受益証券一口当たり純資産価格（1セント単位まで四捨五入される。）をいう。
「申込期間」または「当初申込期間」	2008年8月25日に開始し、2008年9月30日に終了した期間をいう。
「買戻し」	最終買戻日の前に、買戻日に関して、受益者の請求に応じて、通常の市況下で管理会社が受益証券を買い戻すことをいう。
「買戻日」	各評価日をいう。
「買戻請求事前通知」	各買戻しに関して、撤回不能な買戻請求通知をいい、関係する買戻請求期限までに提出される。
「買戻請求期限」	各買戻日に関して、当該買戻日の2営業日前の日をいう。
「買戻価格」	各買戻しに関して、関係する買戻日現在の受益証券一口当たり純資産価格として管理事務代行会社により計算される受益証券一口当たりの買戻価格をいう。
「連動率」	パフォーマンス連動債の償還金額、したがって、最終買戻価格および償還価格の金額の計算に使用され、百分率で表示される水準をいう。連動率は、パフォーマンス連動債計算代行会社により設定日において、77%と決定された。
「調整後指数」	パフォーマンス連動債の償還金額、したがって、最終買戻価格および償還価格を決定する関連する指数による想定上のポートフォリオそれぞれをいう。
「投資元本」	各受益証券に関して、当該受益証券の額面金額（100.00米ドル）をいい、またすべての発行済受益証券に関して、発行済受益証券の額面総額（100.00米ドルと発行済受益証券口数の積として計算される。）をいう。
「元本確保契約」	本書に記載するとおり、ファンドに代わり受託会社と元本確保提供会社の間で締結された契約をいう。
「元本確保提供会社」	BNPパリバ銀行をいう。
「収益対象額」	各参照日に関して、百分率で表示される、（ ）連動率と（ ）当該参照日における2つの調整後指数のうちの最高価格が100%を超える超過分（プラスの場合）との積をいう。ただし、参照日の調整後指数の価額を計算するために、かかる参照日に終了する（当該日を含む。）連続5指数営業日現在の指数価格の単純平均が使用される。
「償還価格」	償還日現在のファンドの受益証券一口当たりの買戻価格をいい、償還日現在のファンドの受益証券一口当たり純資産価格として計算され、（ ）投資元本と（ ）（a）100%と（b）収益対象額の合計の積となる予定である（ただし、償還価格は、投資元本の100%を下限とし、投資元本の150%を上限とする。）。
「参照通貨」	米ドルをいう。

「登録・名義書換事務代行会社」	ファンドの登録・名義書換事務代行会社としての地位を有するBNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルグ支店をいう。
「調整後再生可能エネルギー関連指数」	BNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15（米ドル建て）に常時100％配分する調整後指数をいう。
「申込手数料」	申込期間中に行われた購入申込みに関して、本書に記載するとおり、受益証券の販売に際して各申込者が日本における販売会社に支払うべき申込手数料をいう。
「ファンド」	受託会社と旧管理会社が締結した2005年3月30日付基本信託証書および2008年8月1日付信託証書補遺（受託会社、前管理会社および旧管理会社が作成した2013年6月10日付退任および任命証書ならびに2015年7月10日付信託証書補遺により改訂済）に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）をいう。
「海外受渡日」	受益証券の各買戻しに関して、関係する国内約定日の日本における2営業日後の日、または当該日が米国における営業日でない場合には、その直後の米国における営業日をいう。
「買付注文実行日」	日本における販売会社が申込期間の終了に当たり、受益証券の合算された買付注文を登録・名義書換事務代行会社に提出する日をいい、2008年9月30日である。
「ターゲット水準」	百分率で表示され、収益対象額がそれと同等以上となる場合早期償還事由に該当することになる水準をいい、50％である。
「海外約定日」	各買戻しに関して、管理会社により当該買戻しが実行される日をいい、（ ）各買戻日に関しては関係する計算日の翌営業日、（ ）最終買戻日に関しては最終買戻日、および（ ）償還日に関しては償還日となる予定である。
「国内約定日」	買戻日、最終買戻日および償還日現在の受益証券の買戻しに関し、日本における販売会社が日本において当該買戻しが完了したことを確認する日をいい、関係する海外約定日の日本における翌営業日となる予定である。
「トラスト」	受託会社と旧管理会社の間で2005年3月30日に締結された基本信託証書（受託会社、前管理会社および旧管理会社が作成した2013年6月10日付退任および任命証書ならびに2015年7月10日付信託証書補遺により改訂済）により設定されたケイマン諸島籍ユニット・トラストであるプラチナ・トラストをいう。
「受託会社」	トラストの受託会社としての地位を有するBNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッドをいう。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいう。
「受益者」	受益証券の各保有者をいう。
「米ドル」および「セント」	アメリカ合衆国の法定通貨をいい、「セント」とは同国のセントをいう。
「評価日」	毎週金曜日、または当該日が営業日でない場合には、当該金曜日直前の営業日をいう。

別紙 B

パフォーマンス連動債の要項

完全な最終要綱（唯一の法律上の拘束力ある要項）は、パフォーマンス連動債発行体のワラントおよび社債プログラムに関する基本目論見書およびパフォーマンス連動債に関する最終要項ならびに関係書類（以下「パフォーマンス連動債関係書類」と総称する。）に記載される。パフォーマンス連動債関係書類の記載事項は、本書に記載されるものと大きく異なることがある。投資者は、パフォーマンス連動債への投資に同意する前に、かかる書類を全体的に読むべきである。

パフォーマンス連動債は、以下のとおり、指数により構成される２つの調整後指数の最高実績額に連動する。

パフォーマンス連動債の額面100%の償還は、調整後指数の実績にかかわらず、パフォーマンス連動債の償還時にのみ確保される。

パフォーマンス連動債	既存のパフォーマンス連動債発行体のワラントおよび社債プログラムに基づき、本タームシートのとおり発行されるパフォーマンス連動債をいう。
パフォーマンス連動債発行体	BNPパリバ・イシュアンスB.V.をいう。
パフォーマンス連動債保証会社	BNPパリバ銀行（2018年４月末日現在、Aa3 / Aの信用格付）をいう。
通貨	米ドルをいう。
発行総額	23,066,770米ドル
額面	1.00米ドル
発行価格	額面に対し額面の100%
販売価格	額面に対し額面の100%
パフォーマンス連動債取引日	2008年10月２日
パフォーマンス連動債発行日	2008年10月16日
受渡日	2008年10月16日（利息起算日）
パフォーマンス連動債償還日	2018年10月16日
指数投資日	両指数に関して、パフォーマンス連動債取引日から（同日を含む。）始まる連続５指数営業日をいう。
パフォーマンス連動債固定金利支払日	2009年１月16日から（同日を含む。）2018年10月16日まで（同日を含む。）の毎年１月16日、４月16日、７月16日および10月16日をいう。
パフォーマンス連動債固定金利	年率0.5%
パフォーマンス連動債償還金額	$100\% + \text{最小} \left[50\%, G \times \text{最大}_{i=1,2} \left\{ 0\%, \frac{PV_{L,i}}{PV_{L,0}} - 1 \right\} \right]$ ただし、 「G」： パフォーマンス連動債の連動率をいう。Gは、実勢の市況に基づきパフォーマンス連動債取引日に決定される。設定日において、Gは77%と決定された。

	「$PV_{i,n}$」： 早期償還事由が生じた参照日、または早期償還事由が生じていない場合には最終参照日における調整後指数iの価格をいう。 「$PV_{i,0}$」： 100%に設定されている、当初パフォーマンス連動債評価日の調整後指数iの価格をいう。
調整後指数	別紙Cに列挙されている、調整後農業関連指数および調整後再生可能エネルギー関連指数の2つの調整後指数の各々をいう。各調整後指数は関連する指数から成る。
当初パフォーマンス連動債評価日	2008年10月2日
パフォーマンス連動債評価日	当初パフォーマンス連動債評価日および毎月の最終暦日、または当該日が営業日でない場合には、当該最終暦日の直前の営業日をいう。
参照日	2009年10月2日から（同日を含む。）2018年10月2日まで（同日を含む。）の毎年10月2日、または当該日がパフォーマンス連動債営業日でない場合には、直前のパフォーマンス連動債営業日をいう。
早期償還事由	参照日 n （ただし、 n は1, 2, ..., および9である。）において、収益対象額が50%に相当するかまたはこれを上回る事象をいう。早期償還事由発生後、パフォーマンス連動債は、該当するパフォーマンス連動債早期償還日にパフォーマンス連動債償還価額で償還される。
パフォーマンス連動債早期償還日	早期償還事由が生じた参照日の直後の10月16日をいう。
収益対象額	各参照日に関して、（ ）連動率と（ ）当該参照日における2つの調整後指数のうちの最高価格が100%を超える超過分（プラスの場合）との積をいう。ただし、参照日の調整後指数の価額を計算するために、かかる参照日に終了する（当該日を含む。）連続5指数営業日現在の指数価格の単純平均が使用される。
日数計算基準	実日数基準（未調整）
パフォーマンス連動債営業日	指数営業日、日本、ルクセンブルグおよび米国
指数営業日	両指数の構成要素に関連する取引所のすべてが通常取引のため営業を予定している日としてパフォーマンス連動債計算代行会社が決定する日、または別途パフォーマンス連動債計算代行会社がその単独裁量により随時決定することができるその他の日をいう。
営業日規定	フォロイング
支払営業日	ロンドンおよびニューヨーク

指数	各調整後指数の要素を構成する指数であって、別紙Cに記載されるとおり、調整後農業関連指数についてはBNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15（米ドル建て）、および調整後再生可能エネルギー関連指数についてはBNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15（米ドル建て）をいう。
指数価格	各指数に関して、および当該日に関して、パフォーマンス連動債計算代行会社により決定された当該日の当該指数の価格をいい、当該日現在の当該指数の公式の終値をいう。
パフォーマンス連動債計算代行会社	BNPパリバ・アービトラージ・エスエヌシーをいう。
指数スポンサー	指数に関して、当該指数の公式の終値の計算および／または公表に責任を負う事業体をいい、BNPパリバ銀行である。
パフォーマンス連動債ヘッジ提供会社	パフォーマンス連動債に関して、パフォーマンス連動債発行体の義務を随時ヘッジする法主体をいう。
準拠法	英国
上場	該当事項なし
ISINコード	XS0389984120

別紙 C

調整後指数

2つの調整後指数はそれぞれ、以下のとおり100%の一定配分により、関連する指数で構成されている。

<i>i</i>	調整後指数	指数	ブルーム バーグ ティッカー	配分
1	調整後農業関連指数	BNPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数 15（米ドル建て）	BNPIGAUI	100%
2	調整後再生可能エネルギー関連指数	BNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数 15（米ドル建て）	BNPIREUI	100%

別紙 D

調整後指数価格の計算

パフォーマンス連動債計算代行会社は、以下の算式に従い、各パフォーマンス連動債評価日現在の各調整後指数の価格（以下「PV」という。）を決定する。

$$PV_{i,t} = PV_{i,t-1} \times \frac{\text{指数}_{i,t}}{\text{指数}_{i,t-1}} \times \left(1 - AF \times \frac{\text{実日数}(t, t-1)}{360} \right)$$

ただし、

$PV_{i,t}$	上記数式により計算されるパフォーマンス連動債評価日 t に対する調整後指数 i の価格をいう。
$PV_{i,0}$	当初パフォーマンス連動債評価日についての調整後指数 i の価格をいい、100%に設定されている。
指数 $i,0$	5つの指数投資日現在の指数 i の指数価格の単純平均をいう。
指数 i,t	該当するパフォーマンス連動債評価日 t についての指数 i の指数価格をいう。ただし、参照日の調整後指数の価額を計算するために、かかる参照日に終了する（当該日を含む。）連続5指数営業日現在の指数価格の単純平均が使用される。
AF	1か月米ドルLiborに等しい調整係数（最低0%とする。）をいう。
1か月米ドルLibor	パフォーマンス連動債評価日 t に関して、パフォーマンス連動債計算代行会社が決定するパフォーマンス連動債評価日 $t-1$ のロンドンにおける2営業日前の日におけるロンドン時間午前11時現在の、ロイター「LIBOR01」頁に公表される1か月米ドルLibor Fixing をいう。ただし、かかる頁にレートが公表されていない場合には、パフォーマンス連動債計算代行会社は、自らの絶対的な裁量により、適当であると判断することができるその他の情報源からかかるレートを決定する。
実日数（ $t, t-1$ ）	パフォーマンス連動債評価日 $t-1$ から（同日を除く。）パフォーマンス連動債評価日 t まで（同日を含む。）の暦日の日数をいう。

各指数の概要

農業関連企業への投資根拠

- 世界の人口増加と新興国の経済発展等を背景に、食糧消費量が急速に増えているといわれている。
- 農作物関連製品の需要は価格の高騰と密接なつながりがあり、農業関連産業への投資活動を活発にする可能性がある。
- 環境破壊(世界の都市化や砂漠化)を前に、生産性を向上させる農業技術が注目されている。

このような環境下、特に化学・産業機械・食品生産業・耕作業および流通業が中長期的に持続する農業関連事業の成長の鍵を握る業種と考えられている。

BHPパリバ・グローバル・アグリビジネス・トータル・リターン指数15(米ドル建て)

(米ドルで算出)

当指数は、農業関連産業から収益を得ている企業の株価変動を、15%の目標ボラティリティのもと捉えることを目的として作られた株価指数である。米ドル建てのトータル・リターン指数として計算される。指数のボラティリティを目標ボラティリティに調整するため、構成銘柄バスケットに対する指数の配分は変更される。

農業関連銘柄群は、肥料・農業、農作機械、農産物(食品、養殖および流通)を含む。市場流動性、企業業績および企業活動全体に占める農業関連事業の比率の高さで構成銘柄の選別が行われ、これらの得点がより高い企業により高く配分される。通常年に2回見直しを行う。



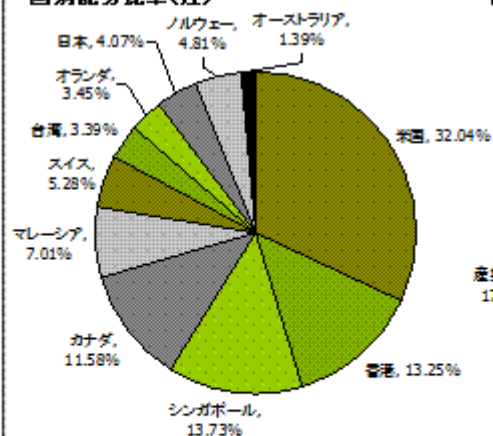
(注)過去の実績は将来を示唆するものではない。

期間： 2004年4月30日～2008年6月30日

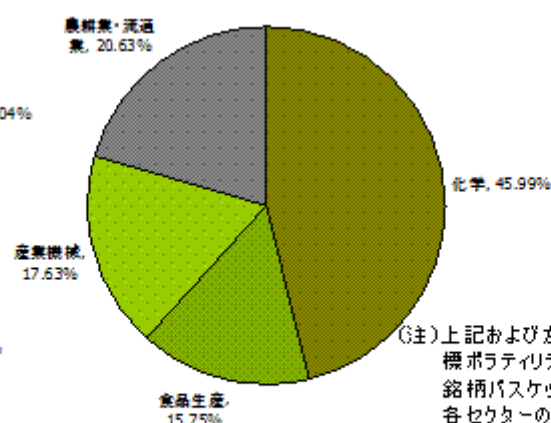
上位5銘柄	セクター	国	時価総額 (百万米ドル)	配分
1 モザイク	化学	米国	84,196	6.20%
2 ポタシュー・コーポレーション・オブ・サスカチワン	化学	カナダ	72,607	6.14%
3 アグリウム	化学	カナダ	17,051	5.43%
4 シノファーム・ホンコン・ホールディングス	化学	香港	5,435	5.38%
5 ウィルマー・インターナショナル	農産物(栽培・販売)	シンガポール	23,741	5.31%

(注)2008年6月30日現在

国別配分比率(注)



セクター別配分比率(注)



(注)上記および左記比率は、目標ボラティリティの調整前の銘柄バスケットの各国または各セクターの配分比率である。

基準日： 2008年6月30日

再生可能エネルギーへの投資根拠

- 新興国のエネルギー需要が急速に高まっている一方、石油の生産能力は限界を迎えつつある。
- エネルギー需要は価格の高騰と密接なつながりがあり、再生可能エネルギー関連産業への投資活動を活発にする可能性がある。
- 化石燃料に代わって天然資源を有効に活用する再生可能エネルギーの開発と普及が求められている。特に、太陽光エネルギー・風力エネルギー・バイオ燃料・水力エネルギー・バイオマス燃料・地熱エネルギーなどに関連する企業が注目されている。

BNPパリバ・グローバル再生可能エネルギー・トータル・リターン指数15(米ドル建て)

(米ドルで算出)

当指数は、再生可能エネルギー関連産業から収益を得ている企業の株価変動を、15%の目標ポラティリティのもと捉えることを目的にして作られた株価指数である。米ドル建てのトータル・リターン指数として計算される。指数のポラティリティを目標ポラティリティに調整するため、構成銘柄バスケットに対する指数の配分は変更される。

再生可能エネルギー関連銘柄群は、風力発電、太陽光発電、バイオ燃料、水力発電、地熱発電およびバイオマスを含む。市場流動性、企業業績および企業活動全体に占める再生可能エネルギー関連事業の比率の高さで構成銘柄の選別が行われ、これらの得点がより高い企業により高く配分される。通常年に2回見直しを行う。

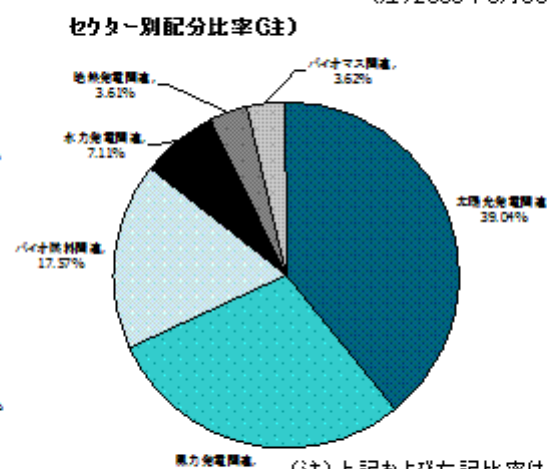
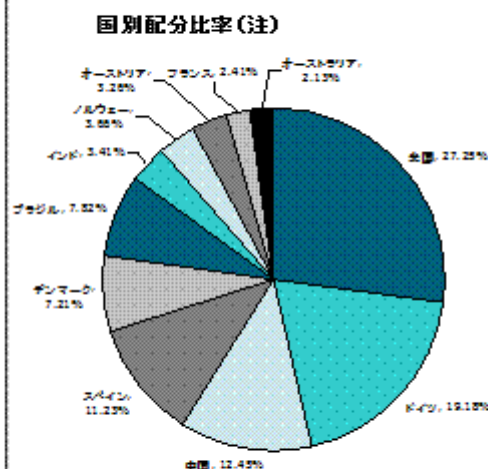


(注)過去の実績は将来を示唆するものではない。

期間：2004年10月29日～2008年6月30日

上位5銘柄	セクター	国	時価総額 (百万米ドル)	配分
1 LDKソーラー	太陽発電	中国	4,017	5.75%
2 ヴェスタス・ウィンド・システム	風力発電	デンマーク	24,229	4.81%
3 ソロンAG	太陽発電	ドイツ	1,165	4.78%
4 イバードローラ・リニューアブルズ	風力発電	スペイン	32,703	4.30%
5 ノーデクス	風力発電	ドイツ	2,763	4.28%

(注)2008年6月30日現在



(注)上記および左記比率は、目標ポラティリティの調整前の銘柄バスケットの各国または各セクターの配分比率である。

基準日：2008年6月30日

別紙 F

連動債に関するその他の規定

1. 定義

「複合指数」とは、適用ある最終要項に明記される参照指数、またはかかる明記がない場合は、連動債計算代行会社が当該参照指数として定めるものをいう。

「構成銘柄」とは、参照指数を構成する各証券をいう。

「障害日」とは、以下の日をいう。

- () ある複合指数に関して、(a) 指数スポンサーが当該参照指数の水準を公表しないか、(b) 関連取引所がその通常の立会時間中に取引を行わないか、または(c) 市場障害事由が発生した予定取引日
- () 複合指数ではないある参照指数に関して、関係する本件取引所もしくは関連取引所（もしあれば）がその通常の立会時間中に取引を行わないか、または市場障害事由が発生した予定取引日

「早期終了」とは、以下をいう。

- () ある複合指数に関して、構成銘柄に関する本件取引所または関連取引所が取引所営業日においてその予定終了時刻前に終了すること。ただし、当該早期終了が、当該本件取引所または関連取引所（場合による。）により、(a) 当該取引所営業日における当該本件取引所もしくは関連取引所（場合による。）の通常立会の実際の終了時刻、または(b) 当該取引所営業日の関係する評価時刻における、本件取引所もしくは関連取引所の執行システムに対して実行される注文の提出締切時刻のうちいずれか早い方の時刻の1時間以上前に公表された場合を除く。
- () 複合指数ではない参照指数の場合は、関係する参照指数の水準の20%以上を構成する証券に関する関係する本件取引所または関連取引所が取引所営業日においてその予定終了時刻前に終了すること。ただし、当該早期終了時刻が、当該本件取引所または関連取引所（場合による。）により、(a) 当該取引所営業日における当該本件取引所もしくは関連取引所の通常立会の実際の終了時刻、または(b) 当該取引所営業日の評価時刻における、本件取引所もしくは関連取引所の執行システムに対して実行される注文の提出締切時刻のうちいずれか早い方の時刻の1時間以上前に公表された場合を除く。

「本件取引所」とは、以下をいう。

- () 複合指数の場合は、各構成銘柄に関して連動債計算代行会社が決定する、当該構成銘柄が主に取引されている主要証券取引所、その承継取引所、または当該参照指数の原証券／原商品の取引が一時的に移転されている代替取引所もしくは代替相場システム（ただし、かかる一時的な代替取引所もしくは代替相場システムにおける当該構成銘柄の流動性が、本来の本件取引所におけるものと同等であると連動債計算代行会社が判断していることを条件とする。）。
- () 複合指数ではない参照指数の場合は、当該参照指数に関して、適用ある最終要項に当該参照指数について明記される各取引所もしくは相場システム、かかる取引所もしくは相場システムの承継取引所もしくはシステム、または当該参照指数を構成する銘柄の取引が一時的に移転されている代替取引所もしくは代替相場システム（ただし、かかる一時的な代替取引所もしくは代替相場システムにおける、当該参照指数を構成する構成銘柄の流動性が、本来の本件取引所におけるものと同等であると連動債計算代行会社が判断していることを条件とする。）。

「取引所営業日」とは、（ ）単一の参照指数に関しては、取引所営業日（単一指数ベース）、または（ ）参照指数のバスケットに関しては、取引所営業日（全指数ベース）もしくは取引所営業日（指数当たりベース）をいい、いずれの場合も、適用ある最終要項に規定される。ただし、かかる規定が適用ある最終要項に記載されていない場合は、取引所営業日（全指数ベース）が適用されるものとする。

「取引所営業日（全指数ベース）」とは、（ ）複合指数以外の参照指数に関しては、各本件取引所および各関連取引所（もしあれば）がそれぞれの通常の立会時間中に当該参照指数に関して取引を行っている予定取引日（かかる本件取引所または関連取引所がその予定終了時刻前に終了するか否かにかかわらず。）、ならびに（ ）複合指数に関しては、（ a ）指数スポンサーが当該複合指数の水準を公表し、かつ（ b ）各関連取引所（もしあれば）がその通常の立会時間中に当該複合指数に関して取引を行っている予定取引日（かかる関連取引所がその予定終了時刻前に終了するか否かにかかわらず。）をいう。

「取引所営業日（指数当たりベース）」とは、ある参照指数に関して、（ ）複合指数以外の参照指数に関しては、当該参照指数に関する関係する本件取引所および関係する関連取引所（もしあれば）がその通常の立会時間中に取引を行っている予定取引日（かかる本件取引所または関連取引所がその予定終了時刻前に終了するか否かにかかわらず。）、ならびに（ ）複合指数に関しては、（ a ）関係する指数スポンサーが当該複合指数の水準を公表し、かつ（ b ）関連取引所（もしあれば）がその通常の立会時間中に当該複合指数に関して取引を行っている予定取引日（かかる関連取引所がその予定終了時刻前に終了するか否かにかかわらず。）をいう。

「取引所営業日（単一指数ベース）」とは、（ ）複合指数以外の参照指数に関しては、関係する本件取引所および関係する関連取引所（もしあれば）がその通常の立会時間中に取引を行っている予定取引日（かかる関係する本件取引所または関係する関連取引所がその予定終了時刻前に終了するか否かにかかわらず。）、ならびに（ ）複合指数に関しては、（ a ）関係する指数スポンサーが当該複合指数の水準を公表し、かつ（ b ）関係する関連取引所（もしあれば）がその通常の立会時間中に当該複合指数に関して取引を行っている予定取引日（かかる関連取引所がその予定終了時刻前に終了するか否かにかかわらず。）をいう。

「取引所障害」とは、以下の事由をいう。

- （ ）複合指数に関しては、市場参加者が（ a ）ある構成銘柄に関する本件取引所において当該構成銘柄の取引を実行するかもしれない市場価格を取得すること、または（ b ）関連取引所において当該参照指数に関連する先物契約もしくはオプション契約の取引を実行するかもしれない市場価格を取得することを全般的に妨げるまたは損なうものとして、連動債計算代行会社が決定する事由（早期終了を除く。）
- （ ）複合指数ではない参照指数の場合は、市場参加者が（ a ）関係する本件取引所において、関係する指数の水準の20%以上を構成する銘柄の取引を実行するかもしれない市場価格を取得すること、または（ b ）関係する関連取引所において、関係する指数に関連する先物契約もしくはオプション契約の取引を実行するかもしれない市場価格を取得することを全般的に妨げるまたは損なうものとして、連動債計算代行会社が決定する事由（早期終了を除く。）

「関連取引所」とは、ある参照指数に関して、適用ある最終要項に当該参照指数について明記される各取引所もしくは相場システム、かかる取引所もしくは相場システムの承継取引所もしくはシステム、または当該参照指数に関連する先物契約もしくはオプション契約の取引が一時的に移転されている代替取引所もしくは代替相場システム（ただし、かかる一時的な代替取引所もしくは代替相場システムにおける、当該参照指数に関連する先物契約もしくはオプション契約の流動性が、本来の関連取引所におけるものと同等であると連

動債計算代行会社が判断していることを条件とする。)をいう。ただし、「全取引所」が適用ある最終要項に関連取引所として明記されている場合、「関連取引所」とは、そこでの取引が当該参照指数に関連する先物契約またはオプション契約の市場全体に重大な影響を及ぼすと連動債計算代行会社が決定する各取引所または相場システムをいう。

「予定取引日」とは、()単一の参照指数に関しては予定取引日(単一指数ベース)、または()参照指数のバスケットに関しては予定取引日(全指数ベース)もしくは予定取引日(指数当たりベース)をいい、いずれの場合も、適用ある最終要項に規定される。ただし、かかる規定が適用ある最終要項に記載されていない場合は、取引所営業日(全指数ベース)が適用されるものとする。

「予定取引日(全指数ベース)」とは、()複合指数以外の参照指数に関しては、各本件取引所および各関連取引所(もしあれば)がそれぞれの通常の立会時間中に当該参照指数に関して取引を行う予定の日、ならびに()複合指数に関しては、(a)指数スポンサーが当該複合指数の水準を公表する予定であり、かつ(b)各関連取引所(もしあれば)がその通常の立会時間中に当該複合指数に関して取引を行う予定の日をいう。

「予定取引日(指数当たりベース)」とは、ある参照指数に関して、()複合指数以外の参照指数に関しては、当該参照指数に関する関係する本件取引所および関係する関連取引所(もしあれば)がそれぞれの通常の立会時間中に取引を行う予定の日、ならびに()ある複合指数に関しては、(a)関係する指数スポンサーが当該複合指数の水準を公表する予定であり、かつ(b)関係する関連取引所(もしあれば)がその通常の立会時間中に当該複合指数に関して取引を行う予定の日をいう。

「予定取引日(単一指数ベース)」とは、()複合指数以外の参照指数に関しては、関係する本件取引所および関係する関連取引所(もしあれば)がそれぞれの通常の立会時間中に取引を行う予定の日、ならびに()複合指数に関しては、(a)関係する指数スポンサーが当該複合指数の水準を公表する予定であり、かつ(b)関係する関連取引所(もしあれば)がその通常の立会時間中に当該複合指数に関して取引を行う予定の日をいう。

「決済価格」とは、適用ある最終要項に別段の定めがある場合を除き、本別紙の規定に従い、かつ「評価期日」または「平均期日」(場合による。)において言及されるところに従い、以下の金額をいう。

()参照指数のバスケットに連動する連動債に関しては、連動債計算代行会社により決定される各参照指数の公式終値、または、適用ある最終要項にその旨記載されている場合には、(a)平均化が適用ある最終要項に定められていない場合は評価期日、もしくは(b)平均化が適用ある最終要項に定められている場合は平均期日の関係する時刻において、適用ある最終要項に記載されるところに従い連動債計算代行会社により決定される各参照指数の終値水準(いずれの場合においても、該当する加重値を乗じる。)の合計額に相当する金額(当該指数の通貨建てによる金銭的価値とみなされる。)

()単一の参照指数に連動する指数連動債に関しては、連動債計算代行会社により決定される当該参照指数の公式終値、または、適用ある最終要項にその旨記載されている場合には、(a)平均化が適用ある最終要項に定められていない場合は評価期日、もしくは(b)平均化が適用ある最終要項に定められている場合は平均期日の関係する時刻において、適用ある最終要項に記載されるところに従い連動債計算代行会社により決定される当該参照指数の終値水準に相当する金額(当該指数の通貨建てによる金銭的価値とみなされる。)

「取引障害」とは、以下をいう。

- () 複合指数に関しては、関係する本件取引所または関連取引所その他による、(a) ある構成銘柄に関する本件取引所における当該構成銘柄に関する取引または(b) 関連取引所における当該参照指数に関連する先物契約もしくはオプション契約の取引の停止またはかかる取引に課せられた制限をいい、関係する本件取引所または関連取引所その他により認められた制限を超える価格変動を理由とするか否かを問わない。
- () 複合指数ではない参照指数の場合は、関係する本件取引所または関連取引所その他による、(a) 関係する参照指数の水準の20%以上を構成する銘柄に関する取引または(b) 関係する関連取引所における関係する参照指数に関連する先物契約もしくはオプション契約の取引の停止またはかかる取引に課せられた制限をいい、関係する本件取引所または関連取引所その他により認められた制限を超える価格変動を理由とするか否かを問わない。

2. 市場障害

「市場障害事由」とは、単一の参照指数または参照指数のバスケットに連動する連動債に関して、以下の事由をいう。

- (A) 複合指数に関しては、() (a) および(b) に該当すること、または() に該当すること。
- () (a) いずれかの構成銘柄に関して、以下のうちいずれかの事由が発生または存在する場合
- (1) 当該構成銘柄が主に取引されている本件取引所に関して、関係する評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点における当該構成銘柄に関する取引障害で、連動債計算代行会社が重大と判断するもの
 - (2) 当該構成銘柄が主に取引されている本件取引所に関して、関係する評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点における当該構成銘柄に関する取引所障害で、連動債計算代行会社が重大と判断するもの
 - (3) 当該構成銘柄に関する早期終了
- (b) 取引障害、取引所障害または早期終了が発生または存在するすべての構成銘柄の合計が、当該参照指数の水準の20%以上を構成する場合
- () 当該参照指数に関連する先物契約またはオプション契約に関して、(a) 関連取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点における、連動債計算代行会社が重大と判断する取引障害もしくは取引所障害の発生もしくは存在、または(b) 当該先物契約もしくはオプション契約に関する早期終了の発生もしくは存在

いずれかの時点においてある構成銘柄に関する市場障害事由が存在するか否かを判断する目的上、当該時点に当該構成銘柄に関して市場障害事由が発生した場合、当該参照指数の水準に対する当該構成銘柄の寄与率は、(x) 当該参照指数の水準のうち当該構成銘柄に帰因する部分と、(y) 当該参照指数の水準全体との比較に基づくものとし、いずれにおいても、市場「始値データ」の一部として指数スポンサーにより公表される公式の立会開始時加重を用いるものとする。

- (B) 複合指数以外の参照指数に関しては、関係する評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点における、連動債計算代行会社が重大と判断する() 取引障害もしくは() 取引所障害の発生もしくは存在、または() 早期終了の発生もしくは存在。いずれかの時点において当該参照指数に関する市場障害事由が存在するか否かを判断する目的上、いずれかの時点に当該参照指数に含まれる証券に関して市場障害事由が発生した場合、当該参照指数の水準に対する当該銘柄の寄与率は、() 当該参照指数の水準のうち当該証券に帰因する部分と、() 当該参照指数の水準全体との比較に基づくものとし、() および() のいずれにおいても、当該市場障害事由の発生直前の水準を用いるものとする。連動債計算代行会社は、障害日が発生していなければ平均期日、社債観察日または評価期日であった日のいずれかに障害日が発生した場合は、連動債の保有者に対し、かかる発生について実務上可能な限り速やかに通知を行うものとする。

３．参照指数の調整

（Ａ）承継指数スポンサーによる参照指数の計算および報告

関係する参照指数が（ ）指数スポンサーにより計算されず、公表されなかったが、連動債計算代行会社が承認する承継スポンサーにより計算され、かつ公表された場合、または（ ）当該参照指数の計算に用いられていたのと同じもしくは実質的に類似すると連動債計算代行会社が判断する計算式および計算方法を用いた承継指数に置き換えられた場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）が参照指数とみなされる。

（Ｂ）参照指数の変更および計算停止

- （ ）最終評価期日、最終社債観察日または最終平均期日以前に、関係する指数スポンサーが、関係する参照指数の計算式もしくは計算方法に重大な変更を行うかまたはかかる変更を行うことを発表するか、または他の方法で当該指数を著しく修正した場合（構成銘柄株式および時価総額、契約または商品の変更ならびにその他日常的な事由が発生した場合に当該参照指数を維持するための、かかる計算式もしくは計算方法に規定される修正を除く。）（以下「指数修正」という。）、または関係する指数を恒久的に終了し、かついかなる承継指数も存在しない場合（以下「指数の終了」という。）、または、（ ）ある評価期日、社債観察日または平均期日において、指数スポンサーまたは承継指数スポンサー（該当する場合）が関係する参照指数の計算および公表を行わなかった場合（以下「指数障害」といい、指数修正および指数の終了と併せて各々を「指数調整事由」という。）、（ ）（ ）（ ）のいずれかが行われる。
- （ ）連動債計算代行会社は、かかる指数調整事由が連動債に重大な影響を及ぼすか否かを判断するものとし、重大な影響を及ぼすとした場合は、公表された当該参照指数の水準の代わりに、かかる変更、計算および公表の不履行または終了の直前に有効であった当該参照指数の計算式および計算方法に従い連動債計算代行会社が決定した、当該評価期日、当該社債観察日または当該平均期日（場合に応じて）の評価時刻時点における当該参照指数の水準を用いて関係する決済価格を計算する。ただし、当該指数調整事由の直前に当該参照指数を構成していた銘柄／商品のみを用いる。
- （ ）適用ある最終要項において指数調整事由の発生による償還の遅延が適用される旨明記されている場合を除き、連動債発行体は、連動債の保有者に対し通知を行うことにより、連動債を償還することができる。上記に基づき連動債が償還される場合、連動債発行体は、連動債の各保有者に対し、当該指数調整事由を考慮に入れた連動債の公正市場価格に相当する金額から、連動債発行体および／またはその関連会社に対する関連する原ヘッジ取引の清算コストを差し引いた金額を償還される各連動債に関して支払い、これらはすべて連動債計算代行会社がその単独かつ絶対的裁量により決定するところに従う。支払は、連動債の保有者に対して通知される方法により行われる。
- （ ）適用ある最終要項において指数調整事由の発生による償還の遅延が適用される旨明記されている場合、連動債計算代行会社は、当該指数調整事由の発生後実務上可能な限り速やかに（以下「追加算出障害額決定日」という。）、当該指数調整事由を考慮に入れた各連動債の公正市場価格から、連動債発行体および／またはその関連会社に対する関連する原ヘッジ取引の清算コストを差し引いた額（以下「追加算出障害額」という。）を計算するものとし、また、連動債償還日において、（×）追加算出障害額に、追加算出障害額決定日（同日を含む。）から連動債償還日（同日を除く。）までに当該期間における連動債発行体の資金調達コストに相当する

金利で発生した利息を加算した額、または（ y ）想定元本（（ x ）の額より高い場合）に相当する、連動債計算代行会社により計算された金額で各連動債を償還する。

（Ｃ）通知

連動債計算代行会社は、実務上可能な限り速やかに、上記（Ｂ）項に従い自ら行った判断およびこれに関して講じることが提案される措置を関係する連動債の代理人に通知し、かかる連動債の代理人は、かかる判断の写しを連動債の保有者の閲覧に供するものとする。

４．参照指数の修正

連動債に基づく支払の支払期日の３取引所営業日前の日以降に公表された修正を除き、いずれかの日において公表され、連動債に基づき判断を行う連動債計算代行会社が使用したまたは使用する予定の参照指数が事後に修正され、かかる修正が当初の公表から30日以内に関係する指数スポンサーにより公表された場合、使用される水準は、修正された当該参照指数の水準とする。連動債に基づく支払の支払期日の３取引所営業日前の日以降に公表された修正は、関係する支払金額を決定する目的上、連動債計算代行会社はこれを使用しない。

別紙 G

元本確保提供会社BNPパリバ銀行について



格付(2018年4月30日現在): A(スタンダード・アンド・プアーズ)

Aa3(ムーディーズ)

欧州を本拠とする世界有数の金融グループ

世界の73か国で営業展開、従業員196,128人(2017年12月現在)

グループ純利益(2017年通期): 7,759百万ユーロ(前年比0.74%増)



・ 世界

- 2007年最優秀エクイティ・デリバティブ・ハウス (FOW誌)
- 2007年最優秀エクイティ・デリバティブ・ハウス (リスク誌)
- 2006年最優秀グローバル・ストラクチャード・プロダクツ・ハウス (ユーロマネー誌)
- 2005年および2006年ハウス・オブ・ザ・イヤー、ハイブリッド部門 (ストラクチャードプロダクツ誌)

・ アジア

- 2006年ハウス・オブ・ザ・イヤー、日本 (ストラクチャードプロダクツ誌)
- 2005年最優秀エクイティ・デリバティブ・ハウス、アジア太平洋地域 (バンカー誌)
- 2005年アジア地域最優秀エクイティ・デリバティブ・プロバイダー (グローバル・ファイナンス誌)

・ 欧州

- 2006年リスク・マネジメント・ハウス、西欧 (ユーロマネー誌)

・ 北米、南米

- 2007年ストラクチャー・オブ・ザ・イヤー、北米 (ストラクチャードプロダクツ誌)
- 2006年イノベーション・オブ・ザ・イヤー、南北アメリカ (ストラクチャードプロダクツ誌)

独立監査人の監査報告書

プラチナ・トラスト - 最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）の受託会社としてのBNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、プラチナ・トラスト - 最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）（以下「ファンド」という。）の2017年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2017年12月31日現在の純資産計算書
- ・ 2017年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 2017年12月31日現在の純資産の概要
- ・ 同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はI E S B A 規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

強調事項

受託会社が2018年10月16日付のパフォーマンス連動債の償還後にファンドを償還することを記載している当該財務書類の注記1および注記2に対し、我々は注意を喚起する。本財務書類は、したがって、清算ベース会計に基づいて作成された。本件は、我々の意見を修正するものではない。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのBNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

〔署名〕

プライスウォーターハウスクーパース

2018年6月8日

Independent Auditor's Report

To BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited solely in its capacity as trustee of Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected)

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected) (the Series Trust) (a series - trust of Platinum Trust) as at December 31, 2017, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at December 31, 2017;
- the statement of investment as at December 31, 2017;
- the summary of net assets as at December 31, 2017;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 1 and Note 2 of these financial statements which state that the Trustee will terminate the Series Trust after the maturity of its certificate on October 16, 2018. The financial statements have therefore been prepared on a liquidation basis of accounting. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

June 8, 2018

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

財務書類に対する監査報告書

2017年12月31日に終了した年度

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランス

簡易株式会社

パリ市9区、オスマン通り1番

株主各位

監査意見

当社の株主総会による委託を受けて、我々は、本報告書に添付されている2017年12月31日に終了した年度のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント・フランスの財務書類の監査を実施した。

我々は、当財務書類が、フランスの財務会計基準に準拠して、同日に終了した年度の経営成績ならびに同期末現在の当社の資産および財政状態について真実かつ公正に表示しているものと保証する。

監査意見の根拠

監査基準

我々はフランスにおいて適用される職業的専門家の監査基準に準拠して監査を実施した。我々は、我々の入手した証拠が、監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

独立性

我々は、2017年1月1日から監査報告書の発行日までの期間において、我々に適用される独立性の規則に準拠して監査を行った。とりわけ、我々は監査専門家の倫理規程に基づき禁止されているサービスを提供していない。

注意

上述の意見を限定することなく、我々は、2017年1月1日以降における金融先物商品およびヘッジ取引に関するANC規則2015 - 05の規定の適用に関連して財務書類の注記の「会計規則および方法」の項において規定されている会計方法の変更に対して注意喚起する。

評価の根拠

我々の評価の根拠に関する商法第L.823 - 9条および第R.823 - 7条の規定を適用し、我々は我々の専門的判断において、当期の財務書類の監査において最重要事項であった下記の評価について注意喚起する。

実施された評価は、財務書類全体の監査の一部を構成し、上述の監査意見を形成する。我々は、個別に当該財務書類の一部について意見を表明しない。

会計上の見積り

会計の原則、規則および方法に関する注記に記載されているとおり、営業資産は取得価額で貸借対照表に計上され、償却額は資産価値が当該取得価額を下回った場合に計上される。資産価値は、基本的に収益力基準に従って算定される。我々は、資産価値の算定に用いられた仮定やデータの評価を行った。

子会社の有価証券および長期保有の株式投資は、多基準アプローチに基づく使用価値で評価される（注記における、原則、規則および方法についての注記を参照）。当該見積もりの評価において、我々は、主要ポートフォリオ項目の使用価値の決定をもたらした要因を検証した。

当社は、注記における、原則、規則および方法についての注記に記載されているとおり、第三者からの訴えによる訴訟、紛争および請求に関するリスクのための引当金を計上している。本書の日付現在までに入手可能な要素に基づき、引当金に対する我々の評価には、当社が見積りのために使用した手段の認識および検証が含まれる。

経営者報告書および株主に送付されたその他の書類の検証

また、我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に従って、法定の特別な検証を実施した。

経営者報告書と財政状態および財務書類に関して株主に送付されたその他の書類に記載されている情報の正確性およびその情報と財務書類との整合性に関して、報告すべき事項はない。

財務書類に対する当社の経営陣および取締役の責任

経営陣は、財務書類の作成、財務書類がフランスの会計規則および基準に準拠して真実かつ公正に表示していることの保証、ならびに財務書類が不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示を含まないことが保証される財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、当社が事業を継続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が当社の清算または取引の中止を意図していると予測される場合を除き、事業の継続に関する必要な情報を当社の財務書類に開示し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、および継続企業の会計基準を適用する責任を負う。

財務書類は、取締役会により作成された。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の職務は、財務書類に対する報告書を作成することである。我々の目的は、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、職業的専門家の基準に準拠して行われる監査が、虚偽表示をすべて発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の将来における経済的意思決定に影響を及ぼすことが予想される場合である。

商法第L.823 - 10 - 1条に規定されているとおり、監査人としての我々の職務は、当社の経営陣の健全性または質を保証することではない。

フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に従って実施した監査の一環として、監査全体を通じて、監査人は判断を下す。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類が重要な虚偽表示を含むことがあるリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、監査人が監査意見表明のための基礎として十分かつ適切であるとみなす監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表

示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。

- ・ 内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方法の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび財務書類における関連する情報の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に疑義を生じさせる可能性のある事象または事実に関連する重要な不確実性の有無について評価する。本評価は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくが、後発事象により事業の継続に疑義が生じる可能性があることに留意する。監査人が重要な疑義が存在するという結論に達した場合、監査人は、財務書類における不確実性に関連する情報に対して監査報告書の読者に注意喚起し、当該情報が提供されないか不十分であった場合は、監査人は限定監査意見を表明するか保証を拒否する。
- ・ 財務書類の全体的な表示を評価し、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて判断する。

ヌイユ・スール・セーヌ、2018年4月20日

法定監査人

プライスウォーターハウスクーパース オーディット

デロイト・エ・アソシエ

[署名]

サラ・クレスマン・フロケ

[署名]

ステファン・コラ

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT FRANCE

Société par Actions Simplifiée
1, boulevard Haussmann - 75009 Paris

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Exercice clos le 31 décembre 2017

Aux Associés,

Opinion

En exécution de la mission qui nous a été confiée par votre assemblée générale, nous avons effectué l'audit des comptes annuels de la société BNP Paribas Asset Management France relatifs à l'exercice clos le 31 décembre 2017, tels qu'ils sont joints au présent rapport.

Nous certifions que les comptes annuels sont, au regard des règles et principes comptables français, réguliers et sincères et donnent une image fidèle du résultat des opérations de l'exercice écoulé ainsi que de la situation financière et du patrimoine de la société à la fin de cet exercice.

Fondement de l'opinion

Référentiel d'audit

Nous avons effectué notre audit selon les normes d'exercice professionnel applicables en France. Nous estimons que les éléments que nous avons collectés sont suffisants et appropriés pour fonder notre opinion.

Les responsabilités qui nous incombent en vertu de ces normes sont indiquées dans la partie "Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes annuels" du présent rapport.

Indépendance

Nous avons réalisé notre mission d'audit dans le respect des règles d'indépendance qui nous sont applicables, sur la période du 1^{er} janvier 2017 à la date d'émission de notre rapport, et notamment nous n'avons pas fourni de services interdits par le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes.

Observation

Sans remettre en cause l'opinion exprimée ci-dessus, nous attirons votre attention sur le changement de méthode comptable comme exposé dans la note intitulée « Règles et méthodes comptables » de l'annexe des comptes annuels concernant l'application depuis le 1^{er} janvier 2017 des dispositions du règlement ANC 2015-05 relatif aux instruments financiers à terme et aux opérations de couverture.

Justification des appréciations

En application des dispositions des articles L. 823-9 et R.823-7 du code de commerce relatives à la justification de nos appréciations, nous portons à votre connaissance les appréciations suivantes qui, selon notre jugement professionnel, ont été les plus importantes pour l'audit des comptes annuels de l'exercice.

Les appréciations ainsi portées s'inscrivent dans le contexte de l'audit des comptes annuels pris dans leur ensemble et de la formation de notre opinion exprimée ciavant. Nous n'exprimons pas d'opinion sur des éléments de ces comptes annuels pris isolément.

Estimations comptables

Comme mentionné dans la note relative aux principes, règles et méthodes comptables de l'annexe, les fonds de commerce sont maintenus au bilan pour leur valeur d'apport et une éventuelle dépréciation est constatée au cas où la valeur d'inventaire est inférieure à la valeur d'apport. La valeur d'inventaire est déterminée notamment sur la base de critères de rentabilité. Nos travaux ont consisté à apprécier les hypothèses et données utilisées dans le cadre de la détermination de la valeur d'inventaire.

Les titres de filiales et de participations détenus à long terme sont évalués à leur valeur d'utilité en retenant une approche multicritères (note relative aux principes, règles et méthodes comptables de l'annexe). Dans le cadre de notre appréciation de ces estimations, nous avons examiné les éléments ayant conduit à la détermination des valeurs d'utilité pour les principales lignes de portefeuille.

Votre société constitue des provisions pour couvrir les risques liés aux litiges, contentieux et actions en réclamation de la part des tiers, tel que décrit dans la note relative aux principes, règles et méthodes comptables de l'annexe. Sur la base des éléments disponibles à ce jour, notre appréciation des provisions s'est fondée sur une prise de connaissance et des tests de la procédure suivie par la société pour procéder à leur estimation.

Vérification du rapport de gestion et des autres documents adressés aux Associés

Nous avons également procédé, conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, aux vérifications spécifiques prévues par la loi.

Nous n'avons pas d'observation à formuler sur la sincérité et la concordance avec les comptes annuels des informations données dans le rapport de gestion et dans les autres documents adressés aux Associés sur la situation financière et les comptes annuels.

Responsabilités de la direction et des personnes constituant le gouvernement d'entreprise relatives aux comptes annuels

Il appartient à la direction d'établir des comptes annuels présentant une image fidèle conformément aux règles et principes comptables français ainsi que de mettre en place le contrôle interne qu'elle estime nécessaire à l'établissement de comptes annuels ne comportant pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs.

Lors de l'établissement des comptes annuels, il incombe à la direction d'évaluer la capacité de la société à poursuivre son exploitation, de présenter dans ces comptes, le cas échéant, les informations nécessaires relatives à la continuité d'exploitation et d'appliquer la convention comptable de continuité d'exploitation, sauf s'il est prévu de liquider la société ou de cesser son activité.

Les comptes annuels ont été arrêtés par le Conseil d'Administration.

Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes annuels

Il nous appartient d'établir un rapport sur les comptes annuels. Notre objectif est d'obtenir l'assurance raisonnable que les comptes annuels pris dans leur ensemble ne comportent pas d'anomalies significatives. L'assurance raisonnable correspond à un niveau élevé d'assurance, sans toutefois garantir qu'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel permet de systématiquement détecter toute anomalie significative. Les anomalies peuvent provenir de fraudes ou résulter d'erreurs et sont considérées comme significatives lorsque l'on peut raisonnablement s'attendre à ce qu'elles puissent, prises individuellement ou en cumulé, influencer les décisions économiques que les utilisateurs des comptes prennent en se fondant sur ceux-ci.

Comme précisé par l'article L. 823-10-1 du code de commerce, notre mission de certification des comptes ne consiste pas à garantir la viabilité ou la qualité de la gestion de votre société.

Dans le cadre d'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, le commissaire aux comptes exerce son jugement professionnel tout au long de cet audit. En outre :

- il identifie et évalue les risques que les comptes annuels comportent des anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, définit et met en oeuvre des procédures d'audit face à ces risques, et recueille des éléments qu'il estime suffisants et appropriés pour fonder son opinion. Le risque de non-détection d'une anomalie significative provenant d'une fraude est plus élevé que celui d'une anomalie significative résultant d'une erreur, car la fraude peut impliquer la collusion, la falsification, les omissions volontaires, les fausses déclarations ou le contournement du contrôle interne ;
- il prend connaissance du contrôle interne pertinent pour l'audit afin de définir des procédures d'audit appropriées en la circonstance, et non dans le but d'exprimer une opinion sur l'efficacité du contrôle interne ;
- il apprécie le caractère approprié des méthodes comptables retenues et le caractère raisonnable des estimations comptables faites par la direction, ainsi que les informations les concernant fournies dans les comptes annuels ;

- il apprécie le caractère approprié de l'application par la direction de la convention comptable de continuité d'exploitation et, selon les éléments collectés, l'existence ou non d'une incertitude significative liée à des événements ou à des circonstances susceptibles de mettre en cause la capacité de la société à poursuivre son exploitation. Cette appréciation s'appuie sur les éléments collectés jusqu'à la date de son rapport, étant toutefois rappelé que des circonstances ou événements ultérieurs pourraient mettre en cause la continuité d'exploitation. S'il conclut à l'existence d'une incertitude significative, il attire l'attention des lecteurs de son rapport sur les informations fournies dans les comptes annuels au sujet de cette incertitude ou, si ces informations ne sont pas fournies ou ne sont pas pertinentes, il formule une certification avec réserve ou un refus de certifier ;
- il apprécie la présentation d'ensemble des comptes annuels et évalue si les comptes annuels reflètent les opérations et événements sous-jacents de manière à en donner une image fidèle.

Neuilly-sur-Seine, le 20 avril 2018

Les commissaires aux comptes

PricewaterhouseCoopers Audit

Deloitte & Associés

Sarah KRESSMANN-FLOQUET

Stéphane COLLAS

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

プラチナ・トラスト - 最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）の受託会社としてのBNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、プラチナ・トラスト - 最高実績参照型ファンド0809E（米ドル建て償還時元本確保型）（以下「ファンド」という。）の2016年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2016年12月31日現在の純資産計算書
- ・ 2016年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 2016年12月31日現在の純資産の概要
- ・ 同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はI E S B A 規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することで

ある。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのBNPパリバ・バンク・アンド・トラスト・ケイマン・リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

〔署名〕

プライスウォーターハウスクーパース

2017年6月19日

Independent Auditor's Report

To BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited solely in its capacity as trustee of Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected)

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Best Performance Reference Fund 0809E (USD Principal Protected) (the Series Trust) (a series - trust of Platinum Trust) as at December 31, 2016, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at December 31, 2016;
- the statement of investment as at December 31, 2016;
- the summary of net assets as at December 31, 2016;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for BNP Paribas Bank & Trust Cayman Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

June 19, 2017

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。